

増毛町地域防災計画

《 計 画 編 》

平成31年3月

増毛町防災会議

〔目 次〕

計 画 編

第1編 総則	1
第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	2
第4節 計画の修正要領.....	2
第5節 用語の定義.....	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第7節 住民及び事業者の基本的責務.....	11
第2章 増毛町の概況等	13
第1節 自然的条件.....	13
第2節 社会的条件.....	15
第3節 災害の概況.....	17
第4節 地震・津波の想定.....	24
第3章 防災組織	28
第1節 組織計画.....	28
第2節 動員配備計画.....	40
第2編 基本（風水害等対策）編	45
第1章 災害予防計画	45
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画.....	45
第2節 防災訓練計画.....	48
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	50
第4節 相互応援（受援）体制整備計画.....	51
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	52
第6節 避難体制整備計画.....	55
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	61
第8節 情報収集・伝達体制整備計画.....	65
第9節 建築物等災害予防計画.....	67
第10節 消防計画.....	69
第11節 水害予防計画.....	76
第12節 風害予防計画.....	77
第13節 雪害予防計画.....	78
第14節 融雪災害予防計画.....	79
第15節 高波、高潮災害予防計画.....	81
第16節 土砂災害予防計画.....	82
第17節 積雪・寒冷対策計画.....	87
第18節 複合災害に関する計画.....	90

第19節	業務継続計画の策定	91
第2章	災害応急対策計画	93
第1節	気象等に関する情報の収集・伝達計画	93
第2節	災害情報収集・伝達計画	101
第3節	災害通信計画	107
第4節	災害広報・情報提供計画	113
第5節	避難対策計画	116
第6節	応急措置実施計画	126
第7節	自衛隊派遣要請計画	130
第8節	広域応援・受援計画	133
第9節	ヘリコプター等活用計画	136
第10節	救助救出計画	138
第11節	医療救護計画	140
第12節	防疫計画	145
第13節	災害警備計画	148
第14節	交通応急対策計画	150
第15節	輸送計画	156
第16節	食料供給計画	159
第17節	給水計画	162
第18節	衣料、生活必需物資供給計画	165
第19節	石油類燃料供給計画	167
第20節	電力施設災害応急計画	168
第21節	ガス施設災害応急計画	169
第22節	上下水道施設対策計画	170
第23節	応急土木対策計画	171
第24節	被災宅地安全対策計画	173
第25節	住宅対策計画	175
第26節	障害物除去計画	178
第27節	文教対策計画	180
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	184
第29節	家庭動物等対策計画	187
第30節	応急飼料計画	188
第31節	廃棄物等処理計画	189
第32節	防災ボランティアとの連携計画	191
第33節	労務供給計画	193
第34節	災害救助法の適用と実施	195
第3章	災害復旧・被災者援護計画	198
第1節	災害復旧計画	198
第2節	被災者援護計画	200
第3節	災害応急金融計画	204
第3編	地震・津波災害対策編	205
第1章	災害予防計画	205
第1節	住民の心構え	205
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	208

第3節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	211
第4節	防災訓練計画	212
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	212
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	212
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	212
第8節	避難体制整備計画	213
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	213
第10節	津波災害予防計画	214
第11節	火災予防計画	217
第12節	危険物等災害予防計画	218
第13節	建築物等災害予防計画	218
第14節	土砂災害予防計画	218
第15節	液状化災害予防計画	219
第16節	積雪・寒冷対策計画	219
第17節	業務継続計画の策定	219
第18節	複合災害に関する計画	219
第2章	災害応急対策計画	220
第1節	応急活動体制	220
第2節	地震・津波情報の伝達計画	221
第3節	災害情報収集・伝達計画	233
第4節	災害広報・情報提供計画	234
第5節	避難対策計画	235
第6節	救助救出計画	236
第7節	地震火災等対策計画	237
第8節	津波災害応急対策計画	239
第9節	災害警備計画	239
第10節	交通応急対策計画	239
第11節	輸送計画	240
第12節	ヘリコプター等活用計画	240
第13節	食料供給計画	240
第14節	給水計画	240
第15節	衣料、生活必需物資供給計画	240
第16節	石油類燃料供給計画	240
第17節	生活関連施設対策計画	241
第18節	医療救護計画	242
第19節	防疫計画	242
第20節	廃棄物等処理計画	242
第21節	家庭動物等対策計画	242
第22節	文教対策計画	243
第23節	住宅対策計画	243
第24節	被災建築物安全対策計画	244
第25節	被災宅地安全対策計画	245
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画	245
第27節	障害物除去計画	245
第28節	広域応援・受援計画	245
第29節	自衛隊派遣要請計画	245
第30節	防災ボランティアとの連携計画	245

第 31 節	災害救助法の適用と実施	245
第 3 章	災害復旧・被災者援護計画	246
第 1 節	災害復旧計画	246
第 2 節	被災者援護計画	246
第 3 節	災害応急金融計画	246
第 4 編	事故災害対策編	247
第 1 章	個別事故対策計画	247
第 1 節	海上災害（海難）対策計画	247
第 2 節	海上災害（流出油等）対策計画	251
第 3 節	航空災害対策計画	255
第 4 節	道路災害対策計画	258
第 5 節	危険物等災害対策計画	262
第 6 節	大規模な火事災害対策計画	268
第 7 節	林野火災対策計画	272
第 8 節	港湾等対策計画	277
第 2 章	災害復旧・被災者援護計画	282

第1編 総則

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び増毛町防災会議条例（昭和37年条例第22号）第2条第1号の規定に基づき、増毛町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る防災に関し、予防、応急、復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、次のとおり防災対策を推進するための基本的事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 増毛町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関する事。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関する事。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関する事。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関する事。
- 5 災害復旧に関する事。
- 6 防災訓練に関する事。
- 7 防災思想の普及に関する事。

第2節 計画の構成

この計画は、次の各編によって構成する。

1 第1編 総則

計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。

2 第2編 基本（風水害等対策）編

町防災計画の基本となる編として位置づけ、風水害、土砂災害、雪害等の対策における、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・被災者援護計画について定める。

3 第3編 地震・津波災害対策編

基本（風水害等対策）編を基本とし、ここでは特に地震・津波災害対策について定める。

4 第4編 事故災害対策編

基本（風水害等対策）編を基本とし、ここでは特に海上（海難、流出油等）災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災等の対策について定める。

5 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

この計画の推進に当たっては、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本とする。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、災害対策基本法第42条の定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い防災計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により町防災計画の変更又は削除を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

第5節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりである。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町防災会議	増毛町防災会議
町防災計画	増毛町地域防災計画
町災害対策本部	増毛町災害対策本部
本部長	増毛町災害対策本部長（町長）
副本部長	増毛町災害対策副本部長（副町長及び教育長）
防災関係機関	町、道、本町の地域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、本町を警備区域とする陸上自衛隊、本町の地域を管轄する消防機関並びに本町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）、本町の地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
災害予防責任者	基本法第47条の定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項の定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施について責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第1 実施責任

1 増毛町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

1 増毛町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町長部局	(1) 町防災会議に関すること。 (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関すること。 (4) 町の所掌に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (5) 自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (7) その他災害発生の防衛及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (4) 児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること。 (5) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
増毛町消防本部 増毛町消防団	(1) 消防業務及び水防業務に関すること。 (2) 町が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること。 (3) 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 (4) 災害時における被害の拡大防止、災害の鎮圧等の消防活動に関すること。 (5) 火災警報等の住民への周知に関すること。 (6) 緊急時における病人、負傷者急患の輸送に関すること。 (7) 被災地の警戒体制に関すること。

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
留萌振興局 地域政策課	(1) 留萌振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
留萌建設管理部	(1) 道路（道道）、河川（二級河川）、海岸（建設海岸）、砂防、急傾斜地、漁港等、所管公共施設の災害時や緊急時の対応に関すること。 (2) 町所管公共施設（道路、河川等）に係る被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。 (3) 町及び水防団体等に対する防災及び応急措置に関する技術指導に関すること。 (4) 被災地の建築指導並びに住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅並びに建築用復旧資材の需給計画並びに公営住宅の被害状況調査及び応急措置並びに災害復旧に関すること。 (5) 留萌振興局（留萌建設管理部）と旭川地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に関すること。
留萌振興局 保健環境部	(1) 医療施設・衛生施設等の被害調査に関すること。 (2) 医薬品、防疫薬剤等の確保及び供給に関すること。 (3) 災害時における医療救護活動に関すること。 (4) 災害時における防疫活動に関すること。 (5) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること。
留萌振興局 森林室	(1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること。
留萌家畜保健衛生所	(1) 被災地の家畜の被害調査に関すること。 (2) 被災地の家畜の防疫指導、その他技術指導に関すること。
留萌農業改良普及センター	(1) 被災地の農作物の被害調査に関すること。 (2) 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関すること。
留萌教育局	(1) 災害時における被災児童生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。 (2) 児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること。 (3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旭川方面 留萌警察署 増毛・舎熊・別荘駐在所	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険か所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 町等防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 留萌開発建設部	(1) 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 増毛港、雄冬漁港施設の整備及び災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡しの遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置に係る金融機関への要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付に関すること。
北海道農政事務所 旭川地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 留萌南部森林管理署	(1) 所轄国有林に関する保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
旭川地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
留萌海上保安部	(1) 特別警報・警報・注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	<p>すること。</p> <p>(7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
北海道労働局 留萌労働基準監督署	(1) 事業所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道運輸局	<p>(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。</p> <p>(4) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</p>
東京航空局	<p>(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。</p> <p>(2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。</p> <p>(3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>(4) 航空機の遭難に際し、捜索及び救難の調整に関すること。</p> <p>(5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。</p>
北海道地方環境事務所	<p>(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。</p> <p>(2) 災害廃棄物の処理等に関すること。</p> <p>(3) 環境モニタリングに関すること。</p> <p>(4) 家庭動物の保護等に関すること。</p>
北海道経済産業局	<p>(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。</p> <p>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関すること。</p>
北海道産業保安監督部	<p>(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関すること。</p> <p>(2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること。</p>

6 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第26普通科連隊	<p>(1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。</p> <p>(2) 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。</p> <p>(3) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。</p> <p>(4) 災害時において、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合において、独自の判断に基づき部隊等を派遣すること。</p>

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 北海道支社	<p>(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。</p> <p>(2) 郵便の非常取扱いに関すること。</p> <p>(3) 郵便局ネットワーク等を活用した広報活動に関すること。</p>
北海道旅客鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道北支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関する事。
北海道電力株式会社 留萌ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関する事。
日本赤十字社北海道支部	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関する事。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関する事。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関する事。
日本銀行	(1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関する事。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事。
日本放送協会旭川放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道、防災広報に関する事。
日本通運株式会社	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道及び防災広報業務に関する事。
一般社団法人北海道医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する事。
一般社団法人北海道歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関する事。
一般社団法人北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関する事。
公益社団法人北海道獣医師会	(1) 災害時における飼養動物の対応に関する事。
北海道土地改良事業団体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策に関する事。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人北海道バス協会、 公益社団法人北海道トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送への支援に関する事。
一般社団法人北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に係る関係機関の支援に関する事。
公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援に関する事。
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関する事。
一般社団法人北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関する こと。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 増毛町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は 業務の実施の協力等総合調整に関すること。
一般社団法人留萌医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療 の実施に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
南るもい農業協同組合 増毛支所 増毛漁業協同組合 留萌南部森林組合	(1) 共同施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 組合員に対する気象予警報の連絡に関すること。 (3) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 (4) 災害時における被害状況調査に協力すること。
増毛町商工会	(1) 被災商工業者に対する融資及びあっせんに関すること。 (2) 災害時における物価の安定について協力すること。 (3) 災害時における救助用物資、復旧資材の確保について協力すること。 (4) 災害時における商工関係の被害状況調査に協力すること。
増毛町建設協会	(1) 災害時における公共土木施設の被害調査に関すること。 (2) 災害時における応急対策等に関すること。
社会福祉法人 増毛町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関すること。 (2) 被災者救護支援及び保護についての協力に関すること。 (3) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に 関すること。
沿岸バス株式会社 留萌営業所	(1) 災害時におけるバス等輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救助物資の緊急輸送及び避難者輸送等につき関係機 関への支援を行うこと。
北洋銀行株式会社 増毛支店 留萌信用金庫 増毛支店	(1) 災害時の金融に関すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送支援に関す ること。 (2) 災害による復旧資材の輸送協力に関すること。
一般医院・診療所	(1) 災害時における医療、防疫対策について協力すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。 (2) 燃料の確保に関すること。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保に係る関係機関への支援に関す ること。
日本水難救済会 増毛救難所	(1) 沿岸海域における海難救助に関すること。 (2) 漁港等防災対策の協力に関すること。

第7節 住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人一人や民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動の展開に努める。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から災害に対する備えを行うとともに、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間・推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係の醸成
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による、防災意識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成の促進
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の救助、支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的な活動の実施
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動の実施

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努める。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら

防災対策を実施するとともに、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において防災活動の推進に努める。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時職員初動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定及び運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・浸水防止対策
- エ 予想被害からの復旧計画の策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼び掛ける。

し、晩夏から秋にかけては多雨となる傾向にある。

気温・降水量・積雪（平成29年）

	平均気温 (°C)	月最高気温 (°C)	月最低気温 (°C)	降水量 (mm)
1月	-4.0	5.2	-16.7	21.0
2月	-2.2	7.6	-9.4	14.5
3月	0.6	8.3	-5.9	22.0
4月	7.0	21.1	-2.9	15.5
5月	12.4	23.1	3.5	33.5
6月	14.0	25.3	4.5	60.5
7月	20.6	32.3	14.0	69.0
8月	20.3	27.2	10.9	120.5
9月	16.4	24.8	6.2	164.0
10月	10.6	23.1	0.3	89.5
11月	4.2	18.0	-5.6	137.0
12月	-1.7	9.0	-6.9	75.0
平均	8.2	11.7	4.4	68.5
平28年平均	8.4	—	—	66.4
平27年平均	9.0	—	—	80.7
平26年平均	8.3	—	—	72.2
平25年平均	8.4	—	—	88.5
平24年平均	8.3	—	—	96.8

データ：気象庁

第2節 社会的条件

大規模な災害では、自然的条件だけでなく社会的条件によって被害が拡大する場合が考えられる。減災化に向けては、被害を拡大する社会的災害要因を考慮した対策が必要となっている。

第1 高齢化の進行等による要配慮者の増加

2015年の国勢調査の結果によると、本町の人口は4,497人で、平成17年の調査(5,708人)から10年間で1,211人減少しており、このうち高齢者が占める割合は42.1%となっている。

高齢者の増加は、避難等に支援を必要とする避難行動要支援者や避難所等での支援等が必要な要配慮者が増加するため、こうした要配慮者に対する早期の避難を促すためにも防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び避難所等での支援等の取組も重要である。

(本町の人口)

平成27年 国勢調査における人口・世帯数

地 域	世 帯 数	人口総数	男	女	1世帯当たり 人員
雄 冬	32	63	34	29	2.0
岩 老	7	17	10	7	2.4
別 苧	229	481	209	272	2.1
暑 寒 沢	42	110	55	55	2.6
市 街	1,186	2,508	1,134	1,374	2.1
中 歌	25	49	26	23	2.0
見 晴 町	71	235	92	143	3.3
湯 の 沢	6	18	10	8	3.0
箸 別	52	126	54	72	2.4
舎 熊	191	401	188	213	2.1
阿 分	157	360	147	213	2.3
信砂・御料	53	129	65	64	2.4
計	2,051	4,497	2,024	2,473	2.2

注：見晴町は、老人ホーム明和園を含む

第2 生活様式の変化

人々の生活様式の変化は、電気、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度を高めている。しかし、ライフライン施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要し、二次災害の発生危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもライフラインへの依存度は高いため、初動体制や業務継続への影響が極力出ないように備蓄やバックアップ体制の整備が必要である。

第3 情報化の進展

最近のICT技術の進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは、中枢管理機能の集積を促している。災害時における、その機能障害は、多方面に影響を及ぼし被害が拡大、長期化するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

第4 住民意識の変化

近年の核家族世帯や一人暮らしの増加に伴い、住民の地域的連帯感の希薄化が見られる。減災に向けては、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人一人の防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等地域における防災体制の整備充実が欠かせないものといえる。

第3節 災害の概況

第1 風水害等の発生状況

本町における風水害等は、暴風雨及び融雪出水による河川の洪水が多く、次いで多いのは、冷害、火災等である。

融雪出水は、4月中旬から5月上旬にかけて多く、暖気と降雨のため融雪し、急速に河川に注ぎ出水する。このため、気温の急激な上昇とともに、降水量40mmを超えると警戒を要する。

また、一般に台風が北海道地方に接近する際はその勢力を弱めるが、時に勢力を維持して接近することがあり、本町においても8月上旬から10月上旬にかけて暴風雨災害に注意する必要がある。

第2 地震・津波の発生状況

留萌地方は、北海道の中でも地震の少ない地域であるが、北海道地域防災計画に記載されている記録によると1918年（大正7年）に北海道北西沖の地震が発生し、小平町（旧鬼鹿町）と幌延町で震度5が記録されている。以降、1940年（昭和15年）に北海道北西沖の地震では留萌地方の全域で震度4から3が記録され、1995年（平成7年）に空知地方中部で発生した地震では留萌市で震度4が記録されている。

また、1940年（昭和15年）の北海道北西沖の地震、1983年（昭和58年）の日本海中部地震、1993年（平成5年）の北海道南西沖地震においては津波が発生し、留萌地方の沿岸地域に被害を及ぼしているが、本町での被害についての記録は存在していない。

なお、最近では2004年（平成16年）に留萌地方南部で地震が発生し、苫前町や小平町に多大な被害をもたらした。

第3 災害の記録

主な災害の記録は、次のとおりである。

1 火災（損害額 2,000千円以上の火災）

出火年月日	出火場所	出火原因	被害状況	損害額 (千円)
昭和50.06.28	舎熊村字箸別湯の沢	不明	住宅（全焼） 92㎡	2,834
昭和50.10.10	別茹村カクマナイ	不明	車庫（全焼） 231㎡	20,796
昭和50.11.22	増毛村字中歌	石油ストーブ	住宅（半焼） 47㎡	2,160
昭和51.03.03	別茹村ホソナイ	蛍光灯	住宅（全焼） 58㎡	2,800
昭和52.02.29	増毛村	ガスコンロ	住宅（全焼） 143㎡	7,186
昭和52.03.03	舎熊村	乾燥機	作業場（全焼） 116㎡	9,000
昭和55.05.30	別茹村カクマナイ	不明	住宅（全焼） 56㎡	3,450
昭和55.06.05	畠中町4丁目	ガスコンロ	飲食店兼住宅（半焼） 32㎡	2,589
昭和55.09.23	増毛村字箸別	石油ストーブ	住宅（全焼） 123㎡	3,829
昭和55.10.01	別茹村字大別茹	かまど	倉庫（全焼） 252㎡	6,642

昭和 55. 10. 04	別荘村字本内	ガスコンロ	住宅（全焼）	137 m ²	2, 563
昭和 55. 10. 10	暑寒沢村	電気アイロン	住宅（半焼）	49 m ²	10, 980
昭和 56. 01. 11	暑寒沢村	ガスコンロ	住宅（全焼）	132 m ²	16, 420
昭和 56. 06. 29	暑寒町 1 丁目	不明	製材工場（全焼）	667 m ²	19, 998
昭和 56. 09. 20	阿分村字元阿分	溶接器	機械修理工場（全焼）	196 m ²	16, 609
昭和 57. 08. 08	増毛村	配電盤	製材工場（全焼）	1, 148 m ²	10, 929
昭和 57. 10. 26	増毛村	乾燥機の 煙道	水産加工場（半焼）	70 m ²	7, 130
昭和 58. 02. 27	暑寒沢村	石油ストーブ	住宅（全焼）	83 m ²	3, 140
昭和 58. 04. 10	暑寒沢村	タバコ	住宅（半焼）	18 m ²	5, 418
昭和 58. 10. 03	岩尾村字雄冬	不明	住宅（全焼）	98 m ²	3, 343
昭和 59. 08. 28	舎熊村	不明	作業場（全焼）	67 m ²	4, 950
昭和 59. 10. 04	岩尾村字雄冬	ガスコンロ	宿泊所（全焼）	403 m ²	12, 570
昭和 60. 01. 03	別荘村字谷地町	煙突	住宅（全焼）	93 m ²	3, 598
昭和 60. 05. 17	畠中町 2 丁目	放火	倉庫（全焼）	658 m ²	13, 573
昭和 60. 09. 23	畠中町 3 丁目	放火	住宅（全焼）	112 m ²	5, 863
昭和 60. 09. 23	畠中町 1 丁目	放火	作業場（全焼）	285 m ²	9, 066
昭和 61. 03. 06	舎熊村字朱文別	石油ストーブ	住宅（全焼）	123 m ²	7, 208
昭和 61. 04. 14	阿分村	風呂の空だ き	住宅（全焼）	112 m ²	5, 326
昭和 62. 12. 01	増毛沖	不明	漁船		8, 000
平成 01. 01. 09	弁天町 1 丁目	ガスレンジ	飲食店（部分焼）	18 m ²	4, 249
平成 01. 06. 19	舎熊村字箸別湯の沢	芥焼の残り 火	納屋（全焼）	249 m ²	3, 628
平成 01. 10. 06	増毛村	子供の火遊 び	住宅（半焼）	32 m ²	2, 600
平成 02. 02. 22	暑寒沢村	不明	倉庫（全焼）	136 m ²	2, 129
平成 03. 02. 17	増毛村	煙突	水産加工場（部分焼）	13 m ²	3, 079
平成 03. 11. 16	別荘村カクマナイ	廃油ストーブ	車庫（全焼）	162 m ²	23, 961
平成 04. 05. 14	畠中裏町	乾燥機	工場（全焼） 住宅（部分焼）	573 m ²	23, 420
平成 04. 11. 19	舎熊村字信砂	ストーブ	住宅（全焼）	116 m ²	8, 557
平成 04. 12. 02	畠中町 1 丁目	タバコ	住宅（全焼）	123 m ²	3, 660
平成 05. 09. 18	阿分村	バーナー	住宅（全焼）	130 m ²	2, 768
平成 07. 01. 02	畠中町 3 丁目	取灰	住宅（半焼）	66 m ²	3, 375
平成 07. 04. 06	暑寒町 1 丁目	線香	住宅（半焼）	60 m ²	5, 203
平成 07. 08. 20	暑寒沢村	不明	倉庫（全焼）	44 m ²	5, 387
平成 07. 09. 29	別荘村本内	モーター	作業場（全焼）	141 m ²	2, 622

平成09.06.06	暑寒町3丁目	タバコ	住宅併用事務所(全焼) 123 m ²	20,531
平成10.03.29	南島中町4丁目	不明	住宅(半焼) 95 m ²	6,643
平成10.05.24	暑寒沢	焚火	納屋(全焼) 251 m ²	3,016
平成10.06.07	舎熊	ストーブ	工場(全焼) 182 m ²	2,881
平成14.05.19	南暑寒町7丁目	火遊び	共同住宅(部分焼) 74 m ²	13,560
平成15.05.13	中歌	タバコ	住宅(半焼) 79 m ²	9,228
平成18.06.29	岩尾	車両火災	車輛(全焼) 武好トンネルケーブル(部分焼)	6,412
平成23.09.12	暑寒沢	不明	倉庫(全焼) 530 m ²	2,649

2 風水害

災害年月日	警報・注意報	被害内容	被害地域	河川名
昭和56.08.04	大雨・洪水	土砂崩れ、床下浸水	元阿分、朱文別、阿分、箸別、信砂、市街、暑寒沢	信砂川 永寿川
昭和56.08.23	暴風雨・波浪・洪水	住宅、屋根損壊、電柱倒壊	市街、阿分、中歌上	
昭和56.11.15	大雨・雷・洪水	土砂崩れ	歩古丹	
昭和63.08.25	大雨・雷・洪水	床下浸水、床上浸水(倉庫)	湯の沢、元阿分、信砂	信砂川
平成01.03.30 ~04.13	融雪・洪水	・農業用施設(水路)の埋没4件 ・護岸積ブロック等の流失4件 被害総額:58,200千円	信砂、湯の沢、別荘	信砂川 箸別川
平成01.08.28	大雨・洪水	・農業用施設(頭首工)の埋没1件 ・河川被害(護岸ブロック等の流失) ・林業被害(林道法面崩壊) 被害総額:17,700千円	信砂、山の神	信砂川 暑寒別川
平成02.04.01 ~04.05	融雪・洪水	・農業用施設(頭首工・水路)の被害9件 ・河川被害(護岸用ブロック等の流失)2件 被害総額:132,306千円	信砂、箸別	信砂川 箸別川
平成02.04.08	強風	・営農施設(野菜等の栽培ハウス)の倒壊50件 ・水産施設(ホタテ養殖)の流失14件 被害総額:75,304千円	阿分、舎熊	
平成02.04.23	大雨	・農地の冠水5ha ・農業施設(頭首工)の埋没1件 被害総額:40,000千円	信砂、舎熊、暑寒沢	信砂川 暑寒別川 朱文別川
平成02.11.10 ~11.12	暴風・波浪	・住宅被害(一部破損)1件 ・水産被害(船揚場等共同利用施設・ホタテ養殖等個人施設・漁具(網)・養殖や放流の半成貝等)20件 被害総額:25,620千円	岩老、古茶内	
平成03.04.04 ~04.10	融雪	・農業用施設(水路)被害12件 ・土木(河川)被害5件 被害総額:775,793千円	阿分、信砂、朱文別、箸別、湯の沢	信砂川 箸別川 朱文別川
平成03.09.06	豪雨	・農業用施設(用排水路)被害2件 被害総額:29,470千円	古茶内	

平成 04. 04. 05 ～04. 10	融雪	・農業用施設（水路）被害7件 被害総額：119,380千円	阿分、信砂、 朱文別、湯の 沢、黒岩尻	信砂川 暑寒別川 朱文別川
平成 04. 09. 17	竜巻（低気圧の 通過に伴う）	・住家等家屋被害6件 被害総額：41,000千円	別荘	
平成 05. 04. 16 ～04. 17	融雪（異常高温）	・農業用施設（水路）被害4件 被害総額：92,783千円	中歌、笹沼、 信砂	
平成 06. 04. 16	融雪	・農業用施設（用水路）被害7件 被害総額：211,756千円	阿分、信砂、 笹沼、中歌	
平成 06. 05. 27	融雪（5.25・26 の高温、26夜か らの降雨）	・畑地等の冠水5.8ha ・農業用施設（頭首工・水路・揚水機他）11件 ・土木（河川・橋りょう）被害10件 ・水産施設（サケ孵化施設）被害4件 ・水道管損傷1件 ・社会教育施設（ゲートボール場流出）1件 ・公園等施設被害4件 ・その他（公衆浴場）被害1件 被害総額：623,275千円	増毛町内全域	全河川
平成 06. 08. 14	集中豪雨	・住家（床下浸水）被害2件 ・農業用施設（頭首工・水路他）3件 ・水産施設（ウライ他）被害2件 ・民有林林道被害1件 ・商業施設（店舗等への浸水）被害3件 ・社会教育施設（ゲートボール場）被害1件 ・都市施設（公園・海水浴場）2件 被害総額：101,363千円	増毛町内全域	全河川
平成 06. 09. 25	豪雨	豪雨による土砂災害 ・漁業施設（作業小屋）被害3件 被害総額：38,318千円	別荘	
平成 07. 03. 31	融雪	融雪による土砂崩れ ・住家（一部破損）被害1件 ・水産（漁業作業場一部破損他）被害2件 ・林業（治山施設）被害1件 被害総額：154,547千円	別荘	
平成 07. 04. 06	融雪	・農業用施設（水路）被害5件 被害総額：85,246千円	信砂、笹沼、 黒岩尻	信砂川 暑寒別川
平成 08. 04. 25	融雪	・農業用施設（水路・頭首工）被害8件 被害総額：224,497千円	阿分、信砂、 笹沼、箸別、 黒岩尻	
平成 09. 04. 28 ～04. 29	融雪	・農業用施設（用水路）被害7件 被害総額：147,715千円	増毛町全域	全河川
平成 09. 08. 05	大雨	・住家（床下浸水）被害1件 ・農業施設（水路）被害 ・河川（護岸ブロック決壊等）被害25件 ・道路（路肩崩壊）被害1件 ・林道（法面崩壊）被害1件 ・海水浴場（浮桟橋一部破損他）被害1件 被害総額：174,163千円	増毛町全域	
平成 10. 04. 13	融雪	・農業用施設（水路）被害5件 被害総額：108,050千円	増毛町全域	全河川
平成 10. 04. 25	融雪	・農業用施設（水路）被害5件 被害総額：117,000千円	信砂、笹沼	

平成 11. 07. 28	大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・住家（床下浸水）被害42件 ・住家（床上浸水）被害11件 ・農業用施設（頭首工・用水路）被害9件 ・農作物（果樹・野菜）被害4件（0.1ha） ・営農施設（雨よけハウス他）被害3件 ・果樹（リンゴ1、ナシ10、サクランボ132）の樹体流失143本 ・土木（河川）被害12件 ・土木（道路）被害13件 ・土木（港湾）被害1件 ・水産（共同利用施設）被害2件 ・水道施設（取水施設破損他）被害3件 ・文教施設（校舎浸水・グラウンド冠水）被害2件 ・社会教育施設（ゲートボール場崩壊）被害1件 ・観光施設（海水浴場・公園・キャンプ場他）被害6件 ・公営企業施設（採石場内橋りょう流失）被害1件 被害総額：508,998千円	増毛町全域	全河川
平成 11. 08. 01	乾風害	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物（温乾風フェーンによる出穂直後の水稻の白穂化）被害72ha 被害総額：17,671千円	古茶内	
平成 14. 01. 22	暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害（一部損壊）被害1件 被害総額：100千円	岩尾	
平成 14. 10. 03	暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹被害1.15ha（リンゴ）その他1件 被害総額：3,610千円		
平成 16. 09. 08	暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・人的（軽傷）被害2件 ・住家（半壊）被害1件 ・住家（一部破損）被害71件 ・非住家（全壊）被害15件 ・非住家（半壊）被害4件 ・農作物（田）54.01ha、（畑）151.4ha ・営農施設（雨よけハウス他）被害85件 ・果樹（リンゴ、ナシ、ブドウ）の落果108件 ・土木（道路）被害1件 ・土木（漁港）被害1件 ・水産（漁船流失）被害1件 ・水産（漁船破損）被害2件 ・水産（共同利用施設）被害5件 ・水産（その他の施設）被害27件 ・林業（道有林林地）被害12件 ・林業（民有林林地）被害36件 ・水道施設（簡水緩速ろ池上屋）被害1件 ・病院施設（市街・雄冬）被害2件 ・商工（商業）被害26件 ・商工（工業）被害15件 ・文教施設（小中校舎）被害6件 ・社会教育施設（元陣屋・本間家）被害2件 ・観光施設（公園・雄冬展望台）被害3件 ・公営企業施設（採石場）被害1件 ・その他施設被害5件 被害総額：288,156千円		
平成 18. 10. 10	暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹被害25.6ha（リンゴ他）その他3件 被害総額：1,951千円	暑寒沢	
平成 23. 09. 02	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・住家（床下浸水）被害1件 ・非住家（半壊）被害1件 ・農作物（田）0.25ha 	増毛町全域	

		<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設 被害5件 ・土木(河川)川の氾濫による護岸の崩壊等被害7件 ・土木(道路)側溝機能喪失砂利道洗掘等被害7件 ・土木(橋りょう)被害2件 ・崖くずれ 被害1件 ・グラウンド法面 被害1件 ・林業被害(法面土砂崩壊) 被害1件 ・水道(町上水道水源地取水施設) 被害1件 被害総額: 298,243千円		
平成 23. 09. 17	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・住家(床下浸水)被害2件 ・農地 豪雨流入 0.37ha ・農業用施設 被害3件 ・土木(河川)河川護岸一部流失等 被害2件 ・土木(道路)道路法面崩れ等 被害10件 ・崖くずれ 被害1件 ・林業(民有林林地) 被害2件 ・林業(民有林その他) 被害1件 被害総額: 85,500千円	増毛町全域	
平成 24. 08. 26	豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・住家(床下浸水)被害1件 ・非住家(半壊)被害3件 ・土木(河川)護岸決壊等 被害3件 ・土木(道路)側溝埋塞等 被害22件 ・土木(橋りょう)護岸決壊 被害1件 ・崖くずれ 被害1件 被害総額: 86,705千円	増毛町全域	
平成 25. 01. 03	暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> ・非住家(半壊)被害2件 ・停電 約1,100戸 ・崖くずれ 被害1件 ・避難者 13名 	増毛町全域	
平成 25. 03. 02	暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> ・水産(漁船破損)被害2件 被害総額: 1,300千円	別荘	
平成 27. 10. 01	爆弾低気圧に伴う暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・住家(一部破損)被害3件 ・非住家(半壊)被害21件 ・農作物(田) 34ha ・農業用施設 被害3件 ・水産(漁船破損)被害1件 ・水産(漁港施設)被害2件 ・水産(共同利用施設)被害7件 ・水産(漁具)定置網 被害5件 ・林業(民有林その他)被害20件 ・27名避難 被害総額: 148,271千円	増毛町全域	
平成 27. 10. 25	暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 1名 ・住家(一部破損)被害4件 ・非住家(半壊)被害4件 ・港湾 係船中の破損 被害2件 ・林業(民有林その他)倒木10本 被害総額: 1,105千円	増毛町全域	
平成 29. 04. 18	強風	<ul style="list-style-type: none"> ・非住家(半壊)被害3件 ・農業用施設(ビニールハウス)被害7件 被害総額: 8,344千円	信砂、元阿分	
平成 29. 11. 11	爆弾低気圧に伴う暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・住家(一部破損)被害3件 ・非住家(全壊)被害2件 ・非住家(半壊)被害5件 ・農業被害(その他) 被害1件 ・水産(漁船破損)被害10件 	増毛町全域	

		<ul style="list-style-type: none">・水産（漁業施設）被害1件・水産（共同利用施設）窓ガラス破損 被害1件・水産（その他施設）巻揚機 被害5件・水産（漁具）ホタテ籠 被害1件・林業（民有林その他）倒木18本・文教施設（小学校校舎）被害2件・文教施設（その他文教施設）被害2件 被害総額：680千円		
--	--	--	--	--

第4節 地震・津波の想定

第1 町における地震の想定

北海道地方の地震は、大きく分けて千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分類することができる。

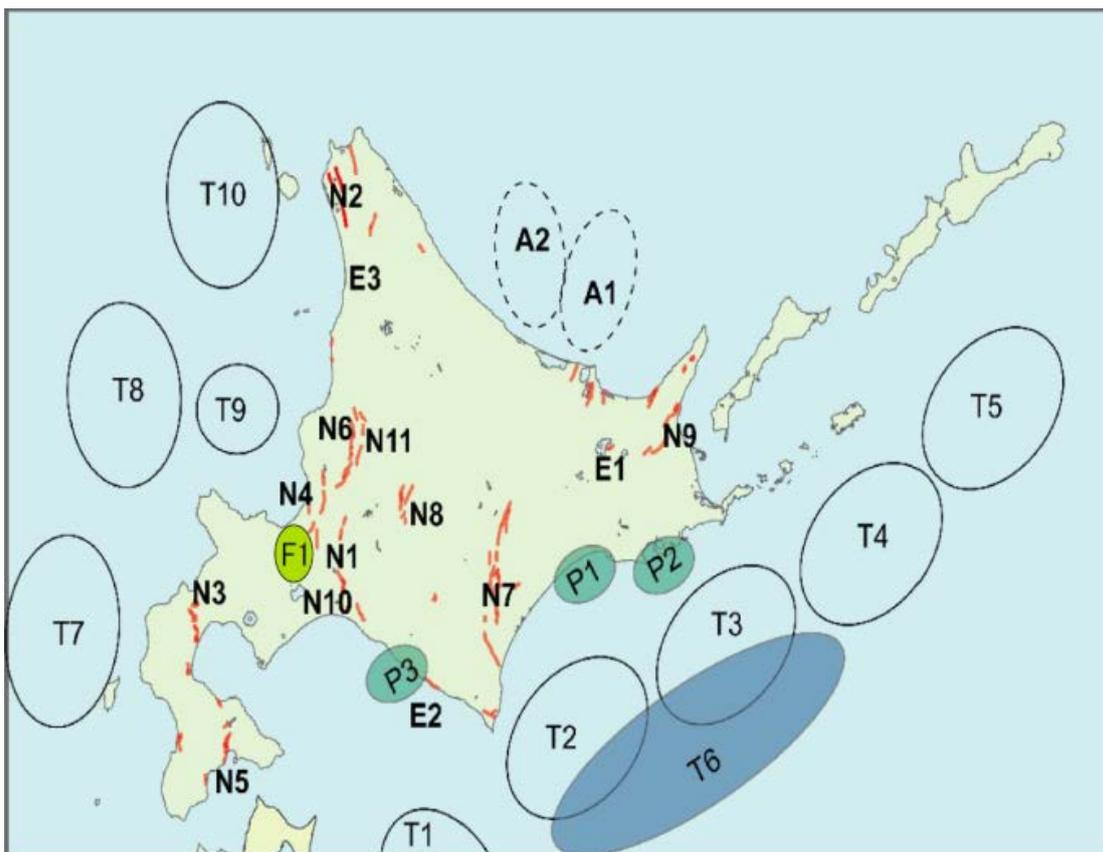
海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定されるのは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

なお、道においては、今後、地震動による被害についての詳細な想定を行うこととしており、町は、道の公表する被害想定結果を適宜反映していくものとする。

北海道地方において想定される地震



	地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝/日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	—
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	—
	T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
	P2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	(伏在断層)						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
	(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—	
E2	浦賀周辺	—	1982年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※ 断層モデルを公表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

(注) 上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震・津波に対しても注意を要する。

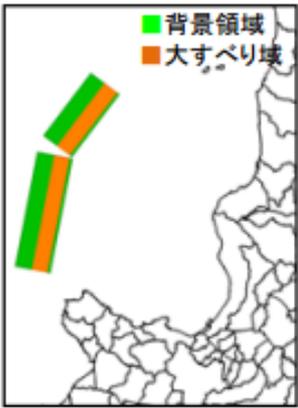
資料：北海道地域防災計画

第2 町における津波の想定

北海道では、平成22年3月に作成した日本海沿岸の津波浸水想定図を見直し、平成29年2月に新たなシミュレーション結果を発表している。

本町においては、2つの想定地震を設定しており、対象となる地震及び本町の主な地点における津波等の概要は次のとおりである。

津波断層モデル概要

④	⑤
F06	F06'
モーメントマグニチュード 7.6	モーメントマグニチュード 7.6
国の報告書により設定された津波断層モデルF06モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定	国の報告書で示している断層トレースを基に、F06の東側の断層について、本道に近い位置にあり、津波高が高くなるなど、影響が大きい断層と考えられることから、新たに設定
 <p>波源域</p>	

津波概要（本町の主な地点）

阿分漁港			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	9.56m	28分	37分
⑤	5.15m	25分	31分

信砂川河口			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	6.90m	31分	36分
⑤	4.41m	24分	30分

増毛港			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	7.65m	30分	36分
⑤	6.04m	24分	30分

暑寒別川河口			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	10.07m	26分	31分
⑤	5.38m	20分	26分

別荘			
NO.	最大遡上高	±0.2m	第1波到達時間
④	12.30m	25分	32分
⑤	8.74m	20分	26分

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め、実施体制の確立を図る。

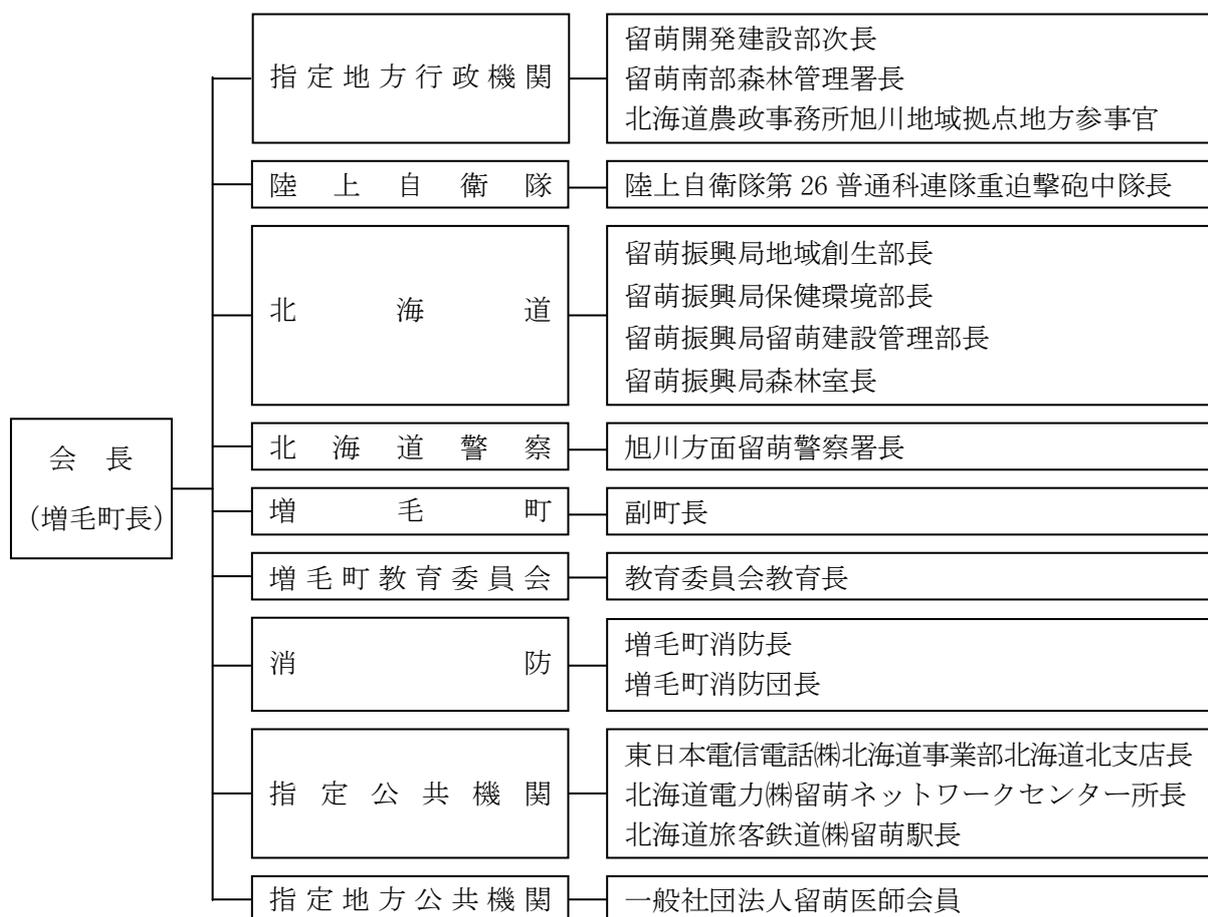
第1節 組織計画

第1 増毛町防災会議

1 組織

町防災会議は、以下のとおり町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく増毛町防災会議条例に規定する者を委員として組織する。

増毛町防災会議の組織



2 運営

町防災会議は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るものとし、具体的な運営については、増毛町防災会議条例の定めるところによる。

第2 増毛町災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2及び増毛町災害対策本部条例に基づき、町災害対策本部を設置し、本計画の定めるところにより災害応急対策を実施する。

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町災害対策本部は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、本部長が必要と認めるときに設置する。

増毛町災害対策本部の設置基準

町 災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> 警報や特別警報等の情報を受け、非常配備の必要があるとき。 大型台風の接近等で甚大な被害の発生が予想される時。 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。 孤立集落、避難者の発生等により、応急対策が必要な時。 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。 孤立集落、避難者の発生等により、応急対策が必要な時。 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> 各地で冷（湿）害被害が発生したとき。
大 事 故 等	
海 上 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想される時。 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時。 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要な時。
航 空 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 離着陸事故等で人的被害が発生したとき。 小型飛行機等の墜落事故で対策が必要な時。
道 路 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時。 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要な時。
危 険 物 等 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
大 規 模 火 災	<ul style="list-style-type: none"> 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
林 野 火 災	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動の難航が予想される時。 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
地 震 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 本町で震度5弱以上の地震が発生したとき。 地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
津 波 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 日本海沿岸北部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 設置場所

町災害対策本部は原則として町役場庁舎内に設置し、代替場所を文化センターとする。ただし、庁舎等が被災し、使用できない場合等は、本部長の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設に設置する。

(3) 設置の通知及び公表

町災害対策本部を設置したときは、庁内放送、電話、メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、口頭等により直ちに全職員に通知するとともに、防災関係機関、住民等に対し、電話、FAX、北海道総合行政情報ネットワーク、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、町ホームページ、Lアラート等を活用し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

2 標識

(1) 町災害対策本部を設置したときは、設置施設玄関前等適切な場所に「災害対策本部掲示板」を掲げる。

(2) 本部長、副本部長、対策部局長、班長及び班の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じて「腕章」等を着用する。

(3) 災害時において非常活動に使用する町災害対策本部の自動車には、「標旗」を付ける。

3 町災害対策本部の廃止

次のいずれかに該当するときは、町災害対策本部を廃止する。この場合、町災害対策本部の設置に準じて、その通知及び公表を行う。

(1) 予想された災害発生の危険が解消したとき。

(2) 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

4 災害情報連絡室の設置

総務課長は町長及び副町長と協議の上、必要と認められる場合には、災害対策本部の設置に至るまでの措置を行うため、災害情報連絡室を置くものとする。災害情報連絡室の設置後、甚大な被害に拡大すると予測される場合は、災害情報連絡室を災害対策本部に移行する。

第3 災害対策本部の組織等

1 組織

本部長：町長

副本部長：副町長・教育長

本部員：各部長・副部長

部名	部長	副部長	班名（班長）	構成
総務部	総務課長	企画財政課長 議会事務局長 出納室長	総務班 （庶務係長）	総務課職員 議会事務局職員
			情報班 （企画係長）	企画財政課職員 （企画係、管財係）
			経理班 （財政係長）	企画財政課職員、出納室職員 （財政係、出納係）
消防部	消防長	消防署長	警防班 （消防係長）	消防本部職員 （消防係、救急救助係、機械係）
			予防班 （予防係長）	消防本部職員 （予防係）
			総務班 （総務係長）	消防本部職員 （総務係）
厚生部	福祉厚生課長	町民課長 税務課長	民生班 （民生係長）	福祉厚生課職員 （民生係、介護保険係）
			避難班 （税務係長）	税務課職員 （税務係、納税係、地籍係）
			衛生班 （町民環境係長）	町民課職員 （町民環境係、戸籍係、保険年金係）
建設部	建設課長	企業課長 上下水道課長	土木班・港湾班 （管理係長）	建設課職員 （管理係、技術係） 企業課職員
			建築班 （建築係長）	建設課職員 （建築係）
			上下水道班 （上水道係長）	上下水道課職員 （上水道係、下水道係）
産業部	農林水産課長	商工観光課長 農業委員会事務局長 農業基盤整備室長	農林班 （農林係長）	農林水産課職員 （農林係、水利施設管理係、農業基盤 整備係） 農業委員会事務局職員
			水産班 （水産係長）	農林水産課職員 （水産係）
			商工班 （商工観光係長）	商工観光課職員 （商工観光係・観光事業係）
教育部	教育委員会 総務学校課長	地域学習課長	学校教育班 （学校教育係長）	教育委員会事務局職員 （総務係、学校教育係）
			社会教育班 （社会教育係長）	教育委員会事務局職員 （社会教育係、文化振興係、スポーツ係）
医療部	診療所長	診療所事務長	医療班 （事務係長）	診療所職員
			保健班 （保健指導係長）	福祉厚生課職員 （保健指導係）

注：本表は、課長補佐等の直属上司の補佐代行を行う職は表示しない。

2 災害対策本部の主な所掌事務

各部、各班は、以下の分担によるほか、関係法令等の規程による措置並びに関係機関及び団体等との連携を保ち、業務を遂行するものとする。

各班共通

班 名	所 掌 事 項
各班共通	1 所管に属する災害応急対策に係る計画の作成及び修正に関すること。 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 3 所管に属する被害状況調査、災害応急・復旧対策に関すること。 4 所管に属する関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害時における所管事項の執行記録に関すること。

総務部

班 名	所 掌 事 項
総務班	1 防災会議及び本部員会議に関すること。 2 災害情報連絡室の設置及び閉鎖に関すること。 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 5 災害対策本部の庶務に関すること。 4 庁内の非常体制に関すること。 6 自衛隊の派遣要請に関すること。 7 住民に対する災害広報に関すること。 8 避難の勧告・指示、屋内待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令に関すること。 9 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関すること。 10 各部各班の連絡調整（本連絡員を含む。）に関すること。 11 救助法の適用に関すること。 12 国、道に対する要請及び報告に関すること。 13 職員の安否確認、健康管理及び公務災害補償に関すること。 14 他市町村との相互応援に関すること。 15 応援部隊、団体等の受入れ、連絡・配備調整等に関すること。 16 防災関係機関、関係団体、住民組織等に対する協力及び応援要請に関すること。 17 公用車の運行に関すること（各課所管車両との調整含む。）。 18 町議会との連絡調整に関すること。 19 その他各部の他の班に属さないこと。

班 名	所 掌 事 項
情報班	1 通信連絡機能の確保に関する事。 2 予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の伝達に関する事。 3 各地区との連絡情報に関する事。 4 災害情報の収集、取りまとめ及び報告に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 災害の記録に関する事。 7 災害現地の取材及び写真収集に関する事。 8 労務者の雇上げに関する事。 9 災害対策本部と災害現地との連絡に関する事。 10 住民組織及び団体との連絡、協力に関する事(情報通信関係)。 11 安否情報の提供に関する事。 12 災害相談窓口の設置に関する事。 13 被災者台帳の作成及び罹災証明に関する事。
経理班	1 災害予算の編成、経理及び資金の調達に関する事。

消防部

班 名	所 掌 事 項
警防班	1 救急、救助に関する事。 2 被災者の捜索及び救出に関する事。 3 隣接消防機関との応援に関する事。 4 災害時の防犯・交通安全対策に関する事。
予防班	1 災害状況の調査に関する事。 2 住民の避難誘導に関する事。
総務班	1 消防団員の非常招集に関する事。 2 消防関係機関の連絡に関する事。 3 消防部各班との連絡調整に関する事。

厚生部

班 名	所 掌 事 項
民生班	1 応急食料の供給及び炊き出しの実施に関する事。 2 救援(支援)物資の調達及び配布に関する事。 3 日赤救助活動の連絡調整に関する事。 4 義援金品の受付及び配分に関する事。 5 被災者の生活保護に関する事。 6 ボランティアの受入に関する事。 7 要配慮者等の被災調査及び生活支援に関する事。 8 町社会福協議会との連絡調整に関する事。 9 家庭動物対策に関する事。

班 名	所 掌 事 項
避難班	1 避難所の開設、運営及び被災者の受入れに関すること。 2 住民の避難及び立退きに関すること。 3 被災者の調査及び救出対策に関すること。 4 団体等の協力者の指揮監督に関すること。 5 要配慮者等の安全確保、避難誘導に関すること。
衛生班	1 被災地の防疫の実施に関すること。 2 被災地の廃棄物処理及び環境衛生保持に関すること。 3 死亡者の収容、処理及び埋葬に関すること。 4 災害廃棄物処理（ごみの収集、し尿のくみ取り等）に関すること。

建設部

班 名	所 掌 事 項
土木班	1 土木被害の調査及び運行路線の確保に関すること。 2 道路、橋りょう及び河川の被害状況調査及び応急措置並びに災害対策に関すること。 3 災害復旧に関すること（障害物の除去を含む。）。 4 水防に関すること。 5 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関すること。 6 災害応急資機材の確保に関すること。 7 緊急輸送（災害物資及び避難者）に関すること。 8 仮設トイレの設置に関すること。
建築班	1 町有施設の被害状況調査及び災害対策に関すること。 2 応急仮設住宅の設置に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。 4 建築物の災害対策に関すること（応急危険度判定並びに融資制度及び貸付金含む。）。
港湾班	1 港湾施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災港湾施設の復旧に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
上下水道班	1 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること。 2 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 被災上下水道施設の復旧に関すること。

産業部

班 名	所 掌 事 項
農林班	1 農林畜産関係の被害調査及び報告に関すること。 2 農作物及び家畜の防疫に関すること。 3 農林畜産関係の災害対策及び復旧に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。

班 名	所 掌 事 項
水産班	1 水産関係の被害調査及び報告に関する事。 2 水産関係の被害対策及び復旧に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。
商工班	1 商工観光関係の被害調査及び報告に関する事。 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。

教育部

班 名	所 掌 事 項
学校教育班	1 災害時における児童生徒の安全確保、避難誘導及び救助に関する事。 2 児童生徒の応急教育に関する事。 3 児童生徒・保護者との連絡調整に関する事。 4 文教施設等の被害調査及び復旧に関する事。 5 学用品の給与に関する事。 6 教職員の動員及び学校・教職員との連絡調整に関する事。
社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 2 社会教育団体との連絡調整に関する事。 3 文化財の保護及び応急対策に関する事。

医療部

班 名	所 掌 事 項
医療班	1 医療施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 負傷者の収容に関する事。 3 被災者の医療及び助産に関する事。 4 医療資材及び医薬品の確保に関する事。 5 救護所の応急確保に関する事。
保健班	1 被災者の健康管理に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 救急薬品・衛生用品の確保に関する事。 4 住民の心身の健康状態と生活環境の把握に関する事。

3 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(1) 本部員会議の報告事項

- ア 気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等並びに異常現象を発見した者からの通報等（以下「気象通報等」という。）に関する情報又は災害情報
- イ 非常配備体制
- ウ 各部の措置事項

(2) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 各部間の調整事項に関すること。
- エ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- オ 救助法適用協議に関すること。
- カ 被災者に対する見舞金品の給付に関すること。
- キ その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

(3) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出る。

(4) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

(5) 本部連絡員

本部長が必要と認めるときは、総務部（本部事務局）に本部連絡員を置くものとし、各部長がそれぞれ所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部長に報告するとともに、本部長からの連絡事項を各部に伝達する。

第4 災害対策現地合同本部

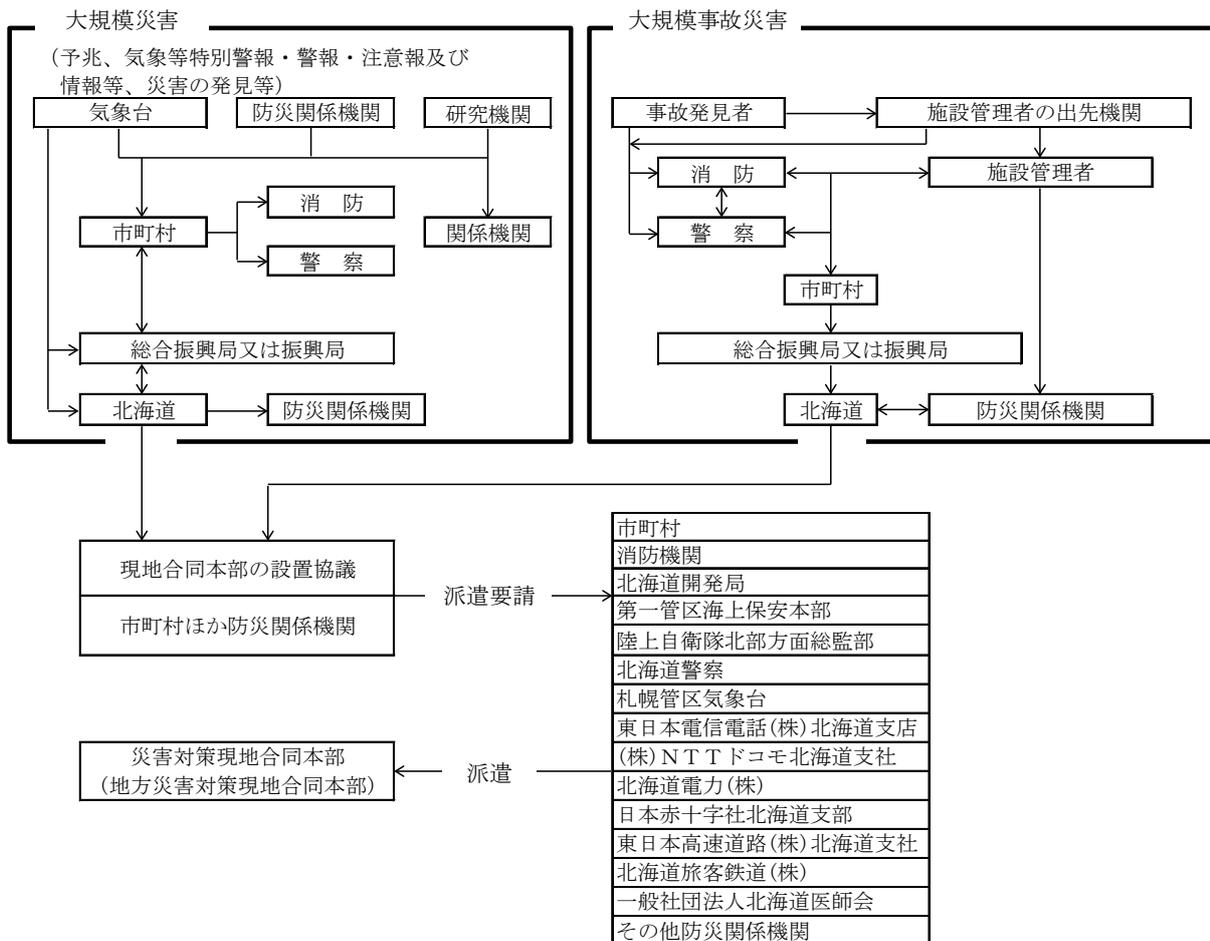
1 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

なお、災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

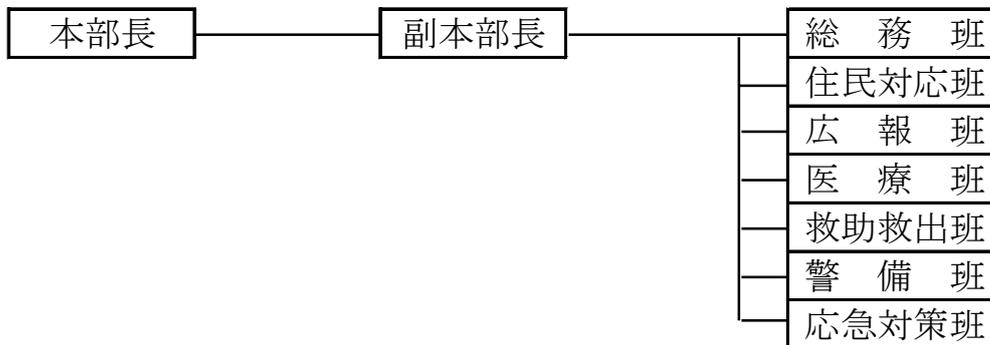
北海道における災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



(1) 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

災害対策現地合同本部等の組織



現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担当	内 容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置 対 応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理 対 応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保～派遣があった場合)
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊～災害派遣があった場合)

(注) 施設管理者は、事故災害の場合のみ

(2) 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱の定めるところによる。

2 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

第5 住民組織等への協力要請

1 協力要請事項

町は、災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関する事。
- (2) 緊急避難のための避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関する事。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関する事。
- (4) 災害情報の収集と町災害対策本部への連絡に関する事。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関する事。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関する事。
- (7) 災害か所の応急措置に関する事。
- (8) 町災害対策本部が行う人員、物資等の輸送に関する事。
- (9) 義援品の受入れ及び整理に関する事。
- (10) 救援物資の支給、清掃及び防疫に関する事。
- (11) その他救助活動で本部長が協力を求めた事項に関する事。

2 協力要請先

協力要請先は、町内各自治会とする。自治会の連絡先は、毎年改訂となるため、役場総務課に備え付けておくものとする。

3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線、広報車及び消防自動車等により周知徹底するものとする。

4 地区情報連絡員

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、各地区自治会長をもって地区情報連絡員に充てる。

第2節 動員配備計画

第1 非常配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、次のとおり非常配備体制をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図る。

なお、町災害対策本部の設置に至らない場合においては、平常時の組織により災害応急対策活動を実施する。

1 非常配備基準

非常配備体制及び配備の基準は次のとおりとする。

非常配備の基準

区分	種別	配備時期	配備内容
町災害対策本部の設置前	災害情報連絡室	本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれが生じた場合又は発生した場合	室長、副室長及び必要な職員を置き、室長には総務課長を、副室長及び必要な職員には室長が指名する職員をもってこれに充てる。 災害対策本部の組織及び各部班の分担業務を準用してその災害対策を実施するものとする。
	第1非常配備体制	① 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等が発表されたとき。 ② 本町に震度4の地震が発生したとき。 ③ 北海道日本海沿岸北部に津波注意報が発表されたとき。 ④ その他特に町長が必要と認めたとき。	総務部、建設部、産業部の人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。また、第2非常配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
町災害対策本部の設置	第2非常配備体制	① 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 ② 町内に震度5弱の地震が発生したとき。 ③ 北海道日本海沿岸北部に津波警報・大津波警報が発表されたとき。 ④ その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	全職員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3非常配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。

町災害対策本部の設置	第3 非常配備体制	① 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該指令をしたとき。 ② 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ③ 北海道日本海沿岸北部に津波が発生したとき。 ④ 大雨などの気象、地象に関する特別警報が発表されたとき。 ⑤ 予想されない重大な災害が発生したとき。	町災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
------------	-----------	---	---

(注) 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

2 職員の配備体制

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

(1) 動員の配備、伝達系統と方法

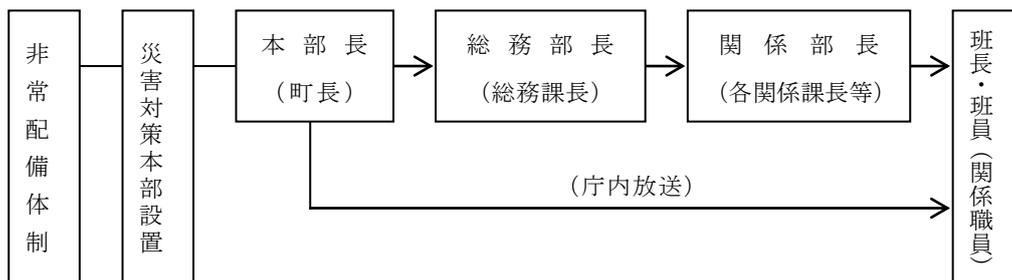
ア 本部職員に対する伝達方法

(ア) 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総務部長は、各部長に対し庁内放送、電話及び口頭により、第1非常配備体制あるいは第2非常配備体制、更に緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査そのほかの応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

(非常配備等伝達系統)

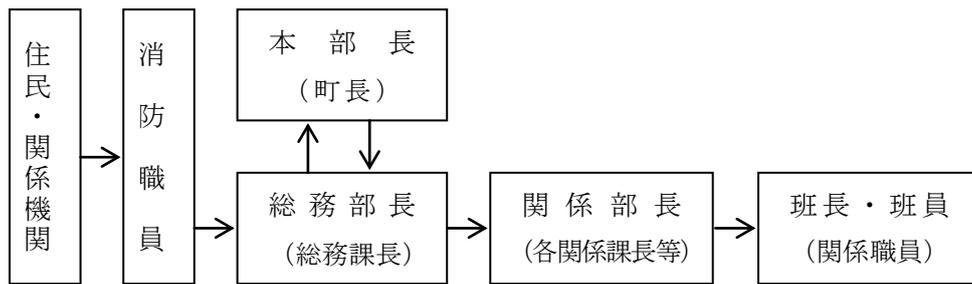


(イ) 休日又は退庁後の伝達方法

消防職員は、次の情報を察知したときは総務部長に連絡するものとする。

- ① 土砂災害等の警戒情報が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ③ 異常現象の通報があったとき。

(消防職員による伝達系統)



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、防災行政無線、電話等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

(3) 現場連絡員の配置

現場の活動を円滑に行うため、必要に応じ各部長の指示により現場連絡員を配置する。現場連絡員は、所属部長等の指示を受け、現場での指揮監督を行うとともに、現場の状況を報告するものとする。

(4) 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各班が配備体制を確立したときは、各部長は直ちに本部長に報告するものとする。

(5) 各班別応援要請

本部長は、災害の状況及び応急措置の推移に応じて、各班所属の班員を他の班に応援させるものとする。応援を必要とする班長は、総務部長を通じて本部長に要請し、必要な応援を受けるものとする。

3 非常配備体制の活動開始及び終了

(1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、非常配備体制の基準によりその一部又は全部の活動を開始する。

(2) 活動の終了

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、非常配備体制の活動を終了し、解散する。

4 非常配備体制等の活動要領

非常配備に係る活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

なお、非常配備体制の職員の人数は、状況により関係対策部（関係課等）において増減することができる。

(1) 非常配備体制前の対応

ア 担当職員は、災害情報を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、総務課長に報告する。

イ 総務課長は、必要に応じて町長、副町長、関係課長等と相互に情報を交換し、当該情勢に対応する措置（避難準備・高齢者等避難開始の発令等）を検討するとともに、所属職員に対して必要な指示を行う。

ウ 勤務時間外においては、関係課長等は自宅で待機し、状況により速やかに参集できる体制をとる。また、必要に応じて職員に対して自宅待機を指示する。

(2) 第1非常配備体制下の活動

ア 総務部長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。

イ 総務部長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

ウ 関係各部長は、総務部からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

エ 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部において増減するものとする。

(3) 第2非常配備体制下の活動

ア 本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。

ウ 総務部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

(ア) 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常配備につかせること。

(イ) 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

(ウ) 関係課等及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(4) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

5 職務の代理

町災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

なお、避難勧告等の発令、自衛隊への災害派遣要請等、緊急を要する判断についても、同様の対応とする。

第1順位：副町長

第2順位：教育長

第3順位：総務課長

6 長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たるなど、災害対応へ従事する職員の心身の健康確保に留意する。

第2編 基本（風水害等対策）編

第1章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、町は、他の災害予防責任者と相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため、必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

更に、町内において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域等」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域等における災害予防策を講ずる。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第1 基本方針

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、以下の事項に留意の上、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民等に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施すること。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信すること。
- 3 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うこと。
- 4 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めること。
- 5 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めること。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めること。

- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図ること。

第3 普及・啓発及び教育の方法

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビの活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 研修、講習会、講演会の開催
- 9 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画の概要及び同計画による各機関の防災体制と各自の任務分担
- 2 災害に対する一般的知識及び過去の主な被害事例
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒・清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、青年団体、婦人団体等の各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、単独又は他の災害予防責任者と共同し、訓練計画を作成して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

更に、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後においてその評価を行って防災上の課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

なお、北海道防災会議が主唱する以下の訓練については、北海道防災会議構成機関及び関係市町村と協働の下で実施する。

- 1 防災総合訓練
- 2 災害通信連絡訓練
- 3 防災図上訓練

第2 訓練の種別

町は、災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

1 総合防災訓練

被災現地における応急活動訓練を主として、町及び防災関係機関が住民と一体になって同一日に総合的な訓練を実施する。これによって、関係機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。

2 個別訓練

総合防災訓練を補完するため、次の個別訓練を実施する。

(1) 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して消防職員及び消防団員の動員を含めた訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村への応援要請、避難・立ち退き、救助救出及び消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を含めた訓練を実施する。

(3) 避難訓練・救難救助訓練

水防訓練、消防訓練と合わせて、避難勧告等の判断及び伝達、避難の誘導、救助救出、医療救護、避難所の設営、防疫、給水、給食等を含めた訓練を実施する。

また、土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険か所、地すべり危険か所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険か所」という。）を重点とし、住民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

ア 避難勧告等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

- イ 天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）
- ウ 避難誘導體制及び救助体制の整備
- (4) 情報通信訓練
 - 主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。
- (5) 非常招集訓練
 - 職員の非常配備体制の実効を確保し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、町災害対策本部の設置、運営を含めた職員の招集・参集訓練を実施する。
- (6) 防災図上訓練
 - 各種災害に対処するため、災害応急対策訓練を図上において実施する。
- (7) その他災害に関する訓練
 - その他各課等において、所掌する事務に関する訓練を実施する。
- ア 広報訓練
- イ 指揮統制訓練
- ウ 火災防御訓練
- エ 緊急輸送訓練
- オ 公共施設復旧訓練
- カ ガス漏えい事故処理訓練
- キ 警備・交通規制訓練
- ク 炊き出し、給水訓練
- ケ 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- コ 災害偵察訓練等

第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先機関と共同で、相互応援の実施についての訓練の実施に努める。

第4 民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じ、発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ、職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 基本方針

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料、その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第2 食料その他の物資の確保

町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるとともに、あらかじめ民間事業者等と物資の供給、調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等物資の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第3 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備・充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第4 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第1 基本方針

町は、所管する事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

なお、応援・受援体制の整備に当たっては、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。

あわせて、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、町防災計画等に位置づけるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

町は、道や他市町村への応援要求又は他市町村に対する応援が円滑かつ迅速に行えるよう、日頃から道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備に努める。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、増毛町社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

第1 基本方針

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

第2 自主防災組織の設置及び育成

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の設置及び育成については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

2 事業所等の防災組織

町は、多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知・徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、組織の育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめそれぞれの組織内において役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分けること。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成すること。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

自主防災組織は、平常時において次のとおり防災対策の推進に努める。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時において、住民一人一人が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

なお、訓練には、以下に掲げるような個別訓練と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練を計画する際には、各地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を発見し、それに対処する避難方法等を地域で検討する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

自主防災組織は、災害発生時の被害軽減を図るため、次のとおり応急対策活動が実施できるように活動体制の整備に努める。

(1) 情報の収集伝達

災害時において、地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告・避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、住民に対して周知・徹底を図り、大雨、暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら円滑かつ迅速に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力の下に早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給食・救援物資の配付活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、災害から住民の生命及び身体を保護するための避難場所、避難所、避難路の確保及び整備並びに避難誘導體制の構築等に努める。その際、要配慮者について十分配慮する。

第2 避難誘導體制の構築

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導體制の整備に努める。

- 1 大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成等により、日頃から住民等への周知・徹底に努める。
- 4 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、道と連携の下、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、運送事業者等と被災者の運送に関する協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
- 5 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 6 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。
- 7 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第3 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害発生時には当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。

- 2 町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所の指定基準

		がけ崩れ・土石流・地すべり	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫（※1）	噴火に伴い発生する火山現象（※2）	津波	地震	
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの （* 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。）								
施設の構造の基準又は立地の基準 （A）・（B）いずれか該当	構造（A） 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと。 《例》津波はa1、a2、a3を満たす。	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a2）。					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a3）			
	立地（B）	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a1）					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。			
		安全区域内（人の生命又は身体に危険に及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある。								

- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等
- ※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料：北海道地域防災計画

第4 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知・徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所の指定基準

区分	指定基準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- 3 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について対応するよう努める。

- (1) 施設を指定する際、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくこと。
- (2) 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所（健康一番館、明和園）を指定すること。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 4 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

- 5 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

- 6 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第5 避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難勧告等を発令するため、あらかじめ具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等、避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水及び給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料及び日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民等の避難状況の把握
 - ウ 住民等に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達

- エ 住民等に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策等の業務がさくそうし、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を来すことが想定される。このため町は、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知・徹底を図るとともに、個人データの取扱いに十分留意しつつ、災害時用の住民台帳（データベース）の作成など、避難状況を把握するためのシステムの整備について検討する。

第6 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。
 - (1) 避難の場所（避難場所・避難所）
 - (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町は、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、道等関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれることがあることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の避難支援体制の整備に努める。

第2 町の安全対策

町は、関係各課の連携の下、避難支援計画を策定するとともに、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成並びに定期的な更新を行う。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している増毛町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者など、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

1 全体計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については本計画に定めるとともに、町防災計画の下位計画として「増毛町避難行動要支援者避難支援プラン」を位置づけ、細目的な部分も含めた計画を策定している。

2 要配慮者の実態把握

要配慮者について、要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する者とする（施設入所者、長期入院者等を除く。）。

- ア 要介護3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1又は2級を所持する者
- ウ 療育手帳A判定を所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ その他支援が必要と認められる者
- カ その他主管課が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名（ふりがな）
- イ 生年月日（年齢）
- ウ 性別
- エ 郵便番号
- オ 住所又は居所
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他必要な情報

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

町長は、基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

イ 道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有及び管理

避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町、避難支援等関係者間で共有する。

また、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供については、同意を得る際に十分な説明を行うほか、同意能力のない者に対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

5 個人情報情報の漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿の個人情報情報を適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 提供した名簿が必要以上に複製されないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。
- (3) 名簿情報を提供することに同意しない者については、町内部でのみ名簿情報を利用する。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供する。

なお、この場合においても、上記(2)で定める措置のほか、廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

6 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

一人暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置の推進に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知する。

8 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

9 避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、要配慮者に対して災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実・強化を図る。

10 福祉避難所の指定

社会福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第3 社会福祉施設等における安全対策

1 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町と連携の下で、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、増毛消防署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携・協力の強化に資するため、町の指導の下、緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、道と連携の下、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

第1 基本方針

町は、災害発生時における情報の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、平常時から関係機関との情報交換を密接に行うとともに、災害情報の収集・情報伝達体制の整備を図る。

また、災害発生時における通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常電源設備等の整備を推進する。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達手段の多重化・多様化

町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、次のとおり多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- (1) 電話（災害時優先電話を含む。）・FAX
- (2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- (3) インターネット（町ホームページ、SNSを含む。）
- (4) 広報車
- (5) 屋外スピーカー
- (6) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (7) 北海道防災情報システム
- (8) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (9) 携帯電話（登録制メール（生活支援システム）、緊急速報メール機能を含む。）
- (10) テレビ（ワンセグを含む。）
- (11) ラジオ

2 要配慮者及び帰宅困難者並びに孤立地域への情報伝達体制の整備

町は、防災関係機関と連携の下、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するように留意する。

3 非常通信体制の整備

町は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。

また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

4 地区別情報等の連絡責任者

気象通報等及び災害情報の収集伝達のため、各地区町内会長、自治会長、駐在員をもって構成する地区情報連絡員を地区別情報等の連絡責任者に充てる。

地区情報連絡員については、毎年変更があるので台帳を備え付けておくものとする。

第3 通信施設の点検・整備

町は、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源の確認も併せて行う。

第9節 建築物等災害予防計画

第1 基本方針

町は、風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため、耐震化の促進、落下物の防止対策等の必要な措置を講ずる。

また、市街地は火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、建築物の不燃化を図るなど、都市防火の効果を高める様々な対策の推進に努める。

なお、公共建築物のうち主要な施設は、災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、災害発生時に即応できるよう、防災機能を考慮して施設の整備及び維持管理に努める。

第2 建築物等の耐震対策、落下物の防止対策等

1 防災上重要な施設の耐震性の確保

災害時における活動拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化の促進を図る。

2 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図るほか、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等、技術者の育成に努める。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図る。特に倒壊の危険性が著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を促進する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

4 落下物の防止対策

町は、建築物に係る屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検・整備の実施を啓発し、問題のある施設について、その修理・改修を推進する。

5 被災建築物の安全対策

町は、道と連携の下、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第3 建築物の防火対策等

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、道からの情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造として不燃化対策を講ずる。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図る。

3 防火管理者の設置

増毛町消防本部の指導により、学校等で消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

第4 がけ地に近接する建築物の防災対策

1 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

2 町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第5 文化財の災害予防

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及・啓発、防災力の強化等の徹底を図る。

第10節 消防計画

第1 基本方針

この計画は、消防の任務が、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒し及び制圧して、地域住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 消防体制の整備

1 消防計画の整備

町は、消防の任務を遂行するため、防災計画の内容を踏まえ、消防本部により、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図るものとする。

2 火災防御対策

消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、更に消防機関が火災以外の災害防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期すものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進するものとする。

第3 消防力の整備・強化

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備・充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進等に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備・充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第4 消防職員及び消防団員の教育訓練

増毛町消防本部は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実・強化を図るため、「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

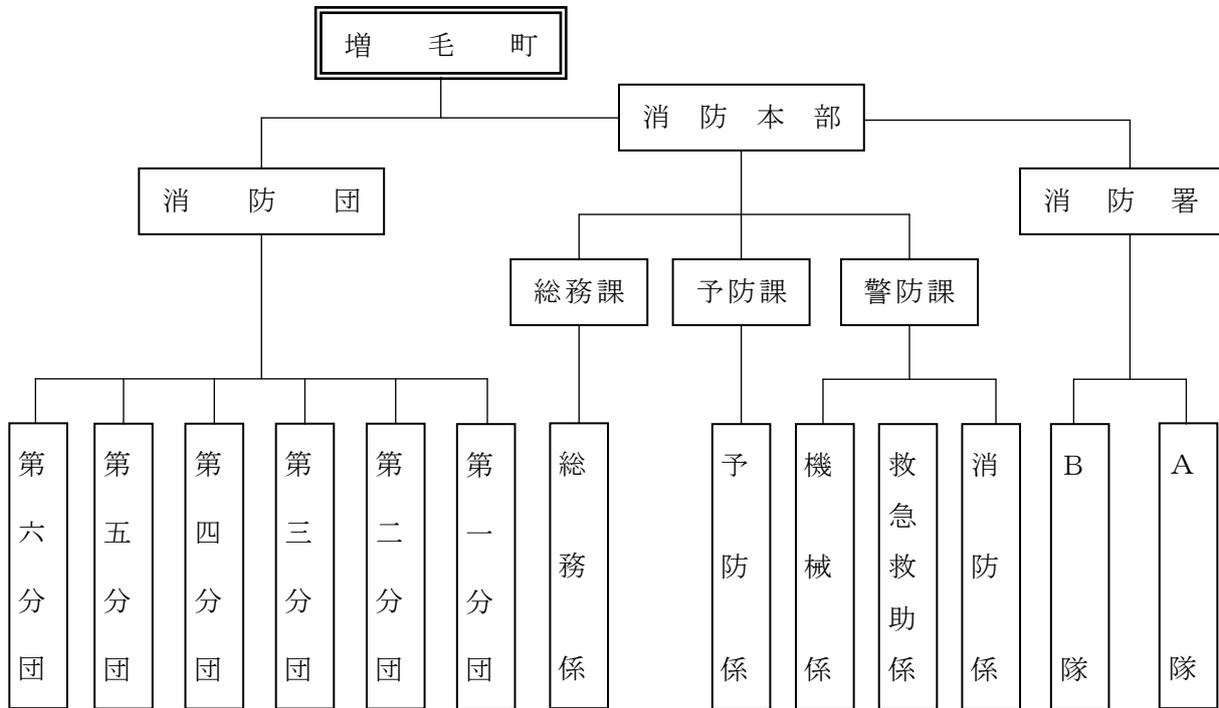
第5 広域消防応援体制

町及び増毛町消防本部は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や、「第2章 第8節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。（北海道広域消防相互応援協定、平成3年2月13日締結）

第6 消防機関の組織及び消防職（団）員の配置

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。（平成30年3月現在）

1 消防組織図



2 消防職員の配置

階級別 所属別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
増毛消防本部	1	3	6	1	1	6	18

3 消防団の配置と管轄区域

区分 団分団名	団員数	管轄区域
団本部	9人	増毛町一円
第1分団	24人	市街地・暑寒沢・湯の沢全域、舎熊の一部
第2分団	17人	別荘全域
第3分団	17人	第1分団・第6分団管轄を除く舎熊全域
第4分団	17人	第6分団管轄を除く阿分全域
第5分団	9人	雄冬全域・岩尾全域・岩老全域
第6分団	17人	信砂・御料全域、舎熊・阿分の一部
合計	110人	

第7 消防施設の状況

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。（平成30年3月現在）

車 両			消 防 水 利	
消 防 署	大 型 水 槽 車	1 台	消 火 栓	108
	水 槽 車	1 台	消 火 水 槽 40 m ³ 級	39
	ポンプ付救助工作車	1 台	消 火 水 槽 20 m ³ 級	8
	指 揮 車	1 台	消 防 用 水 路	3
	高規格救急自動車	2 台	その他の消防用指定水利	24
	作 業 車	1 台		
消 防 団	普通ポンプ自動車	1 台		
	小 型 ポ ン プ	6 台		
	積 載 車	5 台		

第8 火災予防

火災を未然に防止するため、住民に対して広報紙等により随時警戒心の喚起を図るほか、次により防火思想の普及を推進する。

1 諸行事による防火思想の普及

火災の予防運動を年2回実施し、街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会等の火災予防行事により防火思想の普及を図る。

2 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに防火対象物の管理体制の強化を図る。

3 予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

- (1) 一般査察
- (2) 定期査察
- (3) 随時査察
- (4) 特別査察

4 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

第9 火災警報及び伝達

1 火災警報

町長は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けた場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

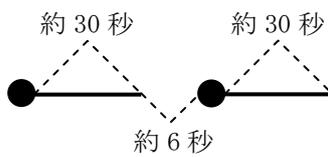
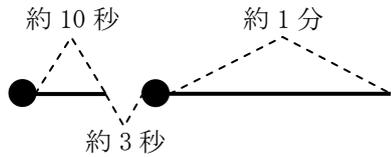
2 火災警報発令基準

- (1) 実効湿度 60%以下にして最小湿度 30%以下のとき。
- (2) 平均風速 13m/s 以上の風が予想されるとき、ただし、雨又は雪の降っている場合は、必ずしも警報の発令を要しない。
- (3) 気象警報が発表され、現にその状況が火災防止上必要であると認めたとき。

3 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、署長は消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

（ 火災警報発令信号及び解除信号 ）

	火災警報発令	火災警報解除
サイレン		
掲示板	「火災警報発令中」赤地白文字	掲示板の撤去
吹流し		吹流しの降下
旗		旗の降下

第 10 招集

消防長又は署長は、火災等の災害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、又は教養訓練その他必要と認めたときは、非番職員（休暇中の者、週休日に当たっているもの、勤務時間外であるもの、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を招集するものとする。

1 招集

招集の命を受けた非番職員は、特に参集場所を指定された場合を除き、速やかに署に参集し、上司の指揮を受けなければならない。

2 招集の種別及び方法

招集の種別は、次の各号に定めるものとし、招集の方法は、増毛町消防用通信施設等取扱要綱（平成 9 年消防本部達第 1 号）第 2 条第 1 項及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の規定によるものとする。

- (1) 非常招集 火災等の災害及び非常災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、その警防活動のため必要な非番職員を招集する。
- (2) 演習招集 消防活動に対する訓練又は教養その他必要と認めるとき非番職員を招集する。

3 招集区分

招集は、次の各号の区分によるものとする。

- (1) 第1招集 非番職員の一部又は全員を招集する。
- (2) 第2招集 全非番職員及び消防団員の一部を招集する。
- (3) 第3招集 全非番職員及び全消防団員を招集する。

第11 消防部隊の編成

1 編成

消防部隊は、指揮隊、消防隊、救助隊及び救急隊により編成する。

- (1) 指揮隊以外の消防部隊の編成は、災害に応じた乗換え運用とする。
- (2) 職員のみにより消防部隊を編成することが困難な場合は、消防団長と協議の上、消防団員を加えて、混成により消防部隊を編成することができる。
- (3) 消防長又は署長は、災害の対応のため必要と認めるときは、特別の任務をもった隊を編成することが出来る。

2 消防部隊の種別及び任務

消防部隊を編成する各隊の種別及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 指揮隊 指揮車に乗り組む隊員をもって編成し、指揮車を装備して、人命救助を最優先とした警防活動全般の統括指揮及び安全管理の徹底を主たる任務とする。
- (2) 消防隊
 - ア ポンプ隊 ポンプ車に乗り組む隊員をもって編成し、ポンプ車を装備して災害全般にわたる警防活動を任務とする。
 - イ 水槽隊 水槽車に乗り組む隊員をもって編成し、水槽車を装備して災害全般にわたる警防活動を任務とする。
 - ウ 大型水槽隊 大型水槽車に乗り組む隊員をもって編成し、大型水槽車を装備して消火活動を主たる任務とする。
- (3) 救助隊 救助器具を積載した消防車（以下「救助工作車」という。）に乗り組む隊員をもって編成し、救助工作車を装備して救助活動を主たる任務とする。
- (4) 救急隊 救急車に乗り組む隊員をもって編成し、高規格救急車を装備して救急活動を主たる任務とする。

第12 出動

1 出動の種別

消防部隊の出動の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火災出動 建物、車両、林野、船舶、危険物、航空機、特殊火災等を覚知したときの出動
- (2) 救急出動 救急業務を要する事故を覚知したときの出動
- (3) 救助出動 救助を要する事故を覚知したときの出動

- (4) 警戒出動 ガスや危険物等の漏えい、NBC災害を覚知したとき、津波や土砂・水害等の警報等が発令されたときの出動
- (5) 水防出動 水災が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときの出動
- (6) 支援出動 ヘリ支援、活動支援及び北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）に基づく出動
- (7) 偵察出動 火災と疑わしい又は紛らわしい事象を覚知したときの出動
- (8) 調査出動 事後に聞知した火災の調査、住民から消防に関係のある事項について調査又は処置等の要請を受けたときの出動
- (9) その他の出動 危険排除、土砂災害等、緊急（非常）通報システム、山岳遭難や行方不明者捜索等を覚知したとき及び前各号以外の出動で消防長又は署長が必要と認めたとときの出動

2 出動区分

消防部隊の出動区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1出動 各種出動に係る災害通報を覚知したときの出動で、署の消防部隊が出動する。
- (2) 第2出動 現場最高指揮者から、消防部隊の増強の要請が最初にあったときの出動で、非番職員、管轄区域内及び隣接区域の消防団の消防隊が出動する。
- (3) 第3出動 大隊長から、災害の規模等により現になされている第2出動では対応し難いと認めて消防部隊の増強の要請があったときの出動で、管内全域の消防団の消防隊が出動する。
- (4) 特命出動 現場最高指揮者は、必要と認めるときは、前項各号の出動区分にかかわらず、特別の任務をもった消防部隊を編成又は待機中の消防部隊に特命出動を命ずることができる。

第13 救急

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会等との連携を図り、救助救急活動の万全を期する。

第14 教育訓練

消火活動及び火災予防指導を効果的に行うため、次の教育訓練を実施し、消防職団員の資質の向上を図る。

1 教育

- (1) 学校教育
消防大学校、北海道消防学校、その他学校及び教習所における教育
- (2) 内部教育
一般教育、特別専科教育、外来講師研修

2 訓練

- (1) 通常訓練 年間訓練計画により実施する。
- (2) 特別訓練 年2回以上実施する。
- (3) 団員訓練 現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。

3 消防演習

消防職団員を現場活動に習熟させるため、毎年1回以上消防演習を実施する。

第11節 水害予防計画

増毛町水防計画の定めるところによる。

増毛町内の河川

2級河川			
水系	河川名	河川番号	流路延長 (km)
岩老川水系 (117)	岩老川	01-0184-0001	1.00
暑寒別川水系 (1176)	暑寒別川	01-0185-0001	11.30
永寿川水系 (115)	永寿川	01-0186-0001	5.00
箸別川水系 (114)	箸別川	01-0187-0001	2.50
信砂川水系 (113)	信砂川	01-0188-0001	19.00

普通河川	
水系	河川名
朱文別川	朱文別川
エンルコマナイ川	エンルコマナイ川
箸別川	小川の沢川
信砂川	新信砂川
信砂川	貝沢川
信砂川	砂金沢川
信砂川	ワラビタイ川
ニナイベツ川	ニナイベツ川
コチャナイ川	コチャナイ川

第12節 風害予防計画

第1 基本方針

町は、風による公共施設、農耕地、農作物の災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携し、予防対策上必要な措置等を講ずる。

第2 予防対策

町は、次のとおり暴風等による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防措置を講ずるものとし、特に学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、町は、状況に応じ、次のとおり施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行うこと。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強すること。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡すること。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知・指導を行う。

第13節 雪害予防計画

第1 基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努める。

第2 予防対策

町は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

1 雪崩防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある雪崩の発生が予想されるか所を地域住民に周知させるため、必要に応じて雪崩の発生が予想されるか所に標示板による標示を行うなどの措置を講ずる。

2 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定し、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮する。

3 住民への啓発

日頃から関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対して周知・啓発することに努める。

第3 雪害対策体制の整備

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の点検・整備を行うこと。
- 8 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び氾濫等の連絡について十分な配慮をすること。

第14節 融雪災害予防計画

第1 基本方針

町は、融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努める。

第2 予防対策

町は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては旭川地方気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 融雪出水対策

災害危険区域等及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 融雪出水が予測される地域を管轄する消防機関等において、常時巡視警戒を行いその状況を随時責任者に報告する。
- (2) 雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図る。

3 雪崩等対策

- (1) 管理する道路において、雪崩発生の可能性が想定されるか所のパトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒等及びドライバーに対する広報活動を積極的に行う。
また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。
- (2) 融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日頃から防災関係機関等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

4 交通の確保

管理する道路において、積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5 広報活動

融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及・徹底に努める。

第3 融雪災害対策体制の整備

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。

- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想か所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難の勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の点検・整備を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及・徹底に努めること。

第15節 高波、高潮災害予防計画

第1 基本方針

本町の海岸は、総延長約38kmで国道231号線が並行しているため、高波、高潮による災害の予防対策について必要な措置を講ずる。

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係機関の協力を得つつ、「本章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」に定めるところにより伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 2 高波・高潮・津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るとともに、住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。
- 3 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

第16節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断されたか所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

第2 予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、防災関係機関と連携の下、次のとおり予防対策を実施する。

1 地すべり防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり危険か所等の周知に努めるとともに、地すべり防止工事の計画的な実施を推進する。

2 がけ崩れ防止対策

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険か所の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の計画的な実施を推進する。

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、治山事業等の計画的な実施を推進する。

3 土石流予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的な実施を推進する。

4 土砂災害危険か所、土砂災害警戒区域等の警戒巡視

町は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、土砂災害危険か所、土砂災害警戒区域等の巡視を行い警戒に当たる。

また、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

なお、警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

第3 土砂災害警戒避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域等の指定等

道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、町防災計画において、上記(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

2 土砂災害危険か所、土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害危険か所、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがあるか所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害警戒区域等においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

3 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項は「本編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

4 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、道が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定する。

また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。

なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、次のとおりである。

土砂災害警戒体制の基準

種別	降雨の状況等	町の配備体制	措置基準
第1警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 前日までの連続雨量が100ミリ以上で当日の雨量が50ミリを超えたとき。 前日までの連続雨量が10～100ミリで当日の雨量が80ミリを超えたとき。 前日までの降雨量がない場合で当日の雨量が100ミリを超えたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部をもって警戒体制をとり、次の配備体制に円滑に移行できるよう措置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険区域の巡視及び警戒 住民への広報
第2警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 前日までの連続雨量が100ミリ以上で当日の雨量が50ミリを超え、時間雨量が30ミリの強雨が降り始めたとき。 前日までの連続雨量が10～100ミリで当日の雨量が80ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強雨が降り始めたとき。 前日までの降雨がない場合で当日の雨量が100ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強雨が降り始めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務、厚生、産業、建設、教育、医療の各部をもって組織し災害応急活動ができる体制とする。 災害が発生しその規模範囲により更に拡大することが予想されるときは、増毛町地域防災計画による。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難準備 警報の伝達及び警告（災対法第56条） 避難の指示（災対法第60条）

5 土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を行う。

また、土砂災害防止法第31条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

町は、この情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用する。

6 危険区域

(1) 急傾斜地の崩壊

区域の名称	区域番号	所在地	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
増毛別荘 1	I-5-5-2222	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛別荘 2	II-5-3-1584	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛別荘 4	II-5-4-1585	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛別荘 5	I-5-7-2224	増毛町別荘	H29年03月28日	○	—
増毛別荘 7	II-5-5-1586	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内(1)	II-5-6-1587	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内(2)	I-5-9-2226	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内(3)	II-5-7-1588	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内 1	II-5-8-1589	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛岩老	II-5-1-1582	増毛町岩老	H29年03月28日	○	○
増毛岩老 1	I-5-4-2221	増毛町岩老	H29年03月28日	○	○
増毛暑寒沢 1	II-5-2-1583	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	○
増毛湯ノ沢	II-5-11-1592	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	○
増毛舎熊 1	I-5-16-2233	増毛町舎熊	H29年03月28日	○	○
増毛舎熊 2	I-5-17-2234	増毛町舎熊	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 1	I-5-18-2235	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 2	II-5-12-1593	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 3	II-5-13-1594	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 4	II-5-14-1595	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 5	I-5-19-2236	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
増毛阿分 6	I-5-20-2237	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 7	I-5-21-2238	増毛町阿分	H27年11月27日	○	○
増毛阿分 8	II-5-15-1596	増毛町阿分	H27年11月27日	○	○
増毛中歌 1	II-5-9-1590	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 2	I-5-13-2230	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 3	III-5-1-575	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 4	I-5-14-2231	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 5	III-5-2-576	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 6	II-5-10-1591	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 7	I-5-15-2232	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛南永寿町 1 丁目	I-5-11-2228	増毛町南永寿町 1 丁目	H27年03月31日	○	○
増毛弁天町	I-5-12-2229	増毛町弁天町 2 丁目	H27年03月31日	○	○
増毛雄冬 1	I-5-1-2218	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○

増毛雄冬2	I-5-2-2219	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○
増毛雄冬3	I-5-3-2220	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○
増毛町南永寿町3丁目	I-5-10-2227	増毛暑寒沢	H25年03月08日	○	○
増毛別荘3	I-5-6-2223	増毛町別荘	H23年01月21日	○	○
増毛別荘6	I-5-8-2225	増毛町別荘	H19年03月20日	○	○

(2) 地すべり

区域の名称	区域番号	所在地	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
岩老	5-18-284	増毛町岩老	H29年03月28日	○	—
岩老(2)	5-19-285	増毛町岩老, 岩尾	H29年03月28日	○	—
雄冬	5-20-286	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	—

(3) 土石流

区域の名称	区域番号	所在地	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
吉田裏の沢川	III-51-002	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
山の神1の沢川	I-51-0040	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	—
山の神2の沢川	II-51-0050	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	—
採石場の沢川	II-51-0060	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	○
樹海処理場の沢川	I-51-0070	増毛町信砂御料	H29年03月28日	○	—
湯の沢川	III-51-003	増毛町箸別	H29年03月28日	○	—
神社の沢川	I-51-0080	増毛町信砂	H29年03月28日	○	—
阿分の沢川	II-51-0120	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
アトナイ沢川	II-51-0090	増毛町信砂	H29年03月28日	○	—
イワヅ川	I-51-0020	増毛町岩老	H29年03月28日	○	○
オクマイ川	I-51-0030	増毛町別荘	H29年03月28日	○	—
カトマ北の沢川	I-51-0130	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
カトマ川	II-51-0110	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
クツナイ右の沢川	I-51-0140	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
クツナイ右支川	I-51-0150	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
ヒコベの沢川	II-51-0100	増毛町舎熊	H29年03月28日	○	○
ホナイ左の沢川	III-51-001	増毛町別荘	H29年03月28日	○	—
貝森の沢川	I-51-0170	増毛町阿分	H27年11月27日	○	—
シナイ川	I-51-0160	増毛町阿分	H27年11月27日	○	—
イザ川	I-51-0010	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○

第17節 積雪・寒冷対策計画

第1 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため町は、防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第2 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、防災関係機関と相互に連携・協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立と雪害の防止に努める。

第3 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷期における避難救出措置等を円滑に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。この際、特に次の事項に十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難勧告等ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第4 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため町は、他の道路管理者と連携して次のとおり除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

ウ 雪害の規模等により町有の除雪機械等のみでは除（排）雪を実施することができないと認めるときは、必要な除雪機械等を確保するため、公共的団体、民有の除雪機械等の借上げについてあらかじめ協議する。

(2) 除（排）雪路線の実施分担

ア 国道路線の除（排）雪は、北海道開発局（留萌開発建設部）が行う。

イ 道道路線の除（排）雪は、留萌振興局（留萌建設管理部）が行う。

ウ 町道路線の除（排）雪は、増毛町が行う。

(3) 町道の交通確保

異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除（排）雪を実施するものとし、路線の緊急順位は次のとおりとする。

ア 消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

- イ 公共施設に通ずる町道
 - ウ バス路線となっている町道
 - エ 通学用道路となっている町道
 - オ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道
- (4) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進
- ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
 - イ 雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防雪柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。
- (5) 雪上交通手段の確保
- 積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

町は、災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第5 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所及び避難路の確保

町は、防災関係機関の協力の下、積雪期における避難場所及び避難路の確保に努める。

第6 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努める。

2 避難所対策

積雪・寒冷期は避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した器材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

更に、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、道と相互に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

第18節 複合災害に関する計画

第1 基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第2 予防対策

町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3 訓練の実施及び対応計画等の作成

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第19節 業務継続計画の策定

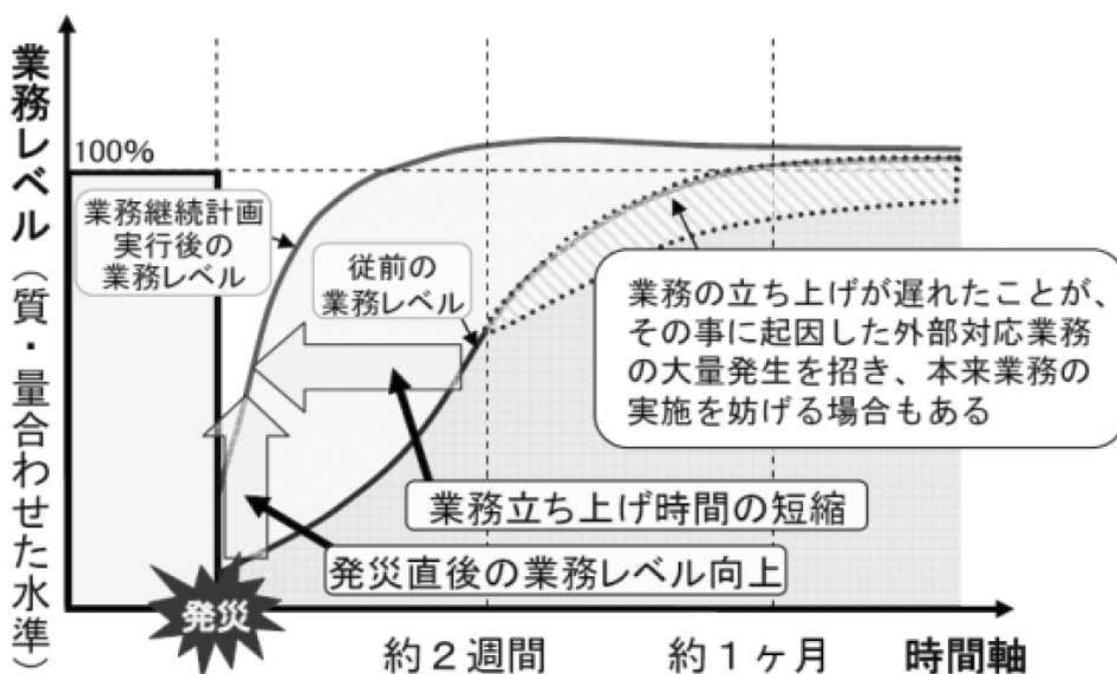
第1 基本方針

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努める。

第2 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

第3 業務継続計画（BCP）の策定

1 増毛町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。特に業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

第4 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するために、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、基本法第50条第2項に定める災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象、水象等の特別警報・警報・注意報、情報等並びにこれらの異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図る。

第2 予報区と担当官署

1 予報区

北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（旭川地方気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれており、本町が該当する予報区及び気象に関する警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

予報区と担当官署

区 分	名 称
府県予報区名（担当気象官署）	上川・留萌地方（旭川地方気象台）
一次細分区域名 ^{※1}	留萌地方
市町村等をまとめた地域 ^{※2}	留萌南部
二次細分区域名	増毛町

※1 一 次 細 分 区 域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

2 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、本町に接する海上予報区は次のとおりである。

海上予報区の細分区域

区分	概要
担当気象官署	札幌管区気象台
地方海上予報海域名 [※]	日本海北部及びオホーツク海南部
細分海域	北海道西方海上

※ 茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

第3 気象等に関する情報の発表

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報

(1) 種類等

旭川地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、また、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼び掛ける（「気象等に関する警報・注意報発表基準（資料2-2）」参照）。

また、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」を発表する。

ア 気象等に関する特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想されるときに発表される。
高潮		高潮になると予想されるときに発表される。
波浪		高浪になると予想されるときに発表される。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるときに発表される。	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。	

イ 気象等に関する警報

警報名	気象官署	旭川地方気象台
	担当地域	上川・留萌振興局
暴風（平均風速）	陸上 18m/s 以上（増毛 西南西～西）、海上 25m/s 以上	
暴風雪（平均風速）	陸上 16m/s 以上（増毛 西南西～西）、海上 25m/s 以上で雪による視程障害伴う	
波浪（有義波高）	6m以上	
高潮（潮位 TP 上）	留萌 1.2m以上（留萌南部）	
大雨	表面雨量指数	9
	土壌雨量指数	127
	流域雨量指数	信砂川流域=20.3 箸別川流域=12.9 永寿川流域=5.7 暑寒別川流域=16.4
	複合基準	暑寒別川流域=（5, 14.7）
大雪	現地の 12 時間降雪の深さ 50cm 以上	

ウ 気象等に関する注意報

注意報名	気象官署	旭川地方気象台
	担当地域	上川・留萌振興局
風雪（平均風速）	陸上 13m/s 以上（増毛 西南西～西）、海上 15m/s 以上で雪による視程障害伴う	
強風（平均風速）	陸上 11m/s 以上（増毛 西南西～西）、海上 15m/s 以上	
波浪（有義波高）	3m以上	
高潮（潮位 TP 上）	留萌 0.9m 以上（留萌南部）	
大雨	表面雨量指数	6
	土壌雨量指数	80
洪水	流域雨量指数	信砂川流域=16.2 箸別川流域=10.3 永寿川流域=3.9 暑寒別川流域=13.1
	複合基準	永寿川流域=（5, 3.9） 暑寒別川流域=（5, 13.1）
大雪	現地の 12 時間降雪の深さ 30cm 以上	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度 30%以下で実効湿度 60%以下	
濃霧（視程）	陸上 200m 以下、海上 500m 以下	
霜（最低気温）	3℃以下	
なだれ	① 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃以上	
低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温） 平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月：（最低気温）平年より 12℃以上低い	
着氷（船体）	水温 4℃以下、気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上	
着雪	気温が 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪	24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が 60mm 以上	

(注)1 TP 上は東京湾平均海面からの高さ

- この基準値は、留萌地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって重大な災害発生を予想する際の目安である。
- 暴風及び暴風雨の内陸、海岸及び海上は、それぞれ次の区域をいう。

- 1) 内陸 海岸を含まない陸地
- 2) 海岸 海岸線から2～3km以内の海域
- 3) 海上 海岸線から20海里（約37km）までの海域
- 4 有義波高とは、ある地点を連続して通過するN個（一般にN=100）の波を観測したとき、高い方から順に選んだN/3個の高さを平均したものをいう。これは、目視観測による波高に近いといわれている。このうちで、最大のものを最大波高というが、統計的には有義波高の2倍近い波が出現する。
- 5 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- 6 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

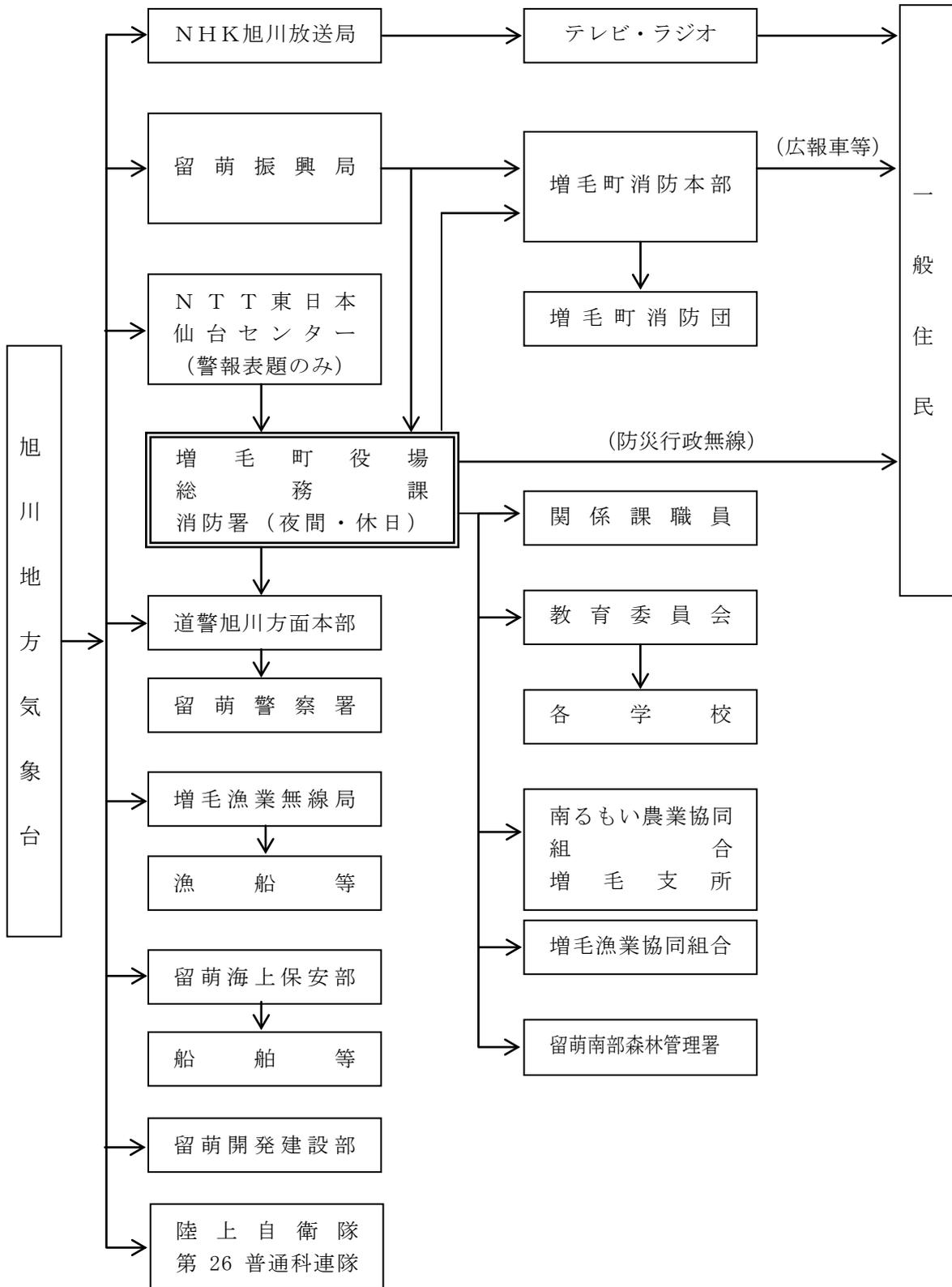
エ 気象情報

種 類	概 要
地方情報、府県気象情報	警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。
台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状態の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される。
記録的短時間大雨情報	府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表される。 《発表基準：1時間雨量で90mm以上》
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



2 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表される。

海上警報の種類

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）の場合（熱帯低気圧により風力階級12（64kt～）の場合を除く。）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

3 水防活動用気象等警報・注意報

旭川地方気象台は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告するため、水防活動の利用に適合する警報・注意報を発表する。

水防活動の利用に適合する警報・注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報・警報により代行される。

水防活動用気象等警報・注意報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報・高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報・津波特別警報

（注）水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

4 土砂災害警戒情報

旭川地方気象台と留萌振興局留萌建設管理部は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が更に高まった場合、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、共同で土砂災害警戒情報を作成し、市町村等ごとに発表する。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）としている。

5 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報である。

竜巻注意情報は住民の安全確保が目的である。

6 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

旭川地方気象台は、消防法第22条の規定に基づき、道に対し、火災気象通報の発表及び終了の通報を行い、通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

留萌地方における火災気象通報の通報基準

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
旭川地方気象台	留萌地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が10m/s [*] 以上と予想される場合。ただし、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

※ 旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とする。

第4 雨量及び水位並びに潮位の通報・公表

1 雨量及び水位の情報

道及び留萌開発建設部は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するとともに、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

なお、水防法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、同ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。

また、道は、所管する観測所の雨量を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(1) 町内の雨量及び水位の観測所

町内の雨量及び水位の観測所は、「雨量及び水位の観測所」のとおりである。

(2) 障害時の通報

ア 雨量

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記のホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

(ア) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(イ) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

イ 水位

道及び留萌開発建設部は、所管する観測所の水位が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、下記の水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

(ア) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

(イ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(ウ) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時

(エ) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。

(オ) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。

(カ) 上記(ア)～(オ)以外に急激な水位の変動があったとき。

2 潮位の通報

留萌開発建設部及び旭川地方気象台は、町長又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報する。

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

- 2 町及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と災害により孤立化する危険のある町の区域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等の適切な管理とともに携帯電話など、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、林野火災、異常水位、河川の氾濫又は堤防の決壊、頻発地震、異常音響、地変等）を発見した者は、異常現象発見通報時の連絡系統図に基づき、遅滞なくその状況を町長若しくは町職員、警察官、海上保安官、消防職員又は地区情報連絡員（自治会長）のうち最も近いところにいる者に通報する。

また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた留萌警察署、増毛町消防署は、異常現象発見通報時の連絡系統図に基づき、直ちに町長（総務課）に通報する。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

町長（総務課）は、異常現象に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、旭川地方気象台に通報する。

また、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

- ① 増毛町消防本部（電話 53-2175・FAX53-2486）
- ② 留萌警察署（電話 0164-42-0110・FAX0164-42-0110）
- ③ 留萌海上保安部（電話 0164-42-9118・FAX0164-49-2043）
- ④ 留萌振興局地域政策課（電話 0164-42-8426・FAX0164-42-2596）
- ⑤ 旭川地方気象台防災業務課（電話 0166-32-7102・FAX0166-32-6407）
- ⑥ 影響のある隣接市町
- ⑦ その他、その異常現象に関係ある機関

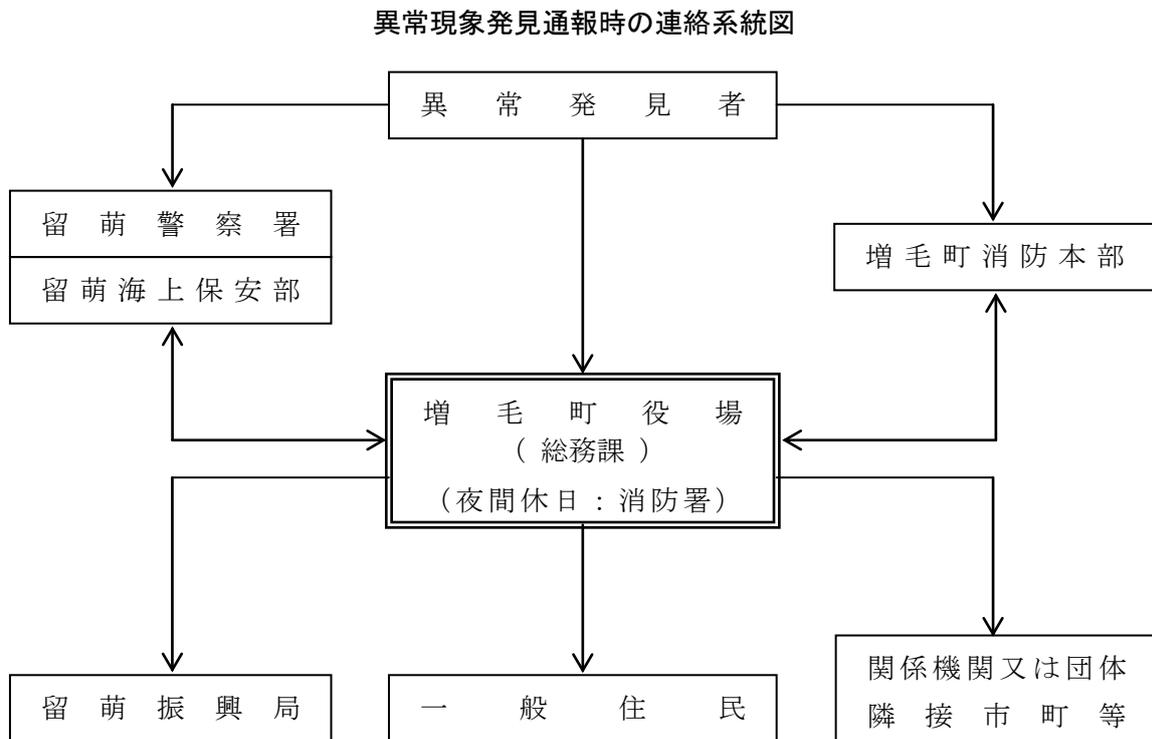
4 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、「総務課（総務課長）」へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、消防署が受理し、総務課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

5 伝達系統

異常現象発見通報時の伝達系統は次のとおりである。



第3 災害情報の収集・処理

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町は、次の要領で災害情報の収集・処理を行う。

また、災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じ防災共通地図※の使用等により、災害情報等を一元的に把握し、関係機関相互の連携を図る。

※ 防災共通地図

防災共通地図とは、北海道内において防災関係機関が連携し災害対応を行う際に利用する共通地図。地図には、防災拠点などの必要な情報（関係市町村、災害か所、救護・救助活動地点、物資輸送経路、避難所、避難経路等）を記載

1 災害情報の収集

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡員を置く（地区情報連絡員は、自治会長とする。）。地区情報連絡員は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報するものとする。

- (2) 災害の発生及び発生のおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総務部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区の情報連絡員を通じて迅速に調査収集するものとする。

2 災害情報の処理

- (1) 災害情報、被害状況等の報告は、次に定めるところによる「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を留萌振興局長に報告するものとする。
 なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。
- (2) 総務部は、各部からの情報を取りまとめ、本部長へ報告するとともに、本部長からの応急対策措置等の指示を各部（班）に伝達する。なお、この際必要に応じて本部連絡員を配置する。

第4 災害情報の伝達・報告

町は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災害情報の伝達・報告を行う。

1 災害等の内容及び通報の時期

(1) 防災関係機関への通報

町災害対策本部を設置したときは、その状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。

また、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて町災害対策本部への連絡要員の派遣を要請する。

(2) 道への通報

発災後の情報等について、次により留萌振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。特に人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 町災害対策本部等の設置・・・・・・・・町災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 国（消防庁経由）及び道への通報

ア 119番通報が殺到したときには、その状況等を国（消防庁経由）及び道に報告する。

イ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国（消防庁経由）及び道への迅速な当該情報の報告に努める。

(4) 情報の分析整理

道及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

2 被害状況報告

(1) 報告要領

町は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき道に報告するものとし、道は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとし、通信の途絶等により道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

被害状況等の報告先【北海道・留萌振興局報告先】

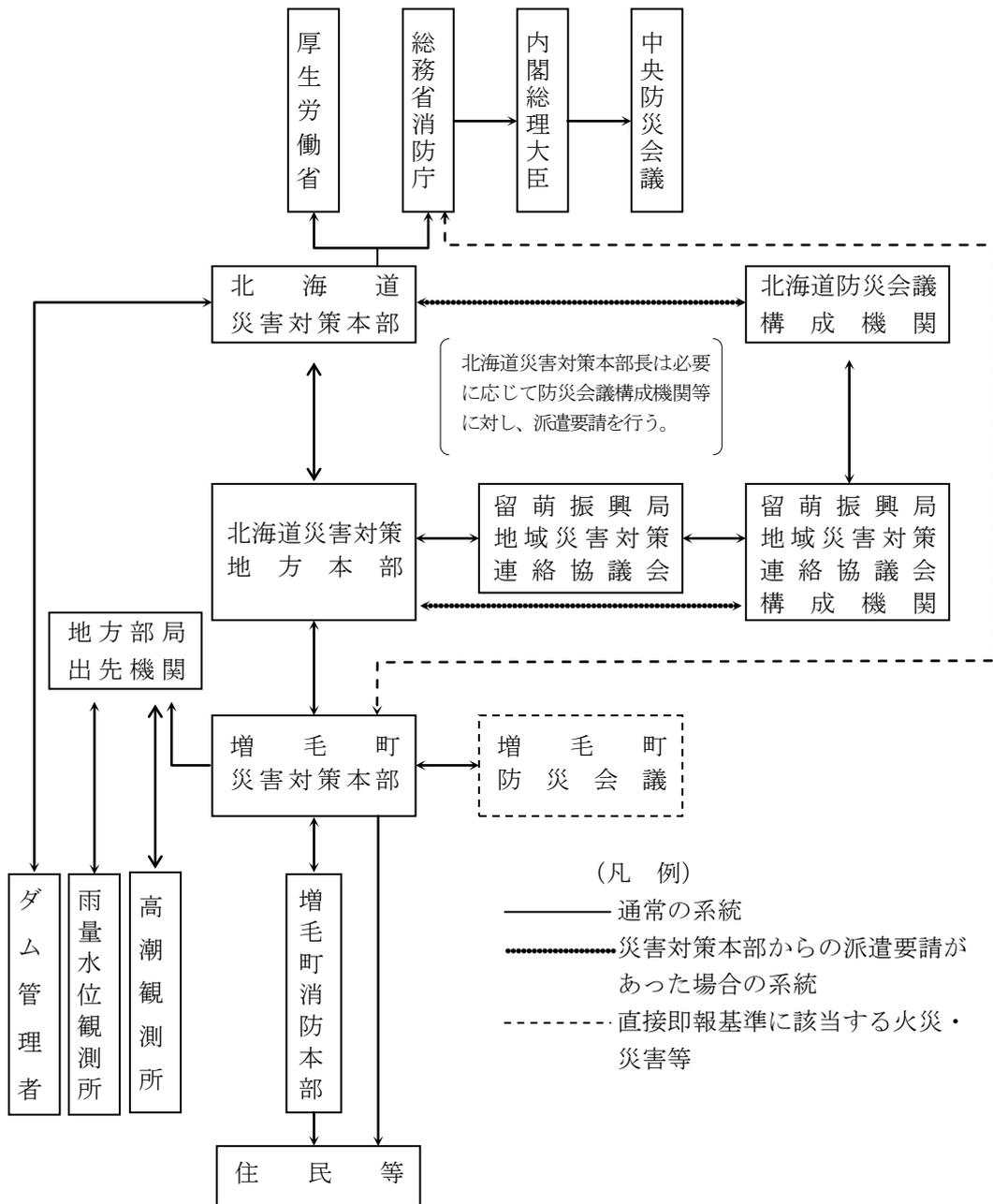
回線	区分	北海道 危機対策課	留萌振興局 地域政策課
N T T 回線		011-204-5008	0164-42-8426
		011-231-4314 (FAX)	0164-42-2596 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク (衛星専用電話機 (FAX) を使用)		6210-22-729	6410-4893

被害状況等の報告先【消防庁報告先】

回線	区分	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
N T T 回線		03-5253-7527	03-5253-7777
		03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線		7527	7782
		7537 (FAX)	7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク		TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
		TN-048-500-7537 (FAX)	TN-048-500-7789 (FAX)

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは:市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番 (市町村ごとに設定されている。)

災害情報連絡系統図



〔 災害情報等報告取扱要領 〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を留萌振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道に財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- キ その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報等報告様式（災害情報）により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに災害情報等報告様式（被害状況報告）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、災害情報等報告様式（被害状況報告）により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に災害情報等報告様式（被害状況報告）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話、又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

災害情報等報告様式（被害状況判定基準）のとおりとする。

第3節 災害通信計画

第1 基本方針

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合、速やかに保有する通信施設の確認及び応急復旧を行うとともに、関係機関と連携の下、多様な通信手段を活用することにより、災害時における通信の確保を図る。

なお、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

第2 通信手段の確保

町は、災害発生直後において、災害情報連絡用の通信手段を確保するため、直ちに保有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設及び設備の復旧を行う。

また、必要に応じて増毛町消防本部に対し、消防無線による通信の確保を要請する。

第3 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

町は、災害により上記第2の通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

- (1) 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

- (2) 災害時優先電話

災害時において、一般電話回線の輻輳に伴い発信規制がなされた場合においても、防災機関又は公共機関としての使命を確保するため発信規制がされず、優先的に発信が確保される災害時優先電話の指定は、次のとおりである。

災害時優先電話の指定

災害時優先電話の指定先	電話番号	災害時優先電話の指定先	電話番号
役場	庁舎内の4回線まで 優先 53-1111 53-1115 53-1117 53-3111	雄冬消防分団	55-3179
		文化センター	53-2427
		市街診療所	53-1810
消防本部	53-2423	雄冬診療所	55-2001
阿分消防分団	54-2436	上水道浄水場	53-1101
元阿分消防分団	54-2419	別荘浄水場	53-3423
舎熊消防分団	54-2537	増毛小学校	53-2478
別荘消防分団	53-1422	幼稚園	53-1022

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

（ア） 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ） あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ） 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

非常扱いの電報及び緊急扱いの電報は、それぞれ次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
① 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
② 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
③ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
④ 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
⑤ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
⑥ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
⑦ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
⑧ 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
① 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
② 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（非常扱いの電報の内容と機関表中⑧欄に掲げるものを除く。） イ 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者とアの機関との間
③ 治安の維持のため緊急を要する事項	ア 警察機関相互間 イ 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
④ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
⑤ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
⑥ 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
⑦ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ 預貯金業務を行う金融機関相互間 エ 国又は地方公共団体の機関（非常扱いの電報の内容と機関表及びこの表の①欄からこの欄のウまでに掲げるものを除く。）相互間

3 無線通信施設の利用

N T T回線網が使用不能の場合は、次の無線通信施設を利用して通信を行う。

孤立無線電話

地区名	孤立無線電話設置施設	備考
舎 熊	舎熊駐在所	呼出番号 06-274

無線通信施設

無線通信系統名	所管機関名	設置場所	備考
増毛町防災行政無線	増毛町	増毛町役場	
増毛消防本部無線局	増毛町消防本部	増毛町消防署	
増毛漁業協同組合無線局	増毛漁業協同組合	増毛漁業協同組合	
北海道 総合行政情報ネットワーク	北海道	増毛町役場	6-42-21

増毛町防災行政無線設備（同報系）

区分	No.	名称	設置場所	備考
親局	0	防災ましけ	弁天町3丁目61番地	消防望楼
子局	1	阿分-1	阿分4番地7	第1自治会館跡付近国道敷地
子局	2	阿分-2	阿分69番地4	旧阿分小学校グラウンド
子局	3	阿分-3	阿分33番地1	番屋跡民有地
子局	4	元阿分-1	阿分228番地8	道道沿阿分第3バス停付近
子局	5	元阿分-2	阿分293番地6	国道沿資材置場付近
子局	6	信砂	舎熊306番地9	新信砂川河川敷地
子局	7	彦部	舎熊1275番地2	旧舎熊小学校教員住宅側国道敷地
子局	8	舎熊-1	舎熊606番地10	舎熊いちご団地敷地
子局	9	舎熊-2	舎熊16番地1	対馬商店付近民有地
子局	10	舎熊-3	舎熊90番地	旧舎熊小学校付近
子局	11	朱文別	舎熊174番地4	朱文別自治会館付近
子局	12	箸別	箸別134番地2	箸別生活館付近
子局	13	中歌-1	中歌114番地2	鉄道敷地
子局	14	中歌-2	中歌766番地	ノールマリーナ駐車場
子局	15	増毛-1	港町200番地3	漁業協同組合付近道道敷地
子局	16	増毛-2	畠中北町153番地	栄町自治会館付近
子局	17	増毛-3	暑寒町2丁目88番地	はまなす会館付近
子局	18	増毛-4	南暑寒町3丁目123番地	増毛中学校グラウンド
子局	19	増毛-5	暑寒町1丁目194番地1	暑寒海水浴場さわやかトイレ付近
子局	20	リバーサイドパーク	別荘708番地	センターハウス付近
子局	21	古茶内-1	別荘8番地2	古茶内自治会館付近
子局	22	古茶内-2	別荘15番地2	古茶内下国道合流点付近民有地
子局	23	小樽間内	別荘122番地1	小樽間内自治会館敷地
子局	24	谷地町	別荘44番地3	第2分団消防詰所付近
子局	25	津田屋	別荘78番地26	津田屋自治会館付近砂防指定地区
子局	26	大別荘	別荘96番地	大別荘自治会館付近道路敷地
子局	27	岩老	岩老111番地5	イワオイ川右岸民有地
子局	28	雄冬	雄冬218番地3	旧雄冬自然体験館

区分	No.	名称	設置場所	備考
中継局	01	マッカ岬中継	岩尾552番地の8	道有林
中継局	02	雄冬中継	雄冬98番地の3、221番地の2の内	NTT 電話交換機付近
遠隔制御局	-		増毛消防署	
戸別受信機	-		一般世帯、公共施設、事業所	

増毛町防災行政無線設備（移動系）

区 分	No.	名 称	設 置 場 所	備 考
基地局	0	防災ましけ	総務課	
陸上移動局	1	防災ましけ 1	総務課 インサイト	車載無線
陸上移動局	2	防災ましけ 2	農林水産課 カローラ フィールダー	車載無線
陸上移動局	3	防災ましけ 3	建設課 エクストレイル	車載無線
陸上移動局	4	防災ましけ 4	商工観光課 セレナ	車載無線
陸上移動局	5	防災ましけ 5	農林水産課 ラッシュ	車載無線
陸上移動局	6	防災ましけ 6	—	車載無線
陸上移動局	7	防災ましけ 101	総務課	携帯無線
陸上移動局	8	防災ましけ 102	総務課	携帯無線

4 専用通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経る。

(2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信

第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経る。

(3) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線・無線通信電話を経る。

(4) 警察の通信施設

ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経る。

イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経る。

(5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局若しくは振興局、又は市町村等を経る。

(6) 北海道電力(株)の専用電話による通信

北海道電力(株)本店・支店、営業所、電力センター等を経る。

(7) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記(1)から(7)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

5 通信途絶時等における連絡方法

町は、上記に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

また、必要に応じ、次のとおり北海道総合通信局による臨機の措置を要請する。

(1) 北海道総合通信局の対応

- ア 町の要請に基づく移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、町等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ局）用機器の貸出し
- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 町の対応

町が移動通信機器の借受けを希望する場合は、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

- ア 移動通信機器の借受けを希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
- イ 移動電源車の借受けを希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
- ウ 臨時災害放送局用機器の借受けを希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 希望する使用開始日時
 - (オ) 引渡場所及び返納場所
 - (カ) 借受希望日及び期間
- エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) 上記(ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 （直通電話） 011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

第1 基本方針

町は、災害時において、住民等に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、次の要領で災害広報及び情報等の提供を行う。

1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については「本章 第2節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次の収集方法によるものとする。

- (1) 情報班の派遣職員による取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 広報手段

住民及び被災者に対して災害時の状況を見極めながら、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

イ 広報事項

防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難勧告等、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
 - (イ) 災害応急対策とその状況
 - (ウ) 災害復旧対策とその状況
 - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、報道機関からの災害報道のため

の取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民等に対する注意及び協力要請
- カ 町災害対策本部の設置又は廃止
- キ 救助法適用の有無

3 庁内連絡

町災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を職員に周知するとともに、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

4 各関係機関に対する周知

関係機関との連携を図るため、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続き

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4 広聴活動（被災者相談所の開設）

災害の状況により必要と認めるときは、町災害対策本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設して問い合わせに対応する体制を整え、被災者及びその家族、住民等からの意見、要望、相談等を広聴し、災害対策への反映に努める。

第5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、道において、各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしているため、町はこれに協力する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

町は、災害の発生が予測される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分配慮する。

第2 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、町長等の避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に町は、住民の円滑かつ迅速な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応しつつ早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

なお、避難勧告等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立ち退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(2) 町長は、避難のための立ち退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、前記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに留萌振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立ち退くべきことを指示する。

(2) 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を留萌振興局長に速やかに報告するとともに、留萌警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

- (1) 知事（留萌振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水、高潮若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事（留萌振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。

なお、救助法が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害の発生により町長が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、上記 1 の (2) により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。

5 自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

6 消防職員、消防団員（消防法第 28 条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。

また、津波警報が発表されたときは、直ちに初期活動を開始し、危害を受けるおそれのある者に対し、避難勧告の発令を周知徹底するものとする。

消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。（消防法第 29 条）

避難勧告等区分の基準

	発令時の状況	判断基準	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告・指示が発令される前の段階において、次の状況が確認されたとき <ol style="list-style-type: none"> 地震等による火災が発生したとき 土砂災害の前兆現象が見られたとき 河川が一定時間後に警戒水位に達すると予測されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報が発表されたとき 津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性がある判断される震度を覚知し、避難を要すると判断されたとき 地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき 地すべり、崖崩れ、宅地崩壊等のおそれがあるとき 河川が警戒水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 津波、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（留萌振興局）、北海道警察（留萌警察署）及び自衛隊は、避難の措置を行った場合には、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、その内容について相互に通報・連絡する。

なお、町長が避難勧告等が発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（留萌振興局長）に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 発令理由
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2 助言

町は、避難のための立ち退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している旭川地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。このため、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力及び援助

留萌警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等の必要な協力を行う。

第4 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町は、別途定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立ち退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期の避難行動の開始を促進できるよう配慮する。

1 周知内容

- (1) 避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項
 - ア 携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）。

イ 避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

（注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じて最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとし、場合によっては2つ以上の方法を併用する。

(1) 広報車による伝達

町、増毛町消防本部（団）、留萌警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び屋外スピーカーによる伝達

防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び屋外スピーカーを利用し、町全域に対し広域的に周知する。

(3) 登録制メールによる伝達

登録制メールを利用し、事前登録者に対して周知する。

(4) 災害情報共有システム（Lアラート）を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、災害情報共有システム（Lアラート）に避難勧告等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メールで伝達する。

(5) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(6) 伝達員による個別伝達

避難勧告等が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、町の職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(7) 地域への伝達

地区情報連絡員に対して、電話等により伝達を依頼する。

(8) 避難信号による伝達

水防計画に定める第4信号によるものとする。

水防信号（一部抜粋して再掲）

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○－

（注）第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、市町村の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、自力での避難が不可能な場合、町は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において確保した車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、上記(2)の要請を受けた場合、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第6 避難路及び避難場所の安全確保

町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、住民等の避難に当たって、避難路及び避難場所の安全確保のために支障となるものの排除を行う。

第7 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難勧告等の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。

避難所においては、炊事場・トイレ等の清掃・消毒、空気の清浄化（換気、喫煙場所の指定）、ごみの適切な処理等、清潔な生活環境の確保に努めるとともに、避難所生活が長期間にわたる場合には、仮設トイレの設置、入浴施設の確保、避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

各地区の一時避難場所及び避難所は次のとおりである。

第8 指定避難所の開設等

1 避難施設の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

更には、次の事項に留意の上、必要に応じてあらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (1) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (2) ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (3) 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

2 避難所連絡員の派遣

- (1) 町は、避難所を開設したときは、直ちに避難所連絡員を配置し、管理に当たらせる。
- (2) 避難所連絡員は、町災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受入れ等に当たる。

3 道（留萌振興局）に対する報告

町は、避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（留萌振興局長）に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 受入状況、受入人員
- (4) 炊き出し等の状況

第9 避難所の運営管理等

- 1 避難所の運営は、関係機関の協力の下、町が適切に行うものとし、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 3 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

4 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

5 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

6 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

7 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

8 道及び町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第10 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、以下に定める事項のほか、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

1 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

2 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定める避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置するとともに、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

- (1) 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

4 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第11 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めたときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ留萌振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長又は知事から、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れを決定したときは、直ちに避難所の管理者等、被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。

- (4) 町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、町長から道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）との被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、町長から道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。また、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
なお、道外広域一時滞在の協議をしようとする場合は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (4) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (5) 知事は、町長から道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長から要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎを行う。

第6節 応急措置実施計画

第1 基本方針

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、防災関係機関と連携の下、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

第2 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関、水防団の長及びその他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官・海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第3 町等の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、基本法第62条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（以下、本節において「町長等」という。）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 町長等は、上記(1)の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第61条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- (3) 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (4) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (5) 町長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。

町長等以外の者による警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第73条
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条・第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条 消防法第28条・第36条 水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第63条

2 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長等は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長等は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 応急措置を実施するための従事命令の実施（基本法第65条第1項）

町長等は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

5 従事命令等の実施

基本法第71条第2項の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおりその損失補償等を行う。

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。
- (3) 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病に掛かり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第4 町の実施する応急措置の代行

1 道（基本法第73条）

知事（留萌振興局長）は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

2 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

第5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は「本章 第34節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第7節 自衛隊派遣要請計画

第1 基本方針

町は、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、災害発生時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努める。

第2 派遣活動等

1 支援活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

2 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第3 災害派遣要請等

1 派遣要請権者

- (1) 知事（留萌振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 要請手続き

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めるときは、基本法第68条の2の規定に基づき、次の事項を明らかにした文書（自衛隊の災害派遣要請について）をもって派遣要請権者に自衛隊の災害派遣を要求する。この場合において、必要に応じ、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は上記(1)の要請手続きにより派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認められた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただしこの場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

派遣要請先（指定部隊等の長）

区分	指定部隊等の長	担当部課	担当地域
陸上自衛隊	北部方面総監部	防衛部運用室	北海道全域
	第2師団長	第3部防衛班	第2師団地区全域
	第26普通科連隊長（留萌駐屯地司令）	連隊第3科	留萌振興局管内
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部3室	北海道全域
	函館基地隊司令	警備科	北海道全域
航空自衛隊	北部航空方面隊司令部	防衛部	北海道全域
	第2航空団司令	防衛部	北海道全域

3 受入体制の確立

町長は、知事（留萌振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置を講ずる。

(2) 連絡職員の指名

現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

4 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

5 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

6 撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について）をもって知事（留萌振興局長）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

第8節 広域応援・受援計画

第1 基本方針

大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、町は、防災関係機関等との相互協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図る。

第2 相互応援協力等

1 応援協定による応援要請

町長は、大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

2 基本法による応援要請

(1) 他の市町村長等に対する応援要請（基本法第67条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(2) 知事に対する応援要請（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（留萌振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（留萌振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(3) 知事の指示等（基本法第72条）

知事（留萌振興局長）は、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 他市町村長に対する応援活動

町長は、知事（留萌振興局長）又は他の市町村長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下で行動する。

第3 指定地方行政機関等の応援又は職員派遣要請等

1 協定による応援要請

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（協定締結先：北海道開発局）」及び「災害時の応援に関する協定（協定締結先：北海道財務局）」に基づき、応援又は応急措置の実施を要請する。

2 基本法による要請

町長等（町の委員会又は委員を含む。以下、本節において同様とする。）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第30条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めることができる。

(1) 要請手続き等

ア 職員の派遣要請

町長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、指定地方行政機関の長等に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣についての必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん要請

町長等は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

(2) 派遣職員の身分取扱い

ア 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有する。したがって、双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

イ 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。

ウ 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

エ 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。

オ 派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

第4 受入体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や道の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定め、被害の発生及び拡大の防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

第5 消防機関（増毛町消防本部）

増毛町消防本部は、大規模災害に対応するため、次のとおり広域応援・受援体制の確立を図る。

- 1 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。
- 3 緊急消防援助隊を充実・強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第9節 ヘリコプター等活用計画

第1 基本方針

町は、救急救助活動や災害応急対策活動等において、ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合、ヘリコプターの運航を要請し、広域かつ機動的な応急対策活動の実施を図る。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプターの運航要請等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等に基づき、知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

町長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、FAXにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

2 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL：011-782-3233
- ・FAX：011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話：6-210-39-897、898

3 報告

町長は、災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

4 救急患者の緊急搬送手続き等

- (1) 町長は、増毛町消防本部、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後留萌振興局及び留萌警察署にその旨を連絡する。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。
- (3) 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

第4 受入体制等の確保

町は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、必要に応じて救急車等の手配を行う。

2 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

第10節 救助救出計画

第1 基本方針

町をはじめとする救助救出機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携の下で迅速な救助救出活動を実施する。

また、地域住民や自主防災組織等は、可能な限り救助救出活動に協力し、被災者の保護に努める。

第2 実施責任

1 増毛町・増毛町消防本部（救助法を適用された場合を含む。）

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道（留萌振興局）等に応援を求めらる。

2 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

4 北海道

市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第3 救助救出活動

1 救出対象者

救出対象者は、災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おのおの次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 災害により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

2 被災地域における救助救出活動

町及び増毛町消防本部は、自らの安全確保を図りつつ、警察と緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人的・物的資源を優先的に配分する。

3 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

4 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

5 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は「第1編 第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携の下、災害対策現地合同本部を設置する。

第11節 医療救護計画

第1 基本方針

町は、災害発生時において、住民の生命を守ることを最優先の目的として、次の方針に基づき、関係機関と緊密に連携して、医療救護活動を実施する。

医療救護活動における基本的な方針

- 1 医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班が実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) トリアージ（重症度や緊急性などを判断し、医療救護等の優先順位を決定すること。）
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 実施責任

1 増毛町

- (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、災害現場に「救急医療本部」を設置するとともに、応急救護所の設置及び管理を行う。

また、自ら救護班を編成し、又は医師会、道その他の関係機関に協力を要請するとともに、必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等の確保に努める。

- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 増毛町消防本部

- (1) 町等と連携し、救急医療本部の運営管理を行う。
- (2) 傷病者の救出、応急処置及び搬送並びに傷病者等の身元確認を実施するとともに、災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置を実施する。

3 北海道警察

- (1) 傷病者等の救出、身元確認及び災害現場の整備を行う。
- (2) 医療救護活動の円滑な実施に資するため、交通路の確保に努める。

4 留萌医師会

- (1) 救護班を編成し、医療救護を実施する。
- (2) 医療施設を確保する。

5 北海道

- (1) 災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。
- (6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（心のケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによる心の健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

6 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出し等により地域の医療機関を支援する。

7 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (6) 北海道歯科医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。
- (7) 北海道薬剤師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (8) 北海道看護協会
道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。
- (9) 北海道柔道整復師会
道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

第3 医療救護の対象

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 傷病者等の把握

傷病者等の把握は、所管の如何を問わず、地区情報連絡員等を通じて、できる限り正確かつ迅速に行い、本部長に通知する。

なお、傷病者等の把握については、傷病者等に対し「トリアージ・タグ」を取り付けるとともに、書面に記載する。

また、通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し、医療、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

第4 医療救護活動の実施

1 救急医療本部の設置

町は、救急医療対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて災害現場に「救急医療本部」を設置して対処する。

2 応急救護所の設置

救護所は道又は町が設置するが、町が設置する場合は町立市街診療所に設置し、必要により現地の公共施設等を使用するものとする。

増毛町立市街診療所

- ・診療科目 内科 小児科 外科 皮膚科
- ・医師 1名
- ・看護師等 看護師3名 准看護師6名 看護補助員4名
- ・病床数 19床

3 救護班の編成及び派遣要請

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成するほか、必要に応じて留萌医師会に対して次の項目を通知し、救護班の編成及び派遣を要請する。

救護班の編成に当たっては、留萌医師会の指定する医療機関（町医を含む。）により編成するものとし、その基準（医師、看護師、事務局員等）は、留萌医師会長の定めるところによる。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び器材
- (4) その他必要な事項

4 救急医療活動報告書の提出

留萌医師会長は、町長の要請により救護隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出する。

- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

5 応援の要請

町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

6 健康管理

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

7 費用及び期間

救助法の定めに基づいて行うものとする。

第5 輸送体制の確保**1 救護班等**

救護班等の移動手段についてはそれぞれの機関で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により輸送を行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として増毛町消防本部が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は他の救護班が確保した車両により搬送するものとし、道路の

損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

また、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第6 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第7 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関し、医療法（昭和23年法律第205号）の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

第1 基本方針

町は、災害発生時において、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するため、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫活動を実施する。

第2 実施責任

1 増毛町

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 留萌保健所の指導の下、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

第3 防疫体制の確立

町は、災害防疫実施のため、次のとおり各種作業実施体制を確立する。

1 防疫班の編成

- (1) ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための厚生部衛生班から防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

2 防疫用器材の調達

防疫を行うに当たり、町が所有する消毒機等の防疫用器材が不足した場合は、留萌保健所又は近隣市町村等に対し、応援を要請する。

第4 感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

1 検病調査及び保健指導等への協力

道が設置する検病調査班が実施する検病調査、保健指導等に協力するとともに、防疫情報の提供に努める。

2 予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

3 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによるものとする。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

4 消毒方法

感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

なお、知事の指示がない場合でも町長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

6 生活水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルを目安とする。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導する。

第5 患者等に対する措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに留萌保健所に通知するとともに、知事が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

第6 避難所等の防疫指導

町は、避難所等の施設について、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

留萌保健所長の指導の下、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとし、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導を徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導を徹底させる。

第7 家畜防疫

町は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき留萌家畜保健衛生所長が家畜防疫上必要があると認めたときに実施する、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等に協力する。

第13節 災害警備計画

第1 基本方針

町は、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力を
行い、公共の安全と秩序の維持に努める。

第2 北海道警察

北海道警察（旭川方面本部長又は留萌警察署長）は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対
策を推進するほか、各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立
して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持
に当たることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じ、災害警備本部等を設置する。

(1) 警備体制の種類

ア 準備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ相当の時間的余裕がある場合は準備体制を
とる。

イ 警戒体制

管内に暴風、暴風雪、大雨、洪水、火災等の警報が発せられ、災害による被害の発生が予
想される場合は警戒体制をとる。

ウ 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

(2) 災害警備本部

非常体制が発令された場合、又は警察署長が自ら非常体制をとった場合には、直ちに災害警
備本部を設置するものとする。また、警戒体制が発令された場合、又は警察署長が自ら警戒体
制をとった場合には、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとし
る。

(3) 警備体制の解除

方面本部長又は警察署長は、気象状況の変化、又は洪水、浸水等による危険状態に応じ、あ
るいは発生した災害について応急の措置が完了した場合には、その事態に応じ逐次警戒体制の
切替、又は解除を発令するものとする。

2 災害警備

(1) 準備体制下における活動

ア 気象情報その他の災害に関する情報の収集及び伝達

イ 実施計画の作成

(2) 警戒体制下における活動

ア 災害警備本部の設置

イ 警備要員の招集及び部隊編成

ウ 警備部隊の事前配置

エ 避難の指示又は警告及び避難者の誘導

3 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、増毛町消防本部等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

第3 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第14節 交通応急対策計画

第1 基本方針

町は、災害時における道路交通等の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、必要に応じて交通規制、緊急通行車両等の確認申請等を実施するとともに、速やかに放置車両対策を講じ、交通並びに輸送車両の確保に努める。

第2 実施責任

1 増毛町

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。

また、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。

(2) 町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 増毛町消防本部

消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

なお、この措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができ、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道公安委員会（留萌警察署）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

4 第一管区海上保安本部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

5 東京航空局道内各空港事務所

飛行計画、飛行経路等の調整を行うほか、緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

6 北海道開発局

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

7 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険か所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

8 自衛隊

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいない場合、必要な措置を講じ、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止、現場の被災工作物等の除去等を実施する。

9 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第3 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（留萌警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（留萌警察署）と連携し、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

町は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び北海道公安委員会（留萌警察署）と連携の下、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

第4 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要

に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第5 緊急通行車両等の確認申請

北海道公安委員会は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 緊急通行車両の確認手続き

町は、基本法に規定する災害応急対策の実施のために使用する車両について、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

(1) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（留萌振興局）又は北海道警察本部、旭川方面本部、留萌警察署及び交通検問所で行う。

(2) 証明書及び標章の受領

緊急通行車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両に当たっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出発地	目的地
備 考		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(3) 緊急通行車両

ア 基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用され、次の事項について行う車両であること。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (ハ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- (ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (セ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(4) 事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

緊急通行車両等事前届出書

<input type="checkbox"/> 地震防災 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <input type="checkbox"/> 地震防災 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会 印</p>
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通機関等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	
住所	
氏名	
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出してください。	

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 規格は、A列4番機長とする。

2 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、通行規制の対象から除外される車両として通行を認める。

町は、通行規制の対象から除外される車両について、事前届出をしておくほか、災害発生時には、規制除外車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

(1) 確認場所

規制除外車両の確認は、北海道警察本部、旭川方面本部、留萌警察署及び交通検問所で行う。

(2) 証明書及び標章の受領

規制除外車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに規制除外車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

(3) 通行規制の対象から除外される車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制除外車両として標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

- (イ) 廃棄物の収集に使用する車両
- (カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両
- (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

規制除外車両事前届出書

<p>○ 地震防災 ○ 災害応急対策用 ○ 原子力災害 ○ 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>○ 地震防災 ○ 災害応急対策用 ○ 原子力災害 ○ 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p> <p>使用者 住所 氏名</p> <p>発 地</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 規格は、A列4番横長とする。

第6 放置車両対策

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者が自ら当該車両の移動等を行う。

また、北海道公安委員会からの要請若しくは道からの指示に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。

第7 緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を的確かつ円滑に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、防災関係機関と連携の下、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去等により緊急輸送道路の確保に努める。

第15節 輸送計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、必要な措置を講じ、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ的確に行う。

第2 実施責任

1 増毛町

防災関係機関の協力を得て災害時輸送を行う。

2 北海道運輸局

自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

3 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

4 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

6 第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

第3 輸送の範囲

災害時輸送の範囲はおおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接関わるものを最優先する。

なお、輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 応急対策のための必要な人員、器材の輸送
- 4 飲料水の確保と運搬給水
- 5 救援物資の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第4 災害時輸送の実施

1 輸送の方法

町は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるもののうち、最も適切な方法により災害時輸送を実施する。

(1) 陸上輸送

災害時における輸送は、一次的には町有車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両を借上げて輸送を行うものとする。また、必要に応じ、北海道旅客鉄道株式会社、沿岸バス株式会社及び北海道運輸局旭川運輸支局を通じ旭川トラック協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

北海道運輸局旭川運輸支局 0166-51-5271

旭川地区トラック協会 0166-48-7244

町有車両の現状 (平成30年3月現在)

種 類	台 数	輸 送 能 力
ト ラ ッ ク	1	2 t × 1台
バ ス	4	17人 × 1台 28人 × 2台 60人 × 1台
乗 用 車	20	5人 × 12台 8人 × 6台 10人 × 2台
軽 貨 物 車	1	2人 × 1台
軽 乗 用 車	3	4人 × 3台

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行う。

(3) 海上輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合は、船舶による海上輸送を行うこととし、その要請等については、次のとおりとする。

要請先機関	窓口電話
留萌海上保安部	0164-42-9118
増毛漁業協同組合	0164-53-1555
留萌振興局(地域政策課)	0164-42-8426
陸上自衛隊第26普通科連隊	0164-42-2655 (235)
海上自衛隊大湊地方隊直通	0175-24-2275

(4) 空中輸送

陸上輸送が途絶し、緊急に輸送（傷病者の搬送等）の必要が生じた場合には、道防災航空室にヘリコプターによる空中輸送を要請するものとする。また、その後の状況により、自衛隊の派遣を要求（振興局経由）する。

（要請先）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町 775 番地 11

T E L 011-782-3233

F A X 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査

道防災行政無線 6-210-39-897、898

ヘリコプターの着陸可能地（発着場所）

施設名	所在地	役場からの 方向及び距離	広さ	施設管理者 電話番号
旧増毛ヘリポート	増毛町別荘 744 番地 1	西 1,800m	10,711 m ²	増毛町役場 53-1111

第5 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第16節 食料供給計画

第1 基本方針

災害発生時において、町は、関係機関と連携の下、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに、迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

なお、食料の調達・供給に当たっては、要配慮者や乳幼児等のニーズに配慮する。

第2 実施責任

1 増毛町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について留萌振興局を通じて道に要請する。

2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第3 食料の供給

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難勧告等に基づき避難施設に避難している者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者（避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者を含む。）
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

町は、被災者及び災害応急活動従事者に対する食料の需要を把握し、食料等の調達計画を作成するとともに、必要な量の食料の調達を行う。この際、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

3 食料の確保

町は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

(1) 備蓄食料の活用

ア 個人の備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であることから、災害発生の直後、炊き出し等の食糧供給体制が整うまでの応急的な対応策として、各個人(世帯)において数日分の非常食糧の備蓄を奨励する。広報等を通じて、個人における備蓄の必要性、備蓄すべき食糧の

種類、量、保管方法等の必要な情報について周知し、住民の意識の高揚を図るよう努めるものとする。

また、行政による備蓄については、その必要性を経済性も含めて検討し、目標を定め行うこととする。

(2) 主要食料の調達

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、町内小売業者又は卸売業者及び協定締結業者から調達するものとするが、必要量が確保できないときは、留萌振興局長を経由し、知事に対して支援を要請する。

また、必要に応じて留萌振興局長を経由し、知事に対して農林水産省政策統括官（以下、本節において「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接、政策統括官に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 28 年 7 月 14 日付け 28 政統第 160 号 - 1 政策統括官通知）」の規定に基づき、政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。

(3) 副食及び調味料の調達

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として町が直接、町内小売業者又は卸売業者及び協定締結業者から調達するものとするが、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、留萌振興局長を経由して知事に対して支援を要請する。

(4) 乳幼児対策

乳幼児に対する食糧品は、最寄りの食料品店、農業協同組合支所、漁業協同組合支所から調達する。

4 炊き出し計画

(1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、住民対策部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

(2) 炊き出しの方法

町は、炊き出しを実施する場合、各団体女性部、自治会、青年団体等の協力を得て、学校給食センター（センターのみで対応できない場合は、文化センター、集会所等の公共施設）を利用して実施する。これらの施設が被災等で使用不能の場合は、飲食店又は旅館を利用するものとする。また、炊き出しに当たっては、衛生保持、残廃物の衛生的処理等について、指導徹底するものとする。更に乳幼児を対象に、粉ミルク、牛乳等を確保し給与するものとする。

(3) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の米飯提供業者から購入し供給する。

また、必要がある場合は、留萌振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

5 食料の供給

被災者に対する食料の供給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮しつつ、各自治会長、女性団体、青年団体、住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

- (1) 炊き出しその他による食料の供給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において供給する。

6 食料供給時の留意事項

町は、次の事項に留意の上、常に食品衛生等を心掛ける。

- (1) 炊き出し施設には、飲料用水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊き出し施設には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊き出しに当たっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

7 費用及び期間

救助法の定めに従って行うものとする。

第4 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は「本章 第15節 輸送計画」及び「本章 第33節 労務供給計画」に定めるところにより措置する。

第17節 給水計画

第1 基本方針

町は、災害発生に伴う水道施設の損壊等により、飲料用水や生活用水を得ることができない者に対し、衛生的で清浄な飲料水及び生活用水を供給する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第2 実施責任

1 増毛町

給水活動を円滑かつ迅速に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、応急給水を実施する。

2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第3 住民への周知

給水の実施に当たっては、給水時間、給水場所、給水方法を事前に住民に周知するものとする。給水場所は、原則として各避難所とする。

第4 給水の実施

町は、災害時における応急給水を次のとおり実施する。

1 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者とする。

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、おおむね3リットルとする。

3 飲料水及び給水資機材の確保等

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握しておくとともに、災害時においては、増毛町上水道事業指定業者から応急給水用・給水施設用応急復旧資機材を調達するほか、被災地の給水人口に応じて給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。

4 給水施設の応急復旧

緊急を要するものを優先的に実施するとともに、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

水道施設

水道施設名	水源所在地	日最大供給水量
増毛町上水道	暑寒沢 489	3000.0m ³
阿分簡易水道	留萌市上水道より受入れ	108.0m ³
別荘簡易水道	別荘 1408	270.0m ³
岩老簡易水道	岩老 55-2	34.5m ³
雄冬簡易水道	雄冬 252-1	69.0m ³

5 給水方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に災害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

(3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(4) 受水槽設置者等の利用協力

災害時における飲料水の供給源として、町内の受水槽設置者及び井戸水の保有者に利用協力を要請する。

なお、井戸水については、飲料水としての適否について事前に水質検査を行う。

(5) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

ア 近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

イ 湧水、表流水をろ水器によりろ水し、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水する。

ウ 搬送給水は、消防タンク車・トラックによるほか、必要に応じ自衛隊の出動要請を得て行う。

6 応援の要請

町は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道は、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

第1 基本方針

災害発生時において、町は、関係機関と連携の下、被災者に供給する衣料、生活必需品その他の物資を調達するとともに、迅速かつ的確に供給する。この場合において、被災地の実情や男女のニーズの違いにも十分配慮するとともに、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努める。

第2 実施責任

1 増毛町

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について留萌振興局を通じて道に要請する。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき、あっせん及び調達を行うものとし、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町長からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し、輸送する。

また、災害時に迅速に調達できるよう、生活必需品その他の物資を取り扱う業者等と事前に連絡調整を行う。

なお、町長に物資を配分するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

更に、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

3 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第3 物資の供給

町は、次のとおり災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等物資を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の衣料、生活必需品等物資を給与又は貸与する。

なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

1 対象者

給与又は貸与する対象者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

- (2) 衣料等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女ニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

3 物資の確保

- (1) 地域内で調達できる生活必需品等物資の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとし、災害発生時においては、その規模に応じて、町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。

また、生活必需品等物資を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法をあらかじめ定め、町内業者及び協定締結業者等から調達する。

- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救護用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。

日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

① 毛布	② 緊急セット	③ 拠点用日用品セット	④ 安眠セット
------	---------	-------------	---------

(注) 救護物資の緊急輸送を円滑に行うため、別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄する。

- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難なとき、又は地域内において調達が不能になったときは、近隣市町村又は道に要請し、調達する。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。

4 給与又は貸与の方法

救援物資の給与又は貸与に当たっては、「給与及び貸付台帳」によりその内容を明確に記録するものとする。

なお、救助法による救援物資とその他の義援物資とは、明確に区分して処理するものとする。

5 費用の限度及び期間

救助法の定めに基づいて行うものとする。

第19節 石油類燃料供給計画

第1 基本方針

町は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保を図るとともに、被災者等に対する炊き出し等に必要な石油類燃料の供給又はあっせんを行う。

第2 実施責任

1 増毛町

町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

2 北海道

道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

また、町等の要請に応じて迅速に調達できるよう、北海道石油業協同組合連合会と連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第3 石油類燃料の確保

町は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあっせんを求める。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- 4 LPG（液化石油ガス）については、迅速に調達できるよう、北海道エルピーガス災害対策協議会と連絡調整を行う。

第20節 電力施設災害応急計画

第1 基本方針

災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため町は、北海道電力㈱が別に定める「防災業務計画」に基づいて実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

第2 広報活動

町は、北海道電力㈱と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- 1 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- 2 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上、使用すること。
- 3 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第3 応急対策

町は、北海道電力㈱が行う次の対策に協力する。

- 1 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネットホームページを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- 2 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- 3 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

- 4 電力の需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- 5 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第21節 ガス施設災害応急計画

第1 基本方針

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想されるほか、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。このため町は、北海道LPガス協会による応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護する。

第2 応急対策

1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、北海道LPガス協会に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対して次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。
また、不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第22節 上下水道施設対策計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、上下水道施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、水道及び排水機能の確保を図る。

また、必要な広報を実施し、住民の不安解消を図る。

第2 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

第3 下水道

1 応急復旧

町は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

第1 基本方針

町は、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を講ずる。

第2 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

第3 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、高潮、波浪その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 地震、津波
- (4) 山（がけ）崩れ、地すべり、土石流
- (5) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋りょう及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤及び漁港の埋塞
- (7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
- (10) ダム貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の決壊
- (13) 航路・泊地の埋没

第4 応急土木復旧対策

1 応急対策及び応急復旧対策

町は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するため、所管する施設等の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

なお、町単独での実施が困難な場合は、関係機関に応援を要請する。

(1) 応急措置の準備

ア 所管施設について、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。

また、必要に応じて道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)で定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

2 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画の定めるところにより、必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう相互に協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

第1 基本方針

町災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町は、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して二次災害の軽減、防止に努める。

第2 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、次の取組を推進する。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第3 応急危険度判定の実施

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対して支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、道協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分で判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

被災宅地の危険度判定結果の表示区分等

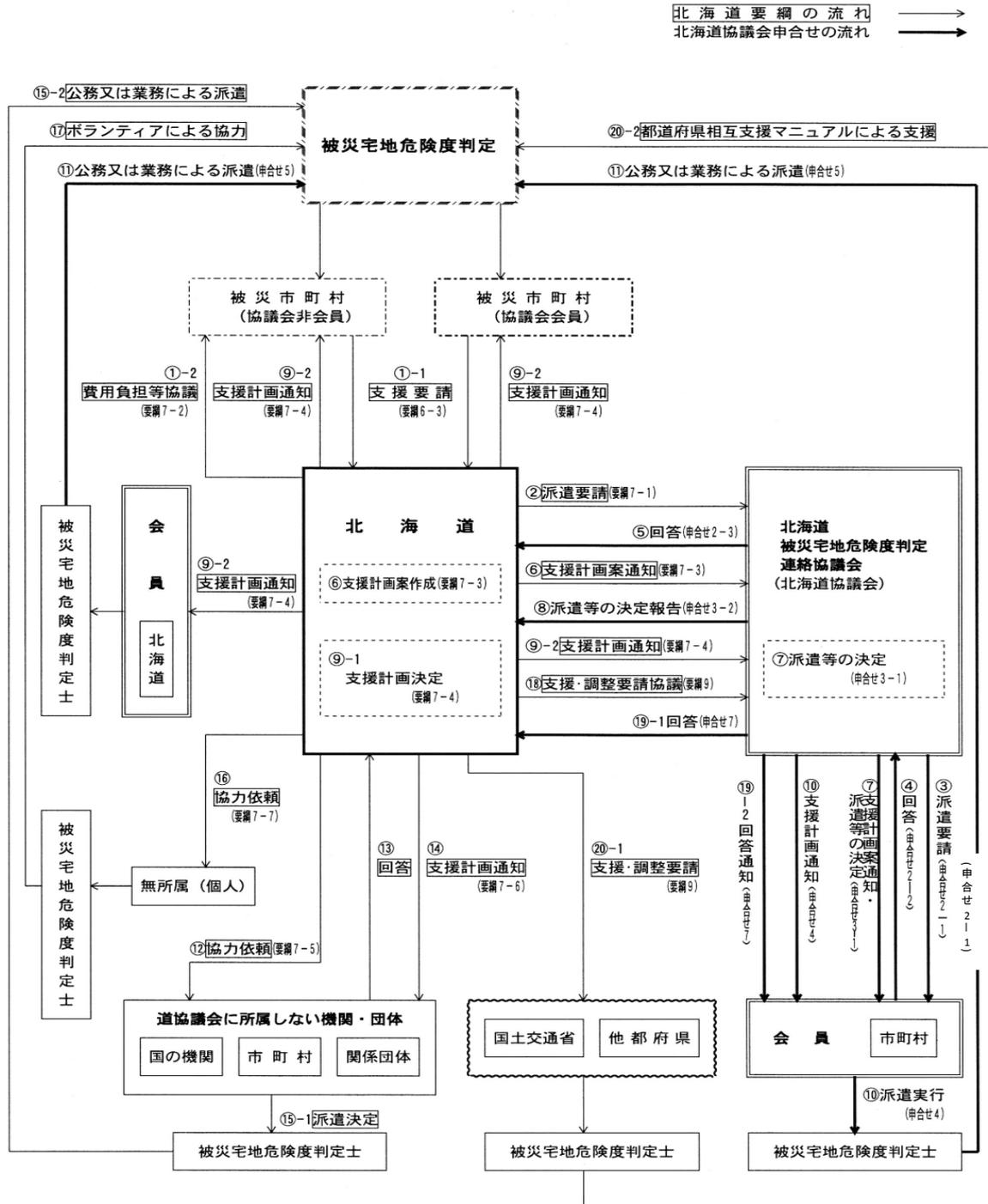
区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、実施マニュアルに基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第25節 住宅対策計画

第1 基本方針

町は、道と連携の下、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、避難所の設置等を行う。

なお、建設に当たっては、速やかに道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

第2 実施責任

1 増毛町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

また、救助法が適用された場合の避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

なお、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第3 実施の方法

1 避難所

町は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受け入れて保護するため、「本章第5節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅の建設等

(1) 入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、原則として、次の条件に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

知事は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき 29.7 m²を基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

町及び道は、応急仮設住宅の運営管理に当たって、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる項目の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居者の受入れを行う。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和16年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体の条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第4 資材等の調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、知事にあっせんを依頼する。

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第26節 障害物除去計画

第1 基本方針

町は、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、応急対策の万全を図る。

第2 実施責任

1 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して実施する。

なお、住居又はその周辺については、本町に救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

2 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「本章 第14節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第3 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第4 障害物の除去

1 実施方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

2 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。
- (2) 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

3 工作物等の保管

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (2) 保管した工作物等が滅失、破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

4 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については「本章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところによる。

第27節 文教対策計画

第1 基本方針

町は、災害発生時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、通常教育活動に支障を来した場合の応急対策を講ずる。

第2 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害に備えた職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知・徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険か所あるいは要補修か所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 増毛町・町教育委員会・北海道

小中学校及び幼稚園の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うこととし、担当は教育部学校教育班、社会教育班が当たるものとする。

なお、救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第3 被害状況の把握

教育部は、応急対策のため、次の事項についての被害状況等を速やかに把握するものとする。

- 1 児童生徒の被災状況
- 2 教職員の被災状況
- 3 学校施設の被害状況
- 4 その他の教育施設の被害状況
- 5 応急措置を必要と認める事項

第4 応急対策実施計画

町及び学校管理者は、相互に連携の下、次のとおり応急対策を実施する。

1 休校措置

(1) 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(2) 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話等、その他確実な方法で各児童生徒に徹底させる。

また、休校措置を登校後に決定したときは、帰宅させる際、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童にあっては教職員が地区別に付き添うなどの措置をとる。

2 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるなどして授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場を建築するなどの対策を講じ、又は留萌教育局を通じて道教育委員会に対し、施設のあっせんを要請する。

3 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得る。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がい十分に配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

公立学校における教育活動の実施が当該学校単独では困難な場合、道教育委員会との連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないよう努める。

5 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあつては道及び学校設置者）が必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理の徹底に努める。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設としての使用が終了したときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第5 教材、学用品等の調達及び給与

町は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与するものとし、その費用及び期間は、救助法の定めに準じて行うものとする。

また、救助法が適用された場合は、救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）に基づき迅速な措置を講ずる。

1 調達方法

(1) 教科書及び教材の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

(2) 学用品の調達

文具店等から調達する。

2 給与方法

学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握した上で、各学校長を通じて対象者に給与する。

3 救助法が適用されない場合の措置

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 給与状況の記録

学用品の給与を行った場合は、支給対象者、支給品目、支給年月日などの状況を記録する。

第6 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び増毛町文化財保護条例（昭和60年増毛町条例第6号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

第1 基本方針

町は、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を適切に実施する。

第2 実施責任

1 増毛町・増毛町消防本部・日本赤十字社北海道支部

関係機関相互の協力の下、警察、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て、行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 留萌警察署

行方不明者の捜索、死体見分等を実施する。

第3 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索の実施

町は、消防、警察等に協力を要請して捜索を実施するものとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 捜索の要請

町は、単独での捜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

- ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要請する人員、又は舟艇、機械器具等

(4) 変死体の届け出

町は、変死体を発見した場合、直ちに警察官又は海上保安官に届け出を行う。
また、所要の措置を経た後に引き渡された場合は、遺体の処理を実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日本赤十字社北海道支部）
- イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案（日本赤十字社北海道支部）

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から留萌警察署との連携を図り、事前の確保に努める。

(4) 収容及び処理

町は、遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は当該市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、関係機関と連携の下、町において処理する。

なお、身元不明で、かつ被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒をし、また、遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

イ 遺体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等死体の収容に適当な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案、見分

死因その他の医学的検査を行う。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体等については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理し、埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

(3) 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に対し、広域火葬の調整を要請する。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要なものと認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができること

に留意する。

第4 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第29節 家庭動物等対策計画

第1 基本方針

町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。

第2 実施責任

1 増毛町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

(1) 留萌振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。

(2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

第3 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。

2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。

3 町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第30節 応急飼料計画

第1 基本方針

町は、災害に際し、家畜飼料を確保するため、必要な措置を講ずる。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって留萌振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんに要請できる。

道は、必要に応じて農林水産省生産局に応急飼料のあっせんに要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

第1 基本方針

町は、災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について、迅速かつ的確に必要な措置を講じ、生活環境の保全、公衆衛生の確保、更に、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については「本章 第26節 障害物除去計画」に定めるところによる。

第2 実施責任

1 増毛町

(1) ごみ及びし尿処理

被災地における清掃は、町長（担当：厚生部衛生班）が実施するものとする。町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等）の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。ただし、所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、町長が実施するものとする。

2 北海道（留萌振興局）

(1) 留萌振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じた指導・助言を行う。

(2) 道は、町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

第3 ごみの収集処分の方法

ごみは、食物の残廃物等、伝染病の源となるものから優先的に収集する。災害の状況により、現有車両による収集が困難な場合は、民間車両の出動を要請し、被災地のごみ収集に万全を期する。また、本町の処理能力を超えた廃棄物が発生した場合は、近隣市町村及び道に対し応援の要請を行う。

第4 し尿の収集処理方法

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとする。処理については、し尿処理施設での処理を原則とするが、施設の被災等により処理が困難な場合は、近隣市町村に対し応援の要請を行う。

第5 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、留萌振興局保健福祉室の指導を受けて、次の方法で処理する。

- 1 移動できるものは、適当な場所で集中焼却又は埋没処理する。
- 2 移動し難いものは、その場で他に影響を及ぼさないように個々に焼却又は埋没する。

3 埋没する場合は1 m以上の覆土をするものとする。

第6 仮設トイレの設置

町は、災害の状況に応じ、避難所又は野外に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、必要か所に最少限度の数を設置するものとし、この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

第32節 防災ボランティアとの連携計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは十分に対応することができないことが予想されるため、町は、防災ボランティア活動指針に基づき、関係機関と連携を図りつつ、ボランティアニーズを把握するとともに、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受け、効率的な災害応急活動の実施に努める。

第2 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災した母子及び父子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第3 ボランティアの受入れ

町は、道、日本赤十字社北海道支部、増毛町社会福祉協議会、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の下、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動

に関する住民への受援・支援等の普及・啓発を行う。

市町村及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市町村及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

第1 基本方針

町は、災害時における応急対策に必要なときは、民間団体の協力、一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な実施を図る。

第2 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、被災地区以外の住民の協力を得て、次に奉仕団員の動員をするものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。

第3 民間団体への協力要請

町は、災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、災害の状況により必要と認められた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

1 動員の要請

町災害対策本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務部長を通じて要請する。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 住民組織等の要請先及び活動

「第1編 第3章 第1節 第5 住民組織等への協力要請」による。

第4 労務者の雇上げ

町は、活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げ、災害対策の円滑な実施を図る。

1 労務者雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療、救護のための移送労務者
- (3) 被災者救出用機械、器具、資材のための労務者
- (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配付等のための労務者
- (5) 救援物資支給のための労務者
- (6) 行方不明の搜索及び処理のための労務者
- (7) その他災害応急のために必要な労務者

2 動員の要請

各部長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業員の配備を総務部長に要請する。

要請を受けた総務部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、町長へ報告する。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 公共職業安定所への要請

町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、留萌公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭により求人申込みをする。

- (1) 職業別、所要労働者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

4 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、町が負担する。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。ただし、費用の負担及び賃金は救助法が適用された場合はこれによるものとする。

5 実施状況の記録

町は、賃金作業員を雇用した場合、労務者の住所、氏名、賃金の日額単価、雇用日数及び賃金額などの事項を「賃金作業員雇用台帳」により状況を記録する。

第34節 災害救助法の適用と実施

第1 基本方針

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、町は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2 救助法の適用基準

救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号～第4号の規定による本町における適用基準は次のとおりである。

救助法の適用基準

適用基準				適用
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失・・・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住宅の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼・・・2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の療等は各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		

第3 救助法の適用手続き

1 救助法の適用要請

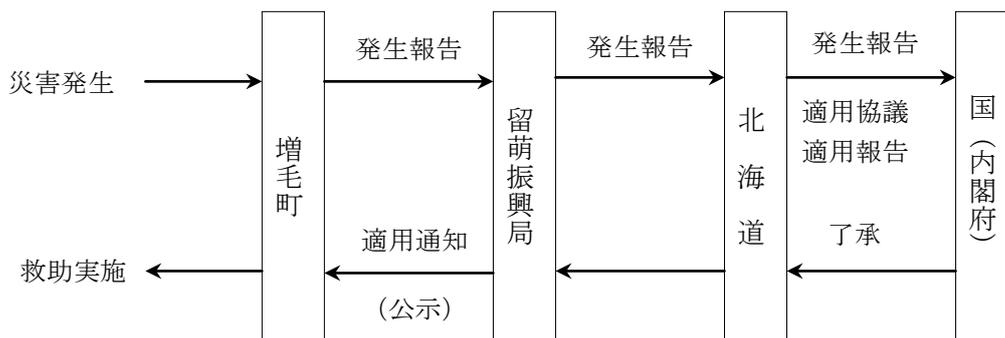
町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を留萌振興局長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態である場合は、併せて救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 救助法の適用を要請する理由
- (4) 救助法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (6) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに留萌振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。

救助法の適用手続き系統図



第4 救助の実施

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事（留萌振興局長）が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助の種類等

救助法による救助は、同法に基づき、下表（救助法による救助の種類等）に掲げるもののうち、当該災害により現に救助を必要とする者に対し、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等は、北海道における救助法施行細則（昭和31年規則第142号）の定めるところによるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の取用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

救助法による救助の種類等

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象か所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない。

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第3章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため町は、住民の意向を尊重しながら、国、道、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者生活再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑かつ迅速な復旧・復興を図る。

第1節 災害復旧計画

第1 基本方針

町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、迅速かつ適切に廃棄物処理を行うものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第2 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 漁港
- (9) 下水道
- (10) 公園

- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、別に法律に定めるとおりである。

第5 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、町は、道と連携の下、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 基本方針

町は、災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずる。

第2 罹災証明書の交付

1 増毛町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

2 増毛町消防本部

- (1) 町長は、罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて消防長等に消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況

サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ 上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ その他被災者の援護の実施に関して町長が必要と認める事項

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関して町長が必要と認める事項

(3) 町長は、上記(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。この場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第3の1(2)のス）を含めないものとする。

第4 融資・貸付等による金融支援

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融については次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、「資料編 被災者救護 資料 29 融資・貸付等金融支援」による。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援

第5 義援金の募集及び配分

1 義援金の募集

(1) 受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 義援金の受入れ

町は、災害の発生に際して、増毛町社会福祉協議会と連携の下、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

2 義援金の配分

(1) 災害義援金配分委員会の設置

町は、災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、増毛町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

(2) 配分計画の作成

町は、寄託された義援金（日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金を含む。）について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状

況等を考慮した配分基準を定めるとともに、迅速かつ適切に配分する。

- ア 配分対象
- イ 配分基準
- ウ 配分方法
- エ その他必要な事項について

(3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

3 北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

第3節 災害応急金融計画

各種の応急金融対策により、災害の応急復旧や罹災者の速やかな立直りを図る。

「資料編 被災者救護 資料30 融資・貸付等金融支援」参照。

第3編 地震・津波災害対策編

第1章 災害予防計画

町は、地震・津波による災害の発生又は拡大の防止を図ることを目的に、他の災害予防責任者と相互に協力して災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

第1 基本方針

住民は、北海道地方で過去に発生した地震・津波災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震・津波発生時には、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第2 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器等の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

- (8) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第3 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。
- (6) エレベーターの使用は避ける。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛するとともに、危険物車両等の運行は自粛する。

第4 集客施設でとるべき措置

- 1 構内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段などに殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第5 街など屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第6 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切る。この際、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

第7 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ① 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - ② 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒を緩めず、海浜等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

第1 基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第2 地震に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり地震に強いまちづくりを推進する。

- 1 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時的な避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。
- 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- 3 不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設等の管理者と連携の下、安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第3 建築物の安全化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり建築物の安全化を推進する。

- 1 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 国、道及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 国、道及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 建築物の施設管理者と連携の下、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第4 主要交通の強化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路等の耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5 通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関と協力し、主要な通信施設等について、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化・多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

町は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、次のとおり地震発生時におけるライフライン施設等の機能の確保に努める。

- 1 上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- 2 ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第7 液状化対策等

町は、国、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、次のとおり必要な対策の実施に努める。

- 1 公共施設等の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に際しては十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町及び増毛町消防本部は、道及び防災関係機関と連携の下、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急・復旧対策等への備え

町は、道及び防災関係機関と連携の下、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備など必要な備えを行うとともに、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

1 地震防災緊急事業五箇年計画

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しており、町は、道と連携の下、その整備を計画的に進める。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設
であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり津波に強いまちづくりを推進する。

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路、避難階段等の整備など、関連計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 3 町防災計画及び関連計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
また、関連計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 4 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

第1 基本方針

町は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、道及び防災関係機関と連携の下、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第2 防災知識の普及・啓発

1 職員に対する防災教育の推進

町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、次により地震・津波に関する防災知識の普及・啓発を図る。特に住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 市街地等への外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 上水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報紙、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波発生時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

4 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

町は、地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、「第2編 第1章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

「第2編 第1章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

「第2編 第1章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

「第2編 第1章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

第1 基本方針

町は、地震・津波災害から住民の生命及び身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、地震・津波に対する避難体制の整備については、「第2編 第1章 第6節 避難体制整備計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第2 津波避難計画等の作成

町は、道が示す「津波避難計画策定指針」を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて増毛町津波避難計画を見直すほか、必要に応じて地域津波避難計画の作成に取り組むとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

なお、これらの計画を作成するに当たっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、町防災会議のほか、留萌振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなどしてその推進を図る。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

「第2編 第1章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

第1 基本方針

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
町は、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所、津波避難ビル等や避難路、避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用、建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、町は、指定緊急避難場所及び避難路、また、住民への多重化・多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

また、必要に応じてこれらの予防対策の実施に関し、道に支援を要請する。

1 津波等災害予防施設の整備

町は、国及び道と連携の下、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 海岸保全対策

町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期する。

(2) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 町は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、通知を受けた大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の住民、関係機関等への迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るための要員確保等の防災体制を強化する。

なお、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

イ 町は、道が整備する北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を活用し、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町は、国及び道と連携の下、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを活用し、関係機関等で共有するとともに、公表を図る。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）のほか、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町は、道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施する。

(5) 津波防災訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会等の各種普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 津波防災教育

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町は、広報紙等を活用し、「本章 第1節 住民の心構え」で示す一般住民及び船舶関係者に対する「津波に対する心得」に加え、次のとおり漁業地域における事項を含め、津波警戒に関する事項の周知徹底を図る。

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報（特別警報）」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第11節 火災予防計画

第1 基本方針

町は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図る。

なお、地震に対する火災予防に関する計画は、「第2編 第1章 第10節 消防計画」及び「第4編 第1章 第6節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び増毛町消防本部は、道と連携の下、地震時の火の取扱いについて指導・啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第3 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるため、町及び増毛町消防本部は、道と連携の下、次のとおり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 予防査察の強化指導

町及び増毛町消防本部は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第5 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び増毛町消防本部は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

また、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第12節 危険物等災害予防計画

第1 基本方針

町及び増毛町消防本部は、防災関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

なお、地震に対する危険物等の災害予防については、「第4編 第1章 第5節 危険物等災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び増毛町消防本部は、道及び関係機関と連携の下、事業者等に対し、次の事項の指導に努める。

- 1 事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業者等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

第13節 建築物等災害予防計画

「第2編 第1章 第9節 建築物等災害予防計画」を準用する。

第14節 土砂災害予防計画

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、町は、道等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

なお、土砂災害予防対策については、「第2編 第1章 第16節 土砂災害予防計画」に定めるところによるものとするが、地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

第15節 液状化災害予防計画

第1 基本方針

町は、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に努める。

第2 液状化対策の推進

町は、液状化による被害を最小限に食いとめるため、道及び防災関係機関と連携の下、公共事業などの実施に当たって現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断するとともに、次のとおり効果的な液状化対策を推進する。

1 液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関の協力の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策を検討する。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

3 液状化対策の普及・啓発

液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

「第2編 第1章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 業務継続計画の策定

「第2編 第1章 第19節 業務継続計画の策定」を準用する。

第18節 複合災害に関する計画

「第2編 第1章 第18節 複合災害に関する計画」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

地震・津波災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震・津波の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

災害応急対策実施責任者は、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、相互に連携して災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

「第1編 第3章 第1節 組織計画」及び「第1編 第3章 第2節 動員配備計画」を準用する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

第1 基本方針

町は、地震・津波に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図る。

第2 地震・津波に関する情報の発表

1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体に提供する。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

また、気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）の伝達に当たっては、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2か所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

2 津波警報等

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波の災害が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下、本節においてこれらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを情勢的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見開きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨 大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5mを超え10m以下	10m		
		3mを超え5m以下	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上	1mを超え3m以下	3m	高 い	
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上、1m以下	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- (注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波襲来間に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高い所でも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報

気象庁及び旭川地方气象台は、次のような地震に関する情報を発表する。

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表(日本や国外への津波の影響についても記述して発表)

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁及び旭川地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料

(3) 津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、上記2の(2)「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

全国の津波警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で 大津波警報（特別警報） 又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

(備考) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の

中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分と掛からない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用され、本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区 分	名 称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	北海道道北
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	留萌地方中北部

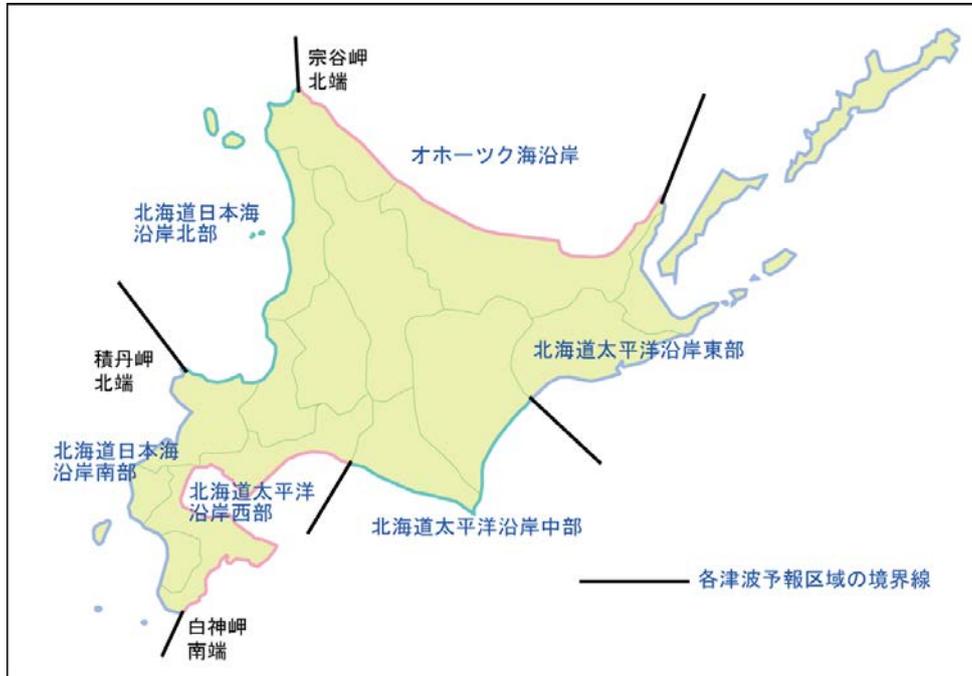
緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 津波予報区

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報等を発表しており、本町が該当する津波予報区は、「北海道日本海沿岸北部」である。

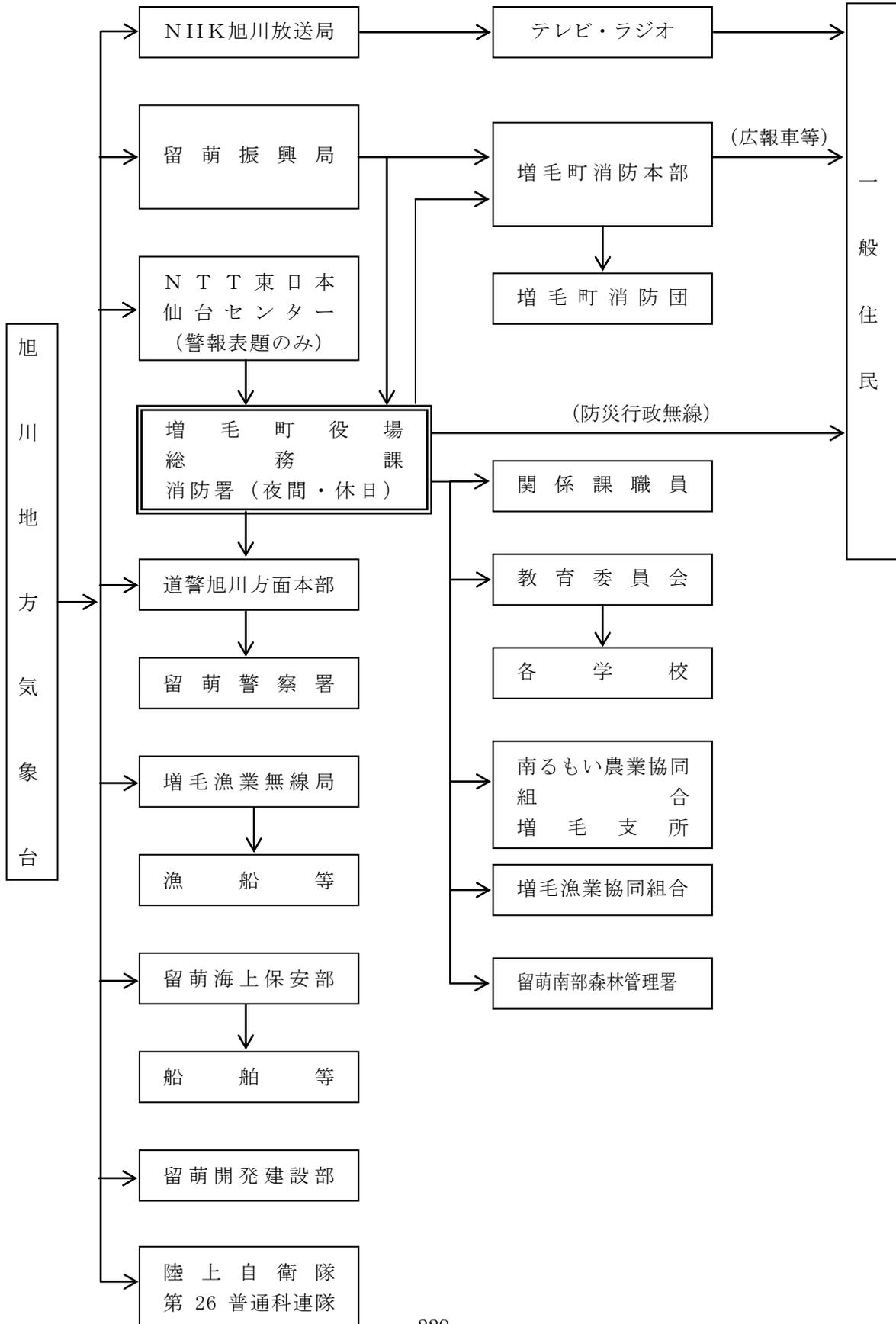
津波予報区



5 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の伝達系統図



第3 異常現象を発見した場合の通報

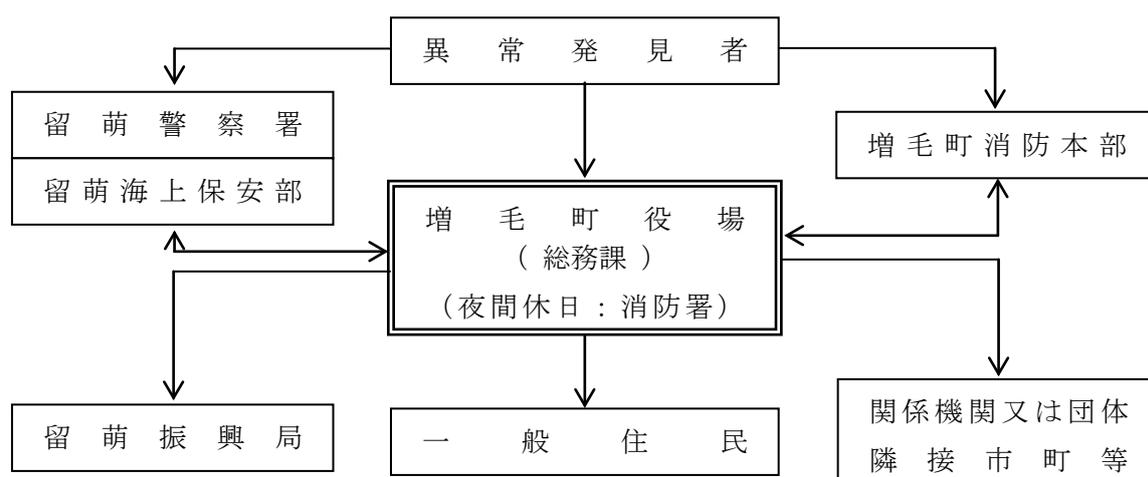
町長は、頻発地震、異常音響及び地変並びに異常潮位又は異常波浪などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- 1 増毛町消防本部（電話 53-2175・FAX53-2486）
- 2 留萌警察署（電話 0164-42-0110・FAX0164-42-0110）
- 3 留萌海上保安部（電話 0164-42-9118・FAX0164-49-2043）
- 4 留萌振興局地域政策課（電話 0164-42-8426・FAX0164-42-2596）
- 5 旭川地方気象台防災業務課（電話 0166-32-7102・FAX0166-32-6407）
- 6 影響のある隣接市町
- 7 その他、その異常現象に関係ある機関

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、「総務課（総務課長）」へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、消防署が受理し、総務課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

（ 災害発生通報系統図 ）



気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なる場合があります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

気象庁震度階級関連解説表

計測震度	震度階級	人間	家屋の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0~0.4	0	人は揺れを感じない。						
0.5~1.4	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5~2.4	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5~3.4	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5~4.4	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5~4.9	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0~5.4	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5~5.9	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0~6.4	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5~	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

地震情報などにより発表される震度階級は、観測点における揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算される。

第4 津波発生直後の広報

津波警報等が発表された際に、防災行政無線から自動放送される音声は次のとおりである。

警報等の種類	防災行政無線の音声（各2回繰り返し）
津波注意報	<p>こちらは「ぼうさいましけ」です。 先ほどの地震により、ただいま「津波注意報」が発表されました。 海岸にいる方はすみやかに海岸から離れてください。 危険ですから、海岸や川に近づかないでください。 避難の時は車を使用しないでください。 今後の情報に十分注意してください。 落ち着いて行動してください。 こちらは「ぼうさいましけ」です。</p>
津波警報 （津波）	<p>こちらは「ぼうさいましけ」です。 ただいま、「津波警報」が発表されました。 「津波」が予想されます。 火の元を確認してください。 海岸付近の方は、高いところへ避難してください。 テレビやラジオの情報に注意してください。 落ち着いて行動してください。 こちらは「ぼうさいましけ」です。</p>
津波警報 （大津波）	<p>こちらは「ぼうさいましけ」です。 ただいま、「大津波警報」が発表されました。 「大津波」が予想されます。 海岸付近の方は、火の元を確認し、 ただちに高いところへ避難してください。 避難の時は車を使用しないでください。 テレビやラジオの情報に注意してください。 落ち着いて行動してください。 こちらは「ぼうさいましけ」です。</p>

第3節 災害情報収集・伝達計画

第1 基本方針

町は、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携の下、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

なお、地震・津波発生時における災害情報等の収集・伝達については、「第2編 第2章 第2節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努める。

2 町は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、津波注意報及び津波警報標識、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

4 町は、防災関係機関が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地において、迅速かつ正確に情報の収集・連絡を行うため、その手段の多重化・多様化に努める。特に町から道へ被災状況の報告ができない場合等は、道が被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握することとしており、町は、これら派遣職員の受入れに留意する。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡を行う。

5 道及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3 災害情報等の内容及び通報の時期

1 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度5強以上を記録した場合、第一報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

- 2 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- 3 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第4節 災害広報・情報提供計画

「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

地震・津波発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予測される中で迅速かつ確かな避難活動を行う必要があるため、町は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分配慮する。

なお、地震・津波発生時における避難措置については、「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施するものとし、特に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報など津波の発生予報が発せられた場合は、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置をとる。

第2 避難方法

大規模な地震・津波が発生した場合は、各所で同時に火災が発生し、大火災に発展することが予測される。このため住民等は、地震・津波が発生し、避難が必要と判断した場合、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、まずは、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）に避難して、当該避難場所で正確な災害情報等を収集する。

また、安全を確保した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

なお、特に津波発生時の避難については、次の事項に留意しつつ、必要な避難誘導體制を整備する。

- 1 避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとし、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 2 町の職員、消防職員、消防団、警察官等避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

町は、施設管理者等から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定の指定避難所の安全性の確保

避難所の開設に先立ち、開設予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者等によるチェック

避難所の管理者及び担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を町災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、町災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

上記(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかない場合、町は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、開設した避難所が学校である場合、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

第6節 救助救出計画

「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

第1 基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため町は、被災地の住民や自主防災組織等とともに、消防機関が実施する消防活動に協力するとともに、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努める。

なお、地震発生時における消火活動については、「第2編 第1章 第10節 消防計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第2 消防活動体制の整備

町及び増毛町消防本部は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

第3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び増毛町消防本部は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握する。

また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に努める。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険か所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第4 相互応援協力の推進

町及び増毛町消防本部は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定等により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第5 地震火災対策計画の作成

町及び増毛町消防本部は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。この場合の基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員・消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下するおそれがあることから、あらかじめこれらに対する維持・確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討する。

4 初期消火の徹底

住民に対して平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、地震発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

第1 基本方針

町は、大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合、警戒態勢をとり、津波の発生に備えるほか、津波が発生した場合は、直ちに応急対策を実施する。

第2 津波警戒体制の確立

町は、旭川地方気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備えて警戒態勢をとる。

また、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

更に、潮位の変化等津波情報の収集・伝達を行うほか、道との連絡調整等を行う。

第3 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、町は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

なお、町が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が町長に代わって避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

第4 災害情報の収集

町は、道、北海道警察及び第一管区海上保安本部が航空機又は船艇を派遣して把握・収集した災害状況について、相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

「第2編 第2章 第13節 災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

「第2編 第2章 第15節 輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

「第2編 第2章 第9節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

「第2編 第2章 第16節 食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

「第2編 第2章 第17節 給水計画」を準用する。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

「第2編 第2章 第18節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

「第2編 第2章 第19節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

第1 基本方針

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道施設、電気、通信、放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第2 上下水道

「第2編 第2章 第22節 上下水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 上水道施設

(1) 応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する飲料水等の供給に努める。

(2) 広報

町は、地震・津波により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道施設

(1) 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2) 広報

町は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

「第2編 第2章 第20節 電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 通信

1 応急復旧

電気通信事業者は、地震・津波発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第5 放送

放送機関は、地震・津波発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第18節 医療救護計画

「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

「第2編 第2章 第12節 防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

「第2編 第2章 第31節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

「第2編 第2章 第29節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

「第2編 第2章 第27節 文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

「第2編 第2章 第25節 住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

第1 基本方針

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携の下、被災建築物の安全対策を図る。

第2 応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、応急危険度判定実施本部を設置し、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

判定ステッカーの内容

区分	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第3 石綿飛散防災対策

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

「第2編 第2章 第24節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

「第2編 第2章 第26節 障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請計画

「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第30節 防災ボランティアとの連携計画

「第2編 第2章 第32節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

「第2編 第2章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第3章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

「第2編 第3章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

被災者援護措置に当たっては、「第2編 第3章 第2節 被災者援護計画」に定めるところによるほか、特に地震災害発生時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第3節 災害応急金融計画

「第2編 第3章 第3節 災害応急金融計画」を準用する。

第 4 編 事故災害対策編

第1章 個別事故対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋りょうなど道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化に伴い発生する、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等の大規模な事故による被害（事故災害）について、町が実施する予防対策及び防災関係機関と連携して実施する応急対策について定め、大規模な事故による被害拡大防止の一層の充実・強化を図る。

第1節 海上災害（海難）対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町、増毛町消防本部、船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下本章において同様とする。）及び漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 増毛町・増毛町消防本部

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対して次の事項を指導する。

ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上

エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

オ 海難防止に対する意識の高揚

2 船舶所有者等・増毛漁業協同組合

(1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努める。

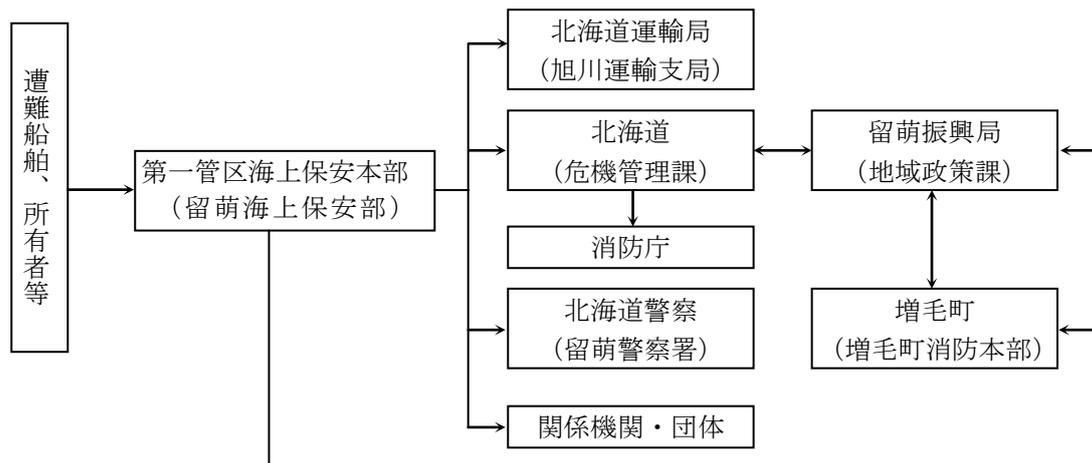
第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海上災害（海難）の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 海難発生時の広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力の上、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）（海上保安庁法第5条）

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- イ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 増毛町（基本法第62条、水難救護法第1条）

ア 遭難船舶を認知した場合、留萌海上保安部及び留萌警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 北海道警察（留萌警察署）（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合（増毛漁業協同組合）

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たる。

(5) 水難救難所（日本水難救済会増毛救難所）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

7 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、留萌海上保安部と増毛町消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の收容等

行方不明者の搜索及び遺体の收容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の搜索及び遺体の收容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

海難の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第2節 海上災害（流出油等）対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町、増毛町消防本部、船舶所有者等及び漁業協同組合は、防災関係機関と相互に協力して海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 増毛町・増毛町消防本部

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- (8) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- (9) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。
 - イ 消火器具の配備
 - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- (10) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

2 船舶所有者等・増毛漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。

- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

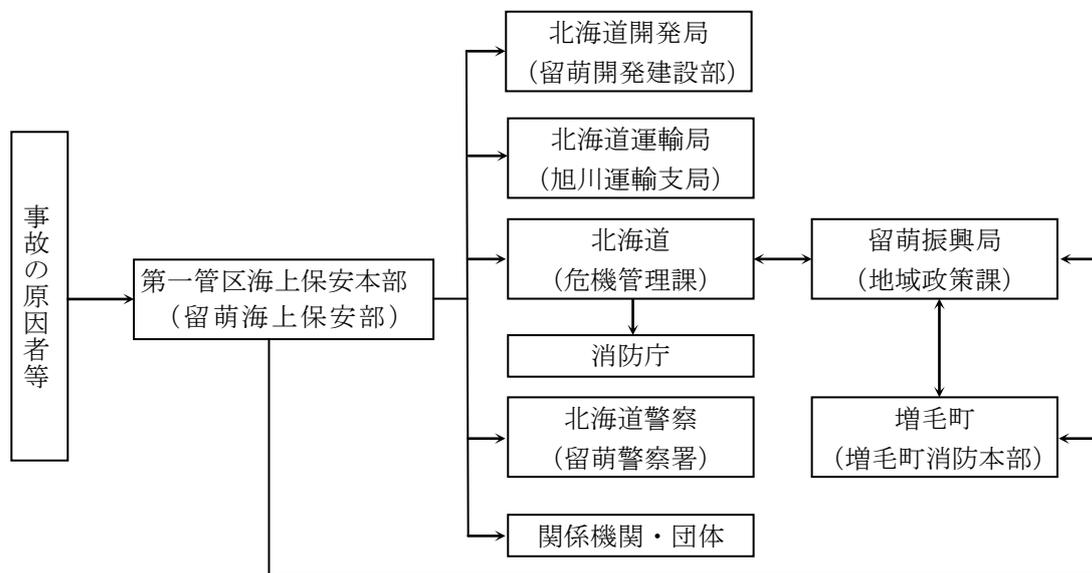
油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統

海上災害（流出油等）の情報通信連絡系統図



- (2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (1) 海難の状況
- (2) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- (5) その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局（留萌開発建設部）

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供を行うとともに、必要に応じて関係市町村に対し、必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

(4) 増毛町・増毛町消防本部・北海道

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

また、道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

(5) 北海道警察（留萌警察署）

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 第一管区海上保安本部（留萌海上保安部）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係市町村（消防機関）に協力を要請する。

(2) 増毛町・増毛町消防本部

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合の避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

9 広域応援

流出油等事故災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所（日本水難救済会増毛救難所）の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力をを行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となるため、それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、「第2編 第2章 第32節 防災ボランティアとの連携計画」に定めるところにより実施する。

第3節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町は、航空災害が発生した場合にその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずるとともに、関係機関が実施する災害予防対策に協力し、航空災害発生時の被害の拡大防止に努める。

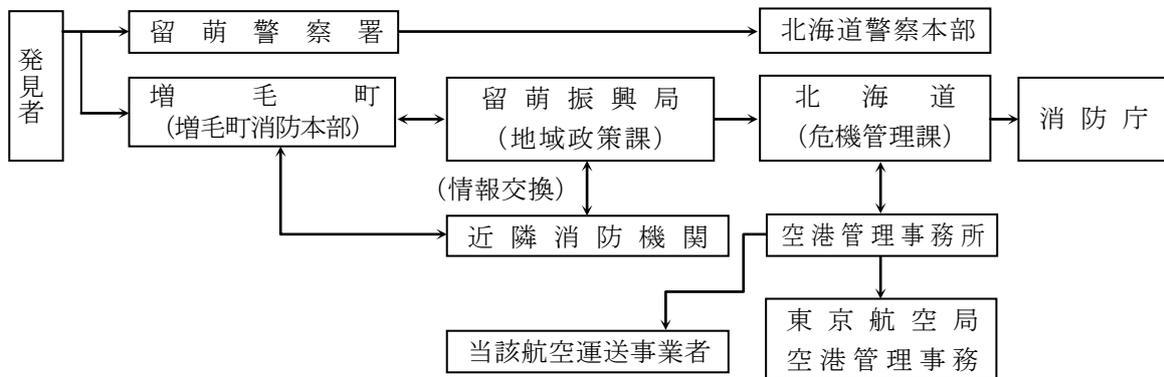
第3 災害応急対策

1 情報通信

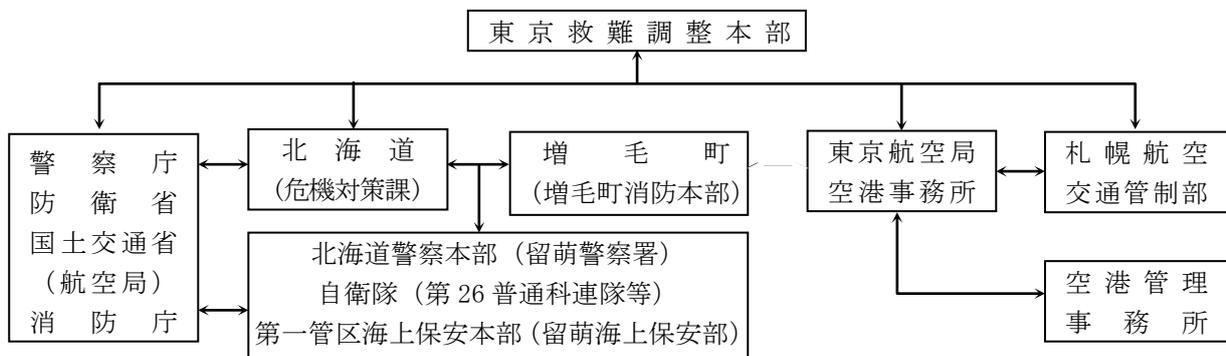
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が明確な場合）



航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動））



(注) 救難調整本部は、東京航空局空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力し、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 増毛町消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 消防職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10 防疫及び廃棄物等処理

防疫及び廃棄物等処理については「第5章 第12節 防疫計画」及び「第5章 第31節 廃棄物等処理計画」に定めるところにより実施する。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、道及び空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

12 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等を必要とする災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町及び道路管理者は、道路災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、防災関係機関と相互に協力し、次のとおり必要な予防対策を実施する。

- 1 橋りょう等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見して速やかな応急対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備を図る。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- 2 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努める。
- 3 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 4 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- 5 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- 6 道路災害時に、施設・設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- 7 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- 8 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第3 災害応急対策

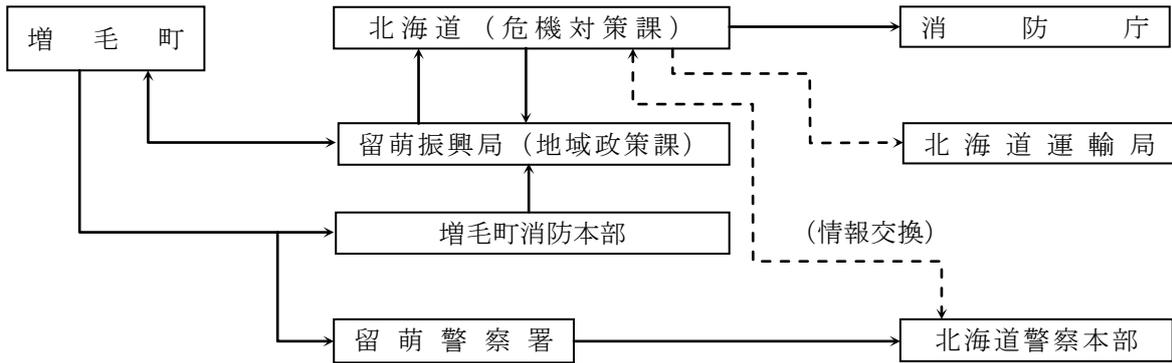
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

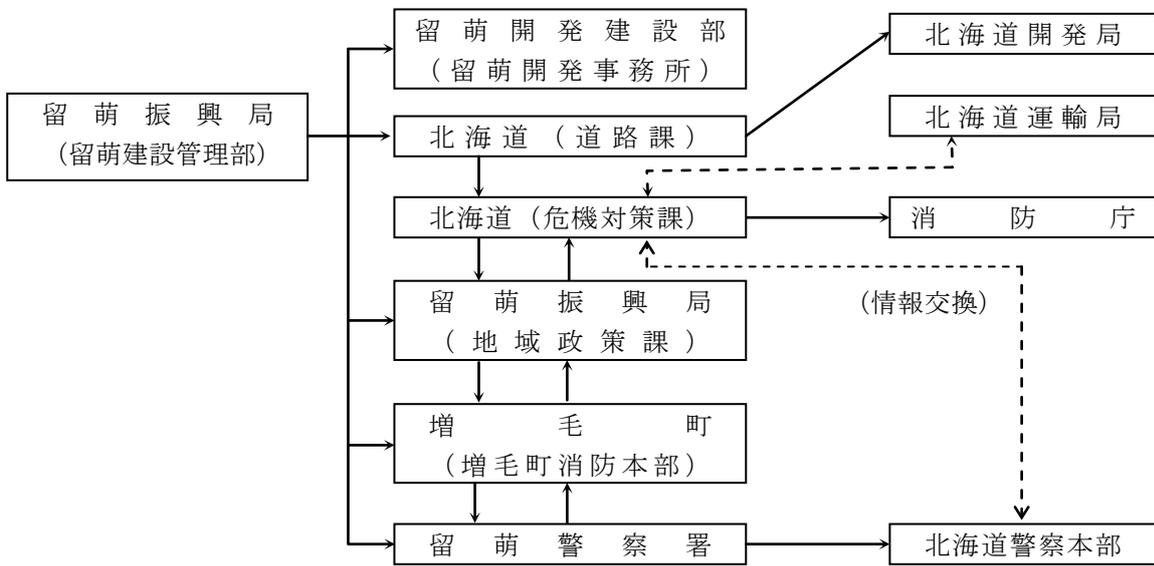
(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

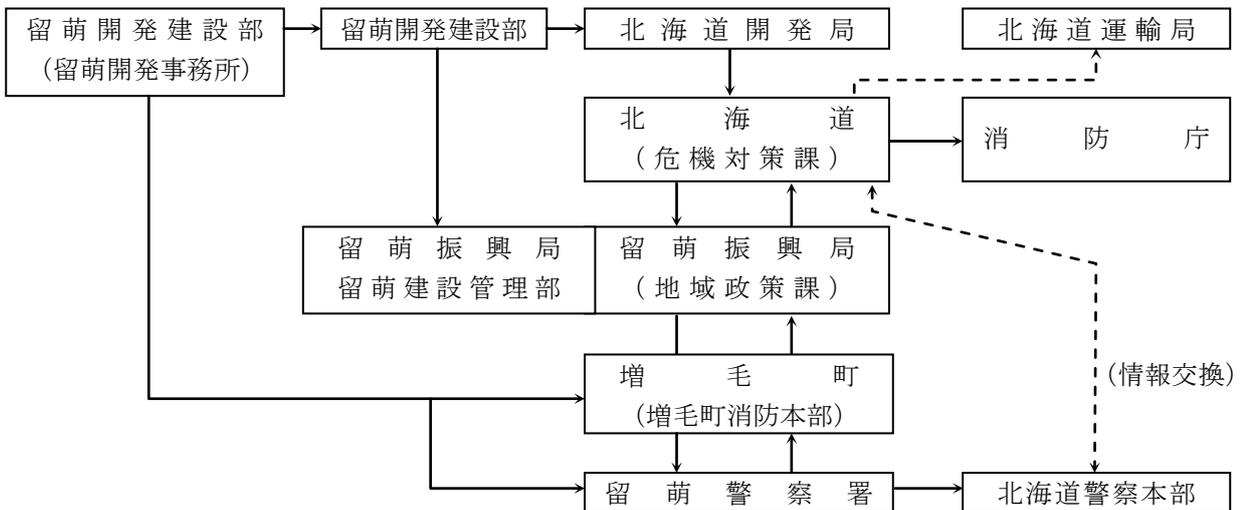
道路災害の情報通信連絡系統図（町の管理する道路の場合）



道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）



道路災害の情報通信連絡系統図（国の管理する道路の場合）



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期の救助救出活動のほか、「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

医療救護活動については「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 増毛町消防本部

ア 速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。
イ 消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察（留萌警察署）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「本章 第5節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

12 応急復旧対策

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の応急復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、円滑かつ迅速に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災か所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

危険物の定義

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等により、それぞれ規定されている。）	

第2 災害予防

町及び増毛町消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）及び増毛町消防本部は、危険物等災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 危険物災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、増毛町消防本部、留萌警察署へ通報する。

- (2) 増毛町消防本部
 - ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。
- (3) 北海道警察（留萌警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

- (1) 事業者
 - ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
 - イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずる。

また、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。
- (2) 増毛町消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
- (3) 北海道警察（留萌警察署）
 - ア 火薬類取締法により、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
 - イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
 - ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類の安定度に異常を呈したとき及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

3 高圧ガス災害予防

- (1) 事業者
 - ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
 - イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。
- (2) 増毛町消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察（留萌警察署）

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒物・劇物が飛散することなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を留萌保健所、留萌警察署又は増毛町消防本部に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 増毛町消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察（留萌警察署）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、増毛町消防本部等関係機関へ通報する。

(2) 増毛町消防本部

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察（留萌警察署）

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第3 災害応急対策

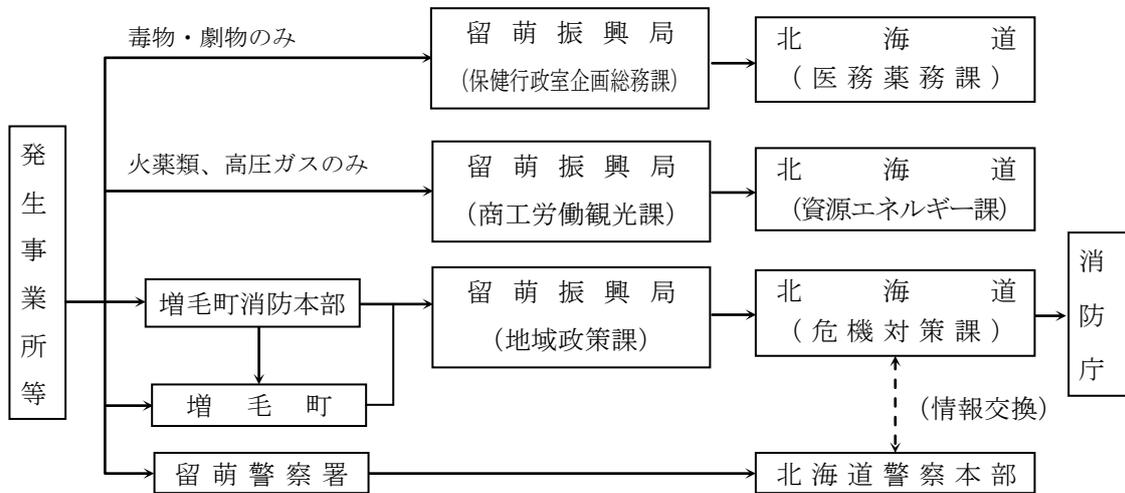
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

危険物等災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報

- オ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等の消防活動に努める。

(2) 増毛町消防本部

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しつつ実施する。

7 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」及び「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の收容等

行方不明者の搜索及び遺体の收容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の搜索及び遺体の收容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

町及び増毛町消防本部は、防災関係機関と相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空き地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回（春、秋）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

9 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

10 火災警報の発令

町長は、留萌振興局長から火災気象通報を受け、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度：67%以下、最小湿度：35%以下、最大風速が8m/s以上）若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

第3 災害応急対策

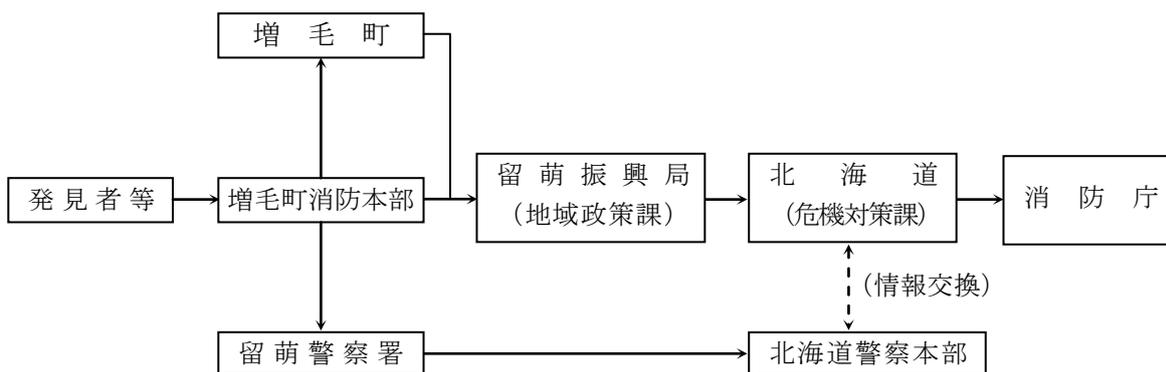
1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

大規模な火事災害の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 消防活動

増毛町消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高いか所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

6 救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第2編 第2章 第10節 救助救出計画」及び「第2編 第2章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

行方不明者の搜索及び遺体の収容等については「第2編 第2章 第28節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

10 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第2 災害予防

1 実施事項

町及び関係機関は、林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、相互に協力して次により必要な予防対策を講ずる。

(1) 増毛町

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (7) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (4) 入林の許可・届出等について指導する。
 - a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (9) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (5) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (4) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (9) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (5) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (7) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう点検・整備する。
- (4) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離着陸場の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- エ 機械力導入（チェーンソー、刈払機、林業機械等の使用）に対する予防対策
 - (ア) 燃料又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しない。
 - (イ) 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切り、エンジンを止め、安全な状態にして、じょうご、くた付容器等により補給する。
 - (ウ) ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線緩み等の点検整備を励行する。
 - (エ) 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参する。

(4) バス等運送事業者

バス等運送事業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会において推進する。

(3) 町の組織

林野火災の予防対策を推進するため、増毛町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図る。

ア 実施機関

増毛町、増毛町消防本部（署）、消防団、留萌南部森林管理署、留萌振興局森林室、留萌南部森林組合、留萌警察署

イ 協力機関

留萌振興局、増毛町森林愛護組合、旭川地方気象台、増毛町教育委員会、増毛町立各小中学校、陸上自衛隊第26普通科連隊、増毛町観光協会、増毛町山岳会、森林保全巡視員、自然保護監視員、鳥獣保護員

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は火災気象通報、その他警報・注意報、情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

なお、火災気象通報（林野火災通報を兼ねる。）は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行い、町は、火災気象通報を受けた場合、増毛町消防本部へ通報する。

火災気象通報の通報基準及び伝達系統等は「第2編 第2章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」のとおりである。

また、町長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。この場合、増毛町消防本部、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携の下、速やかに適切な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

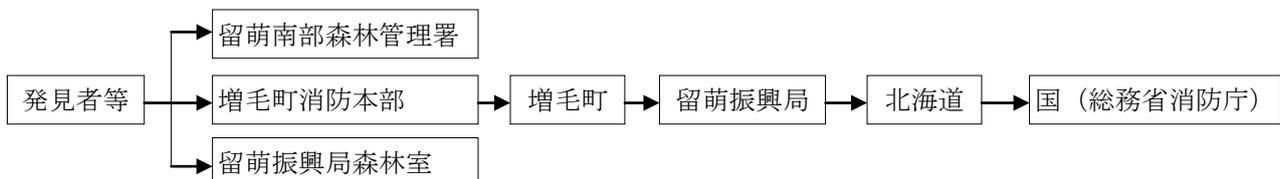
1 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

林野火災の情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

なお、町及び留萌振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第2編 第2章 第4節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

4 消防活動

増毛町消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合等の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や林野火災が広域化する場合などは「第2編 第2章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に基づく北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第2編 第2章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

6 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第2編 第2章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

8 広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第2編 第2章 第8節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第8節 港湾等対策計画

港湾及び漁港等において発生する船舶火災、油の流出、陸域における危険物施設等の災害に対処するため、災害予防、応急対策の具体的事項について次のとおり定める。

第1 港湾及び漁港等防災対策の区域

本計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及びその臨港地区並びに漁港法（昭和25年法律第137号）第2条に定める漁港区域及び陸域を対象とする。

第2 予防計画

港湾及び漁港等における各種災害を未然に防止するため、各機関の実施する事項は、「第1編 第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

1 留萌海上保安部

(1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料

（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

ウ 連港状況（特に危険物の荷役場所、はしけだまり等の状況）

エ 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（引き船サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）

(2) 研修訓練

平常業務を通じ職員に対し防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行う。また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 総合防災訓練

(3) 指導啓発

防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

ア 海難防止運動、防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

イ 在港船舶に対する臨船指導

(4) 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り海難の未然防止に努める。

- ア 船舶安全法に基づく安全基準の励行
- イ 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
- ウ 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

2 留萌開発建設部、留萌建設管理部

港湾、航路の直轄工事及び漁港工事の計画並びに施工に関しては、防災について十分配慮する。

3 増毛町

(1) 係留施設の維持管理

危険物等積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

(2) 火気及び立入禁止の処置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

(3) 大量の危険物の荷役についての処置

ア 荷役に関する保安についての指導監督

イ 消火器具の配備

ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(4) 陸域における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締

ア 施設の改善促進

イ 適正な危険物取扱いの指導

ウ 消火設備の維持管理の指導

エ 従業員の初期消火技術の向上

オ 化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

(5) 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

4 資機材等の整備

港湾及び漁港等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は、化学消化剤、オイルフェンス等の資機材を整備するように努めなければならない。

第3 応急対策

港湾及び漁港等における各種災害に対する応急対策は、「第2編 第2章 災害応急対策計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 留萌海上保安部

(1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害状況を迅速的確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

(2) 救援及び避難勧告

ア 事故船に対し、船舶の処分等災害局限措置を指導するとともに被災者の救援を行う。

イ 必要により沿岸住民、船舶に対する避難勧告指示及び避難救助を行う。

- (3) 消防活動
消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。
- (4) 流出油の拡散防止及び回収除去等
 - ア 関係船舶、船主、代理店に対し、流出防止処置、拡散防止処置及び除去について指導し、又は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の定めるところにより除去を命ずる。
 - イ 流出油による切迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急処置をとる。
 - ウ 流出油の回収指導に当たる。
 - エ 事故船からの油の抜取り指導に当たる。
 - オ 流出油の漂着が予想される沿岸水域にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの展張指導を実施する。
 - カ 町及び民間企業に対する自衛措置の指導に当たる。
 - キ 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに災害の拡大防止の措置をとる。
- (5) 広報活動
 - ア 人心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、適時広報を行う。
 - イ 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇による巡回等によりその状況を周知する。
- (6) 海上交通規制
 - ア 巡視船艇によりガス検知等を行い、危険海域の警戒に当たる。
 - イ 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。
 - ウ 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。
- (7) その他
 - ア 必要に応じ、巡視船艇又は航空機の応援派遣を要請する。
 - イ 海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

2 増毛町

- (1) 情報の収集及び関係機関に対する連絡
港湾及び漁港等における災害の状況を把握するとともに関係機関に連絡する。
- (2) 防疫活動
災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫の実施
- (3) 広報活動
災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。
- (4) 自衛隊派遣要請
災害の状況に応じ、自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

3 増毛町消防本部

- (1) 救助、救出及び避難
 - ア 災害による人命の救出を行う。

イ 災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため、立退きを勧告し、急を要する場合は、これらの者に対して避難のため立退きを指示する。

(2) 警戒区域の設定

危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 消防活動

ア 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

イ 船舶の消火活動は、海上保安部と連絡を密にして行う。

ウ 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対して、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。

(4) 応急資機材の調達輸送

ア 消火剤、オイルフェンス、油処理剤その他の応急資機材の調達輸送を行う。

イ 留萌海上保安部と連絡を密にして、流出油による切迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急措置をとる。

(5) 危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

(6) 応援要請

災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。

4 旭川地方気象台

災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき、気象観測資料等の情報を提供する。

5 留萌警察署

(1) 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

(2) 救助、救出

ア 災害による危険か所、避難立退き地域などを巡視して、避難におくれた者の発見、救助に努める。また、負傷者は直ちに応急措置をし、状況により救護所に搬送する。

イ 関係機関の行う船舶被災者の救助、救出について、その作業に必要な区域の確保、交通規制、交通整理等などを行い協力する。

(3) 避難

ア 災害の発生により生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

イ 緊急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを指示する。(立退き指示をした場合は、町長に通知する。また、町長が立退きを指示した場合は、これに協力する。)

- (4) 警戒区域の設定
 災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。(警戒区域を設定した場合は、町長に通知する。町長又は消防職(団)員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。)
- (5) 道路交通規制
 災害発生により道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、若しくは制限する。
- (6) 犯罪の予防、鎮圧
 ア 避難した被災者の留守家庭及び避難所等に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難などの予防に当たり、被災地域の治安を維持する。
 イ 被災地における補償、その他の利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止に当たる。
- (7) 危険物施設に対する治安
 ア 石油、火薬などの危険物については、災害を拡大するおそれが大きいので、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。
 イ 関係機関の行う保安措置について積極的に協力する。
- (8) 広報活動
 警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

第4 災害に対処する体制

港湾及び漁港における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

- 1 港湾及び漁港区域において大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、防災会議が中心となり災害対策を推進するものとする。この場合、災害の関係のある機関(民間企業も含む。)の代表者をもって組織する連絡機関を設けて、防災に対する連絡調整を行うものとする。
- 2 港湾及び漁港区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、昭和59年2月15日留萌海上保安部長と増毛町消防本部消防長との間に締結された船舶消火に関する業務協定により対処するものとする。

第5 相互応援計画

- 1 災害時においては、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。
- 2 自衛隊の派遣は、「第2編 第2章 第7節 自衛隊派遣要請計画」に基づき要請するものとする。
- 3 危険物関係施設及び漁港関係施設の管理者並びに水難救済会増毛救難所は、漁港防災対策上関係から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

第2章 災害復旧・被災者援護計画

大規模な事故災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第2編 第3章 災害復旧・被災者援護計画」に定めるところにより、円滑かつ迅速に復旧を進める。

増毛町地域防災計画

《計画編》

平成 31 年 3 月

発 行 増毛町
企画・編集 増毛町防災会議